

宇土市地域防災計画書

第2部

風水害対策編

宇土市防災会議

目 次

第2部 風水害対策編

第1章	災害応急対策計画	184
第1節	予警報等伝達計画	186
第2節	通信施設利用計画	198
第3節	情報収集及び被害報告取扱計画	200
第4節	広報計画	222
第5節	水防計画	225
第6節	消防計画	226
第7節	避難収容対策計画	227
第8節	災害救助法の適用計画	244
第9節	救出計画	248
第10節	行方不明者等搜索及び遺体収容埋葬計画	250
第11節	医療救護計画	252
第12節	食料調達・供給計画	254
第13節	給水計画	256
第14節	生活必需品供給計画	258
第15節	救援物資要請・受入・配分計画	261
第16節	住宅応急対策計画	263
第17節	交通規制計画	265
第18節	緊急通行車両確認計画	273
第19節	応急公用負担と労働力の確保	276
第20節	保健衛生計画	279
第21節	災害ボランティア連携計画	282
第22節	ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画	286
第23節	文教対策計画	290
第24節	障害物除去計画	292
第25節	公共施設応急対策計画	294
第26節	建築物・宅地等応急対策計画	297

目 次

第2章	災害復旧・復興計画	299
第1節	災害復旧・復興の基本方針	301
第2節	公共土木施設災害復旧計画	302
第3節	農林水産施設災害復旧計画	304
第4節	その他の災害復旧計画	306
第5節	被災者の生活支援に向けたトータルケア	308
第6節	復興計画	322

宇土市地域防災計画 風水害対策編 項目別担当部局

章・節		項 目	頁	総 務 部	企 画 財 政 部	市 民 環 境 部	健 康 福 祉 部	経 済 部	建 設 部	教 育 委 員 会	会 計 課	支 所	議 会 事 務 局	監 査 委 員 事 務 局	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
第 1 章	災害応急対策計画	第 1 節 予警報等伝達計画	181	○					○			○			
		第 2 節 通信施設利用計画	193	○	○				○			○			
		第 3 節 情報収集及び被害報告取扱計画	195	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
		第 4 節 広報計画	217		○										
		第 5 節 水防計画	220	○	○	○	○	○	○	○		○			
		第 6 節 消防計画	221	○											
		第 7 節 避難収容対策計画	222	○		○	○	○	○	○		○			
		第 8 節 災害救助法の適用計画	238				○								
		第 9 節 救出計画	242	○											
		第 10 節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	244	○		○									
		第 11 節 医療救護計画	246				○								
		第 12 節 食料調達・供給計画	248	○			○			○					
		第 13 節 給水計画	250	○			○		○	○					
		第 14 節 生活必需品供給計画	252	○			○								
		第 15 節 救援物資要請・受入・配分計画	255	○	○										
		第 16 節 住宅応急対策計画	257						○						
		第 17 節 交通規制計画	259	○					○						
		第 18 節 緊急通行車両確認計画	267	○	○										
		第 19 節 応急公用負担と労働力の確保	270	○											
		第 20 節 保健衛生計画	273			○	○								

[illegible]

第1章 災害応急対策計画

項目	関連部局	ページ
第1節 予警報等伝達計画	総務部、建設部、支所	186
第2節 通信施設利用計画	総務部、企画財政部、建設部、支所	198
第3節 情報収集及び被害報告取扱計画	総務部、企画財政部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会、支所、議会事務局	200
第4節 広報計画	総務部、 企画財政部	222
第5節 水防計画	総務部、企画財政部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会、支所	225
第6節 消防計画	総務部	226
第7節 避難収容対策計画	総務部、市民環境部、健康福祉部、経済部、建設部、教育委員会、支所	227
第8節 災害救助法の適用計画	健康福祉部	244
第9節 救出計画	総務部	248
第10節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	総務部、市民環境部	250
第11節 医療救護計画	健康福祉部	252
第12節 食料調達・供給計画	総務部、健康福祉部、教育委員会	254
第13節 給水計画	総務部、健康福祉部、建設部、教育委員会	256
第14節 生活必需品供給計画	総務部、健康福祉部	258
第15節 救援物資要請・受入・配分計画	総務部、企画財政部	261
第16節 住宅応急対策計画	建設部	263
第17節 交通規制計画	総務部、建設部	265
第18節 緊急通行車両確認計画	総務部、企画財政部	273
第19節 応急公用負担と労働力の確保	総務部	276
第20節 保健衛生計画	市民環境部、健康福祉部	279

項目	関連部局	ページ
第21節 災害ボランティア連携計画	健康福祉部	<u>282</u>
第22節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画	市民環境部	<u>286</u>
第23節 文教対策計画	教育委員会	<u>290</u>
第24節 障害物除去計画	建設部	<u>292</u>
第25節 公共施設応急工事計画	市民環境部、 健康福祉部、経済部、 建設部、教育委員会、 支所	<u>294</u>
第26節 建築物・宅地等応急対策計画	市民環境部、建設部	<u>297</u>

第1節 予警報等伝達計画

(総務部・建設部・支所)

本計画は、災害発生のおそれのある時に行う気象業務法に基づく特別警報、警報及び注意報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等(以下「予警報等」という。)を県、市、関係機関、住民に迅速かつ確実に伝達するための通報系統及び要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期するものである。

第1 予警報等の定義

この計画において、気象及び水象に関する予警報及び情報の定義は、次に定めるところによる。

1 特別警報、警報及び注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(1) 熊本地方気象台が発表する特別警報、警報・注意報の種類及び発表基準

ア 発表の基準の欄に記載した数値は、市町村ごとに過去の災害を網羅的に調査した上で、重大な災害の発生するおそれのある値を警報の基準に、災害の発生するおそれのある値を注意報の基準に設定したものである。

イ 特別警報、警報、注意報はその種類に係わらず、これらの新たな特別警報、警報又は注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

ウ 特別警報・警報・注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、以下を本文冒頭にできる限り簡明にして記載する。

(い つ) 注意警戒すべき期間…「〇〇日昼過ぎから夕方にかけて」等具体的に示す。

(どこで) 注意警戒すべき地域…現象の中心になると予想される地域を概ね一次細分区域毎に示す。

(何 が) 警戒すべき対象災害…土砂災害、浸水害、高波等具体的に示す。

種 類		発表基準
特 別 警 報 （警戒レベル5相当）	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警 報 （警戒レベル3・4相当）	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。表面雨量指数20以上又は土壤雨量指数158以上になると予想される場合。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 流域雨量指数が潤川流域=5、網津川流域=10.1、網田川流域=6.3又は複合基準で浜戸川下流流域=（10、15.1）、潤川流域=（10、4.9）、網津川流域=（10、8.9）、網田川流域=（10、6.1）になると予想される場合。
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件が該当する場合である。 12時間の降雪の深さが、平地10cm以上、山地20cm以上になると予想される場合。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。平均風速20m/s以上になると予想される場合。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 雪を伴い、平均風速20m/s以上になると予想される場合。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。有義波高が2.5m以上になると予想される場合。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 海岸線の潮位が標高3.0m以上。

第2部 風水害対策編**第1章 災害応急対策計画****第1節 予警報等伝達計画**

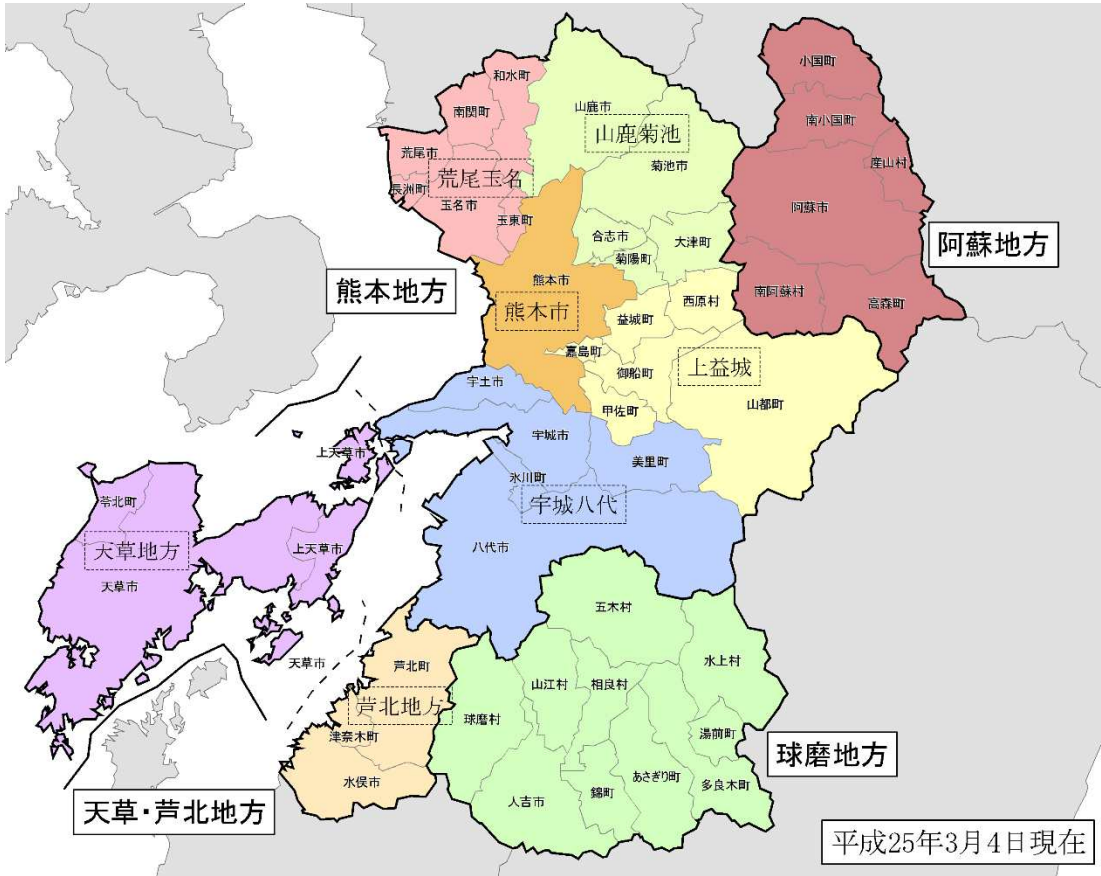
種 類		発表基準
注 意 報 (警 戒 レ ベ ル 2 相 当)	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 表面雨量指数13以上又は土壌雨量指数105以上になると予想される場合。
	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 潤川流域=4、網津川流域=8、網田川流域=5又は複合基準で浜戸川下流流域=(10、10.7)、潤川流域=(6、4)、網津川流域=(6、8)、網田川流域=(8、4.1)になると予想される場合。
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件が該当する場合である。 12時間の降雪の深さが、平地3cm以上、山地5cm以上になると予想される場合。
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件が該当する場合である。 平均風速が10m/s以上になると予想される場合。
	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件が該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が10m/s以上になると予想される場合。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 有義波高が1.5m以上になると予想される場合。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 海岸線の潮位が標高2.5m以上になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件が該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上で100m以下、海上で500m以下となると予想される場合。
	雷注意報	落雷等によって被害が予想される場合。
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には、次の条件が該当する場合である。 実効湿度が65%以下で最小湿度が40%以下になると予想される場合。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 積雪の深さ100cm以上で、1. 気温3℃以上の好天 2. 低気圧等による降雨 3. 降雪の深さが30cm以上のいずれかが予想される場合。
	着氷（雪） 注意報	着氷（雪）が著しく通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合。 具体的には、次の条件が該当する場合である。 大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が-2℃から+2℃と予想される場合。
	霜注意報	早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が予想される場合。 具体的には、次の条件が該当する場合である。 11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温3℃以下になると予想される場合
	低温注意報	低温によって農作物等、水道管（破裂）、道路（凍結）等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件が該当する場合である。 冬期：平地で最低気温が-5℃以下になると予想される場合。 夏期：日平均気温が平年より4℃以上低い日が3日続いた後、更に2日以上続くと予想される場合。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。

- 注1) 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。
- 注2) 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもので、土砂災害発生の危険度を示す指標である。
土壌雨量指数は1km格子毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市内における基準値の最低値を示している。
- 注3) 流域雨量指数とは、細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まってくる水の量から洪水の危険度を示す指標である。このため、上流域で降った雨も含めて、洪水危険度を監視することが可能である。
欄中、「〇〇川流域＝〇〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇〇以上」を意味する。
- 注4) 複合基準は（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。
欄中、「〇〇川流域＝△△、〇〇」は、「〇〇川流域の表面雨量指数△△以上かつ流域雨量指数〇〇以上」を意味する。
- 注5) 基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。
- 注6) 「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川〔△△〕」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を、氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。
- 注7) 潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）である。
- 注8) 融雪注意報は、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準は設けられていない。

(2) 特別警報・警報・注意報の発表地域

原則として市町村（二次細分区域）ごとに発表する。気象情報や特別警報・警報・注意報がテレビ・ラジオで放送される際は、市町村をまとめた地域が利用される場合もある。

宇土市は市町村をまとめた地域では「宇城八代」、二次細分区域では「宇土市」に分けられている。



■警報・注意報の地域細分図

一次細分区域	市町村をまとめた地域	二次細分区域
熊本地方	山鹿菊池	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町
	荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
	熊本市	熊本市
	上益城	西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
	宇城八代	宇土市、宇城市、八代市、美里町、氷川町
阿蘇地方		阿蘇市、高森町、南阿蘇村、南小国町、小国町、産山村
天草・芦北地方	天草地方	天草市、上天草市、苓北町
	芦北地方	水俣市、芦北町、津奈木町
球磨地方		人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村

2 気象情報

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次の3つに大別される。

- ア 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが特別警報、警報、注意報等を未だ行うに至らない場合などに予告的に発表する予告的情報。
- イ 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、特別警報、警報や注意報などを行っている場合などに、特別警報・警報・注意報を補完するための補完的情報。
- ウ 大雨警報を発表中の二次細分区域においてキキクル（気象庁）の「危険」（紫）が出現しかつ、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨（熊本県では**1時間110mm以上**）を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼び掛ける「熊本県記録的短時間大雨情報」。

3 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。

知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報しなければならない。

※ 火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。

熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。

なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

4 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

5 指定河川（緑川水系）洪水予報の発表基準

国土交通大臣及び気象庁長官指定河川「緑川水系」の洪水予報は、国土交通省熊本河川国道事務所と熊本地方気象台が共同で発表するものであり、その種類及び発表の基準は次のとおりである。

種類	発表基準
緑川水系氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
緑川水系氾濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
緑川水系氾濫危険情報（洪水警報）	急激な水位上昇により、基準地点の水位がまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれる場合、あるいは、氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき。
緑川水系氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生したとき。

6 水防警報

水防警報とは、水防法に基づく国土交通大臣又は県知事が指定する河川、海岸又は湖沼について洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長（熊本河川国道事務所長）が、県知事が指定する河川等については、県知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

7 水防に関する情報

水防に関する情報とは、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発するものである。

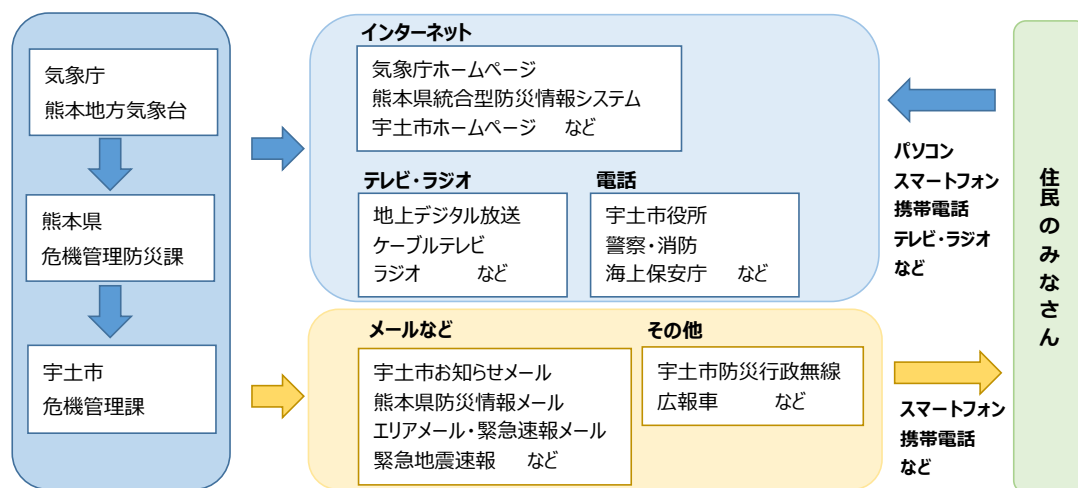
8 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）または大雨特別警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や、住民の自主避難の参考となるよう市町村毎（八代市や天草市及び山都町については東部・西部に分割）に発表する。

第2 予警報の伝達系統

1 特別警報、警報及び注意報の伝達系統

特別警報・警報・注意報等は、原則として次の系統図により迅速、かつ的確に伝達し、住民に周知させるものとする。ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類又は時期により、下部機関に伝達を必要としないものについてはこの限りでない。また、特別警報・警報の種類によっては、必ずしもこの系統図によらない。



(1) 予警報の伝達手段

- ア 宇土市同報系防災行政無線による放送
- イ 有線電話による伝達
- ウ 無線電話による伝達
- エ 広報車による巡回
- オ 宇土市お知らせメールによる周知
- カ 市ホームページ及び市公式 FaceBook による周知

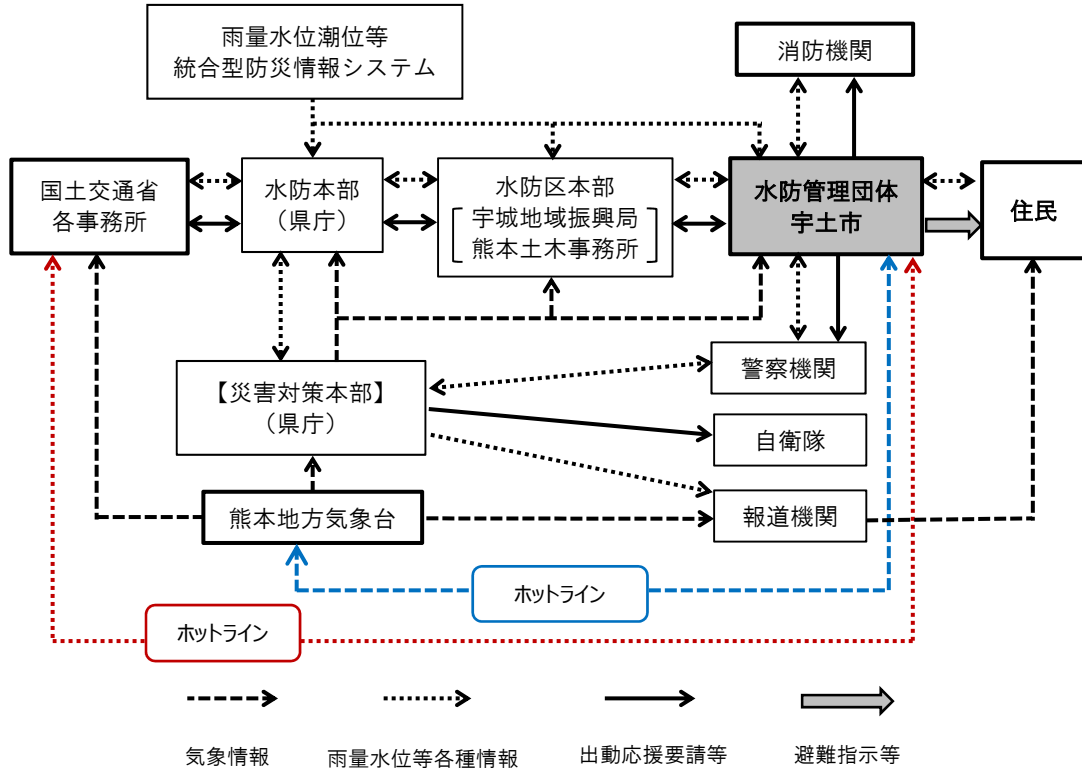
(2) 消防団及び行政区長等防災関係機関を通じた一般住民への伝達系統

消防団及び行政区長等防災関係機関を通じた住民への伝達系統については、各関係機関において予め伝達系統を定めておくことが必要である。

2 水防計画における情報の伝達系統

県は、熊本地方気象台と国土交通省が共同で行う洪水予報や水防警報及び県知事が行う水防警報を市に通知するとき、次の伝達系統により実施する。

【水防情報等の連絡系統】



3 土砂災害警戒情報の伝達系統

土砂災害警戒情報は、土砂災害による人的被害防止の観点から、大雨警報発表中で更に大雨による土砂災害発生危険度が高まった市町村に対して、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的として、熊本県と熊本地方気象台が共同して発するものである。気象庁のホームページ及び熊本県統合型防災情報システムでも提供される。

第3 予警報の取扱い

市長は、各機関から伝達を受けた警報・注意報等を、地域防災計画の定めるところにより、市防災行政無線等を活用し、速やかに住民等に周知するよう努めるものとする。

特に、特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に周知するための措置を講ずるものとする。

1 本庁における取扱い

- (1) 勤務時間中に、N T TからF A X通信による気象台の発表又は県防災情報ネットワークシステムによる熊本県危機管理防災課からの一斉指令を受けた場合、危機管理課長はその特別警報・警報・注意報等の種類に応じ、直ちに関係各課及び関係機関に対し伝達するものとする。

このうち、特別警報については、最大級の警戒を行うとともに、災害即応体制の確立に努め、状況に応じて「警戒レベル4 避難指示」の発令を行い、記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報などの重要な気象関係情報については、更なる警戒強化と避難指示等の発令を行うものとする。

ただし、注意報については、その種類又は時期により下部機関に伝達を必要としないものについてはこの限りでない。

- (2) 勤務時間外に、N T TからF A X通信による気象台の発表又は県防災情報ネットワークシステムによる熊本県危機管理防災課からの一斉指令を受けた場合、警備員が受領し、直ちに危機管理課長に対し電話等により連絡するものとする。電話を受けた危機管理課長は必要があれば、直ちに関係機関に対し伝達するものとする。

2 支所における取扱い

- (1) 勤務時間中に、本庁から特別警報、警報及び注意報等の伝達を受けた場合、支所長は、直ちに関係機関に対し伝達するものとする。

ただし、本庁からの伝達の必要なしとの指示があれば、その限りでない。

- (2) 勤務時間外において、携帯電話等で本庁から特別警報、警報及び注意報等の伝達を受けた場合は、(1)と同様とする。

第4 予警報等伝達責任者

特別警報、警報及び注意報等の伝達を迅速、かつ的確に実施するため、次のとおり予警報等伝達責任者を定めるとともに、円滑かつ速やかな伝達が行えるよう予警報等伝達責任者の携帯電話番号を把握しておくなど、緊急時の連絡手段をあらかじめ確保しておくものとする。

- | | |
|---------|-----------|
| 1 危機管理課 | 1名(防災担当者) |
| 2 網田支所 | 1名(網田支所長) |
| 3 網津支所 | 1名(網津支所長) |

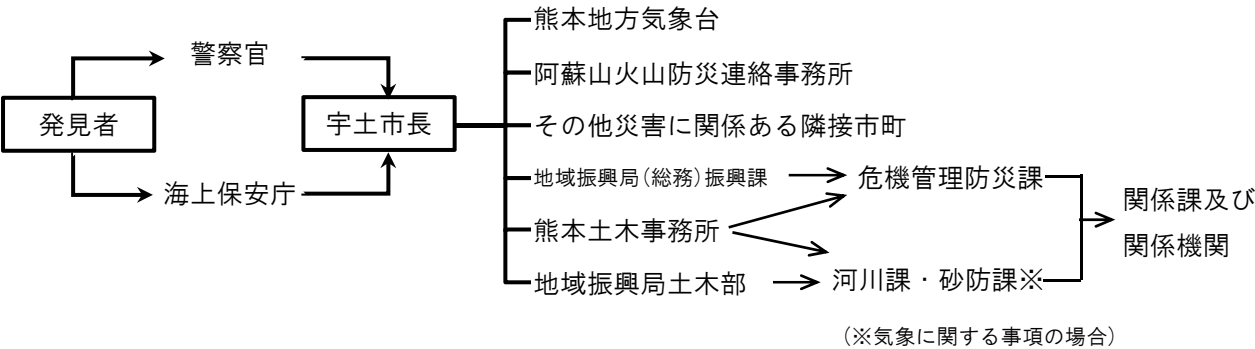
第5 異常発見時における措置

- 1 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見したものは、直ちに自己又は他人により市長又は警察官若しくは、海上保安官に通報するものとする。（災害対策基本法第54条）
- 2 ここにいう異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

気象に関する事項	著しく異常な気象現象		強い台風、強い降ひょう等
地象に関する事項	火山関係	噴火現象	① 噴火（爆発、溶岩流、泥流、熱雲等）及びそれに伴う降灰砂等
		噴火以外の火山性異常現象	① 火山地域での地震の多発 ② 火山地域での鳴動の発生 ③ 火山地域での顕著な地形変化、山崩、地割れ、土地の昇沈等 ④ 噴気、噴煙の顕著な異常変化、噴気孔、火孔の新生、拡大、移動、噴気、噴煙の量、色臭、温度、昇華物等の異常変化 ⑤ 火山地域での湧泉の新生、涸渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化 ⑥ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ現象 ⑦ 火山付近の海岸、湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚の浮上、発泡、温度の上昇等
	地震関係	頻発地震	数日間にわたり頻発に感ずるような地震
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪		

- 3 異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。

(1) 系統



(2) 通報の方法

発見者から宇土市長への通報は、電話によることを原則とする。

宇土市長から熊本地方気象台に対する通報は、電話によることを原則とする。

ただし、地震に関する事項については文書によってもよいものとする。

第6 気象等伝達についての応急措置等

1 災害の発生その他の事情により、気象等の伝達について、第2及び第3に定める措置によることができないときは、関係機関は相互に連絡協力して、特別警報・警報・注意報を市民に周知させるための措置を講ずるものとする。

2 気象業務法第15条及び第15条の2に基づく東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社から市長あての警報事項の伝達は次のとおりである。

なお、市は熊本県統合型防災情報システムや気象庁ホームページ及びテレビ・ラジオ等から防災気象情報を収集し、熊本地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、気象情報、予報等の内容に注意するよう努めるものとする。

- (1) 特別警報・警報を行ったときは、その警報文の全文
- (2) 特別警報・警報を解除したときは、その旨
- (3) 特別警報・警報が注意報に切替えられたときは、その注意報文の全文

第2節 通信施設利用計画

(総務部・企画財政部・建設部・支所)

災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集その他応急措置等についての通信施設の利用は、次により行うものとする。

なお、各機関においては、あらかじめ、通信回線を多重化すること等により、災害に強い情報通信網の構築を図るとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。

第1 通常の場合における通信施設の利用

災害時における気象予警報の伝達若しくは情報の収集、その他災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況等により異なるが、おおむね次の方法のうちから実情に即した方法で行うものとする。

1 加入電話による通信

災害時における通信施設の利用は、通常、それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡する。なお、災害対策関係機関は、災害時における優先的利用を行うため、平常時からNTT西日本熊本支店に連絡し、非常電話の指定を受けておくものとする。

※ 宇土市役所における非常電話番号(災害時優先電話番号)は、次の5回線である。

2 2 - 1 0 1 6	(宇土市役所 3階 庁議室(災害対策本部) *開設順位 1位)
2 2 - 1 0 1 0	(宇土市役所別館 2階 災害対策本部) *開設順位 2位
2 3 - 6 2 6 2	(宇土市役所 3階 危機管理課執務室)
2 4 - 3 2 1 1	(宇土市役所網津支所)
2 7 - 1 1 1 1	(宇土市役所網田支所)

緊急を要する通話に当たっては、「非常・緊急」(この場合非常・緊急通話の請求をするときは、その旨及び必要な理由を電話取扱局に告げるものとする。この場合、電話取扱局は、その電話が非常通話として取り扱われる機関若しくは内容であるとの説明を求めることができる。)をもって呼び出し、関係機関に通報するものとする。

2 電報による通信

災害のための緊急を要する電報に当たっては、西日本電信電話株式会社が定める「電報サービス契約約款」(平成11年西企営第2号)の定めるところによることとし、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出ることとする。

非常・緊急扱いの電報を発着する機関の範囲並びに内容は、普通電話による非常・緊急通話に準じて取り扱う。

3 警察電話による通信

警察機関(県警察本部、宇城警察署、宇土交番、花園・網津駐在所)を通じて通報するものとする。

4 防災行政無線電話による通信

防災行政無線が設置されている関係機関相互間において通信を行うものとする。

5 移動通信系の活用

市は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、[公共安全モバイルシステム](#)、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備に努める。

第2 移動系無線通信の利用

1 消防団無線機について

災害時において消防団の各班に配置してある移動系無線機（以下、「消防団無線機」という）を利用して連絡を行うものとする。

2 消防団無線機の配置箇所

本市の消防団無線機の配置箇所は次の通りである。

種類		配置箇所
基地局		親局（市役所）、再送信子局（長浜、住吉）
移動局	市公用車	危機管理課1台（指令車）、財政課1台（エスティマ）、環境交通課1台（青パト）、福祉課1台（日赤車）、土木課2台、農林政策課1台、 水産振興室1台 、上下水道課2台（合計10台）
	消防積載車	1分団6台、2分団8台、3分団5台、4分団9台、5分団8台、6分団4台、7分団9台、市役所隊3台、本部3台、市役所（危機管理課）5台（合計60台）

3 全ての通信施設が途絶した場合

全ての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる場合を除き、各種の交通機関を利用し、または徒歩等による使用者を持って連絡するものとする。

第3節 情報収集及び被害報告取扱計画

（ 総務部・企画財政部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会・支所・議会事務局 ）

災害対策基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについては、関係各省庁から指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、本節の定めるところによって行うものとする。また、市は、災害時の個人情報の取扱いについて、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応するものとする。

第1 実施責任者

市長は、管内の被害情報等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

なお、県への報告にあたっては、原則として、防災情報共有システムへの入力により報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により市長が県（県本庁又は宇城地域振興局）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」の一部が改正され、地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を観測したもの（被害の有無を問わない。）については市が直接消防庁に対して報告するものとする。（平成12年11月22日付け消防災第98号・消防情第125号消防庁長官による）

第2 被害報告取扱責任者

市長は、被害報告等が迅速かつ的確に処理できるよう、あらかじめ被害報告取扱責任者を定めておくものとする。本市における被害報告取扱責任者は、危機管理課長とする。

第3 情報共有システムの活用

市は、防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む。）を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。このため、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の国の非常災害対策本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

さらに、SNS等のデータを活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

なお、市は、避難指示等を発令した場合には、県防災情報共有システムを通じ、災害情報共有システム（Lアラート）（以下「Lアラート」という。）へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

なお、平時から市は、各種防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図るものとする。

第4 被害等の調査

市は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

1 災害初動期の情報収集

(1) 情報収集事項

被害状況調査員には、市職員、消防団員、行政区長、その他関係機関職員があたるものとする。災害初動期は次の情報を中心に収集するものとする。

情報の区分	主な情報内容
風水害に関する情報	○ 警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表状況
人命に関する情報 (行方不明者を含む)	○ 死者、負傷者及び要救助者の発生状況 ○ 土砂崩れ等に伴う生き埋め災害情報 ○ 職員の安否確認
被害拡大に関する情報	○ 火災発生の状況 ○ がけ崩れ等の二次災害発生状況 ○ 危険物の漏洩、ガス漏れ情報
応急対策活動上必要な 情報	○ 市役所庁舎等の災害活動拠点の被害状況 ○ 道路などの応急対策活動に当たって重要となる施設 の被害状況

行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

さらに、市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(2) 留意事項

ア 被害状況の調査に当たっては、関係機関相互に連絡をとり、調査脱ろう、重複調査のないよう充分留意すること。

イ 必ず写真等の明確な資料を残すよう心がけること。

ウ 被害世帯、人員等についての詳細な調査は、現地調査のほか住民登録等を照合し的確を期すること。また、り災者については、次のり災世帯名簿を作成すること。

エ 調査は、事前に被害調査の担当者及び班を定め、正確、迅速な調査ができるよう配慮すること。

り 災 世 帯 名 簿	
熊本県宇土市 No.	
災害の種類	
災害発生日時	
り 災 状 況	
り 災 世 帯 住 所	熊本県宇土市
り 災 世 帯 主 氏 名	
※ 世帯員で、人的被害がある場合、被害状況を記入すること。	

(3) 勤務時間内における情報収集活動

各対策部は次の要領により被害状況を収集する。
被害状況調査は、地区毎に行い、最後に危機管理課にて集計を行う。

区分	情報収集の方法等
各対策部	○ 市役所庁舎周辺の被害確認 ○ 避難所からの情報 ○ 消防団員からの情報 ○ 119番通報（消防本部） ○ 所管施設の被害確認 ○ 市民等からの通報 ○ 外出職員からの情報 ○ 情報収集要員からの情報

(4) 勤務時間外における情報収集活動

職員は、参集途上における被害状況を把握し、その情報は各対策部において集約し危機管理課に報告するものとする。
なお、参集途上における情報収集は、あくまでも概略的な情報収集とし、迅速な参集を第一に考えなければならない。
ただし、勤務場所への参集途上において災害の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防本部へ連絡し、周囲の住民と協力し人命救助を優先し、勤務場所へは、情報を連絡する。

2 災害対策本部設置後の情報収集

(1) 各対策部及び住民からの情報収集

災害対策本部室通信情報班は、各対策部や住民から収集する災害情報を、災害対策本部室に報告するものとする。収集する災害情報を次に示す。
なお、災害対策本部室は、被害が甚大で調査が困難な場合、必要に応じ自衛隊、警察本部へ、ヘリコプターによる広域的な情報収集を要請し、早期把握に努めるものとする。

■災害情報収集事項

情報区分		収集する情報の内容	
防災気象情報等		○ 警報・注意報等	
被害情報	人的被害	○ 発生場所、原因及び被害者数 ○ 被害者の住所、氏名、年齢等 ○ 負傷者の負傷程度及び収容先	死者 行方不明者 負傷者
	建物被害	○ 床上・床下浸水棟数及び被害程度 ○ 建物の名称及び所在地 ○ 被災世帯及び被災者数	住家・非住家 事業所
	公共施設被害	○ 床上・床下浸水棟数及び被害程度 ○ 施設の名称及び所在地 ○ 入所者の被災状況及び避難状況	福祉施設、教育施設 清掃施設、その他の施設
	土木施設被害	○ 被害箇所と被害程度 ○ 応急措置等の対応状況 ○ 道路の通行止め箇所	道路・橋梁・公園 河川
	農水関係被害	○ 被害箇所と被害程度	農水産関係
ライフライン情報		○ 被害箇所と被害程度 ○ 応急措置等の対応状況 ○ 停電、ガス供給停止、断水状況 ○ 交通機関の運行状況	上下水道関係 電力・電話・ガス関係 交通関係
消防情報		○ 119番通報の状況 ○ 火災発生状況及び延焼状況 ○ 救助、救急事案の発生状況及び対応状況 ○ 危険物施設等の被害状況 ○ ガス漏れ等の発生状況	
医療救護情報		○ 医療機関の被害状況 ○ 応急救護所等の設置状況	
避難情報		○ 自主避難の状況 ○ 避難指示の発令状況 ○ 避難世帯数及び避難者数 ○ 避難所の開設状況	
その他の情報		○ 孤立集落の発生状況 ○ その他の被害箇所と被害の程度 ○ その他必要な情報等	ブロック塀倒壊、がけ崩れ、その他

(2) 防災関係機関からの情報収集

災害対策本部室通信情報班及び各対策部は、状況に応じて、防災関係機関から次の情報を収集するものとする。

収集担当	収集する情報	収集機関
災害対策本部室 通信情報班	警報・注意報、土砂災害警戒情報等	熊本地方気象台
	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況	熊本県警察
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	九州電力送配電株式会社 宇城配電事業所 N T T 西日本熊本支店 西部ガス（株）熊本地区
	鉄道施設の被害と復旧状況等	J R 九州熊本支社
	県下の被害情報	熊本県危機管理防災課
健康福祉対策部	医療施設の被害と診療状況等	宇土地区医師会
建設対策部	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況	熊本河川国道事務所
	県管理道路、橋梁の被害と復旧状況	宇城地域振興局
	九州自動車道の被害と復旧状況等	N E X C O 西日本（株）九州支社
	国管理河川の被害と復旧状況	熊本河川国道事務所
	県管理河川の被害と復旧状況	宇城地域振興局

第5 災害情報収集・伝達関係者の安全確保

災害・被害情報収集・伝達等防災業務に従事する者の安全確保について留意するものとし、
平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

第6 応急対策活動情報の連絡

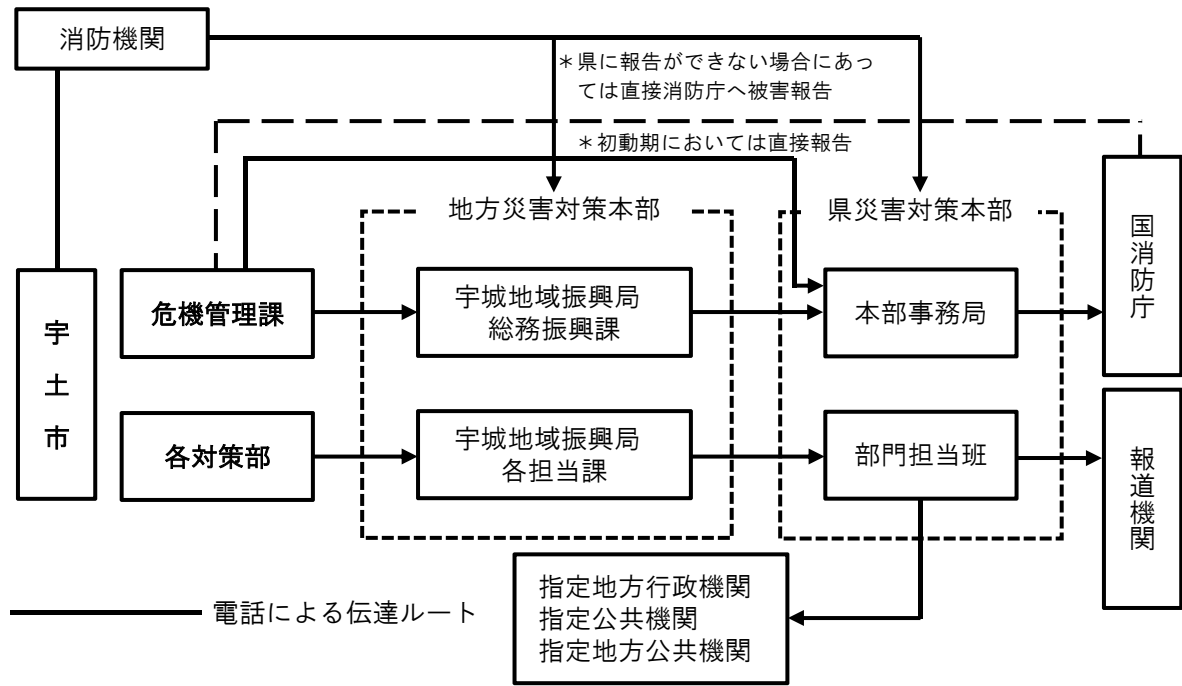
市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を報告し、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。
県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ国に連絡する。

第7 防災関係機関等の協力関係

市、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。
また、平常時においては、総合防災訓練などの各種訓練や熊本県ヘリコプター運用調整会議の開催等を通じ、関係機関の情報交換や連携体制の強化に努めるものとする。

第8 情報の伝達系統

情報の伝達系統は、次のとおりである。



■ 消防庁連絡先

火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

時間帯		平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先		応急対策室	宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク (注1)	電話	3-048-500-90-49013	3-048-500-90-49102
	FAX	83-048-500-90-49033	83-048-500-90-49036

(注1) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部をつなぐネットワーク

【消防庁災害対策本部設置時の連絡先】

報告先		消防庁災害対策本部 情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
NTT 回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク (注1)	電話	3-048-500-90-49175
	FAX	83-048-500-90-49036

第9 被害報告取扱要領

災害対策基本法、災害救助法、その他法令等の規定による災害に関する情報収集、被害報告(以下「被害報告等」という。)は、市における災害応急対策及び災害復旧の基礎資料となるものであるから、迅速かつ適格に処理するものとし、この取扱いについては、下記の要領によって行うものとする。

1 定義

この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- (2) 被害の判定基準及び用語の説明は、次のとおりである。

第2部 風水害対策編

第1章 災害応急対策計画

第3節 情報収集及び被害報告取扱計画

区分		判定基準及び用語の解説
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1 月以上治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治癒できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	戸数	独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。いるか？
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然 2 世帯とする。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。 すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。 すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が、20% 以上 50% 未満のものとする。
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
り災者等	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

区分		判定基準及び用語の解説
	り災者	り災世帯の構成員とする。
文教施設	公共文教施設	公立の文教施設とする。
	学校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	社会教育施設	学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）を行うための施設であって、公民館、図書館、博物館、青年の家及びその他必要な施設とする。
	文化財	文化財保護法第 2 条に定める文化財のうち、有形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群とする。
農林水産施設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置にする法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
	農業用施設	農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1. かんがい排水施設 2. 農業用道路 3. 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設
	林業用施設	林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1. 林地荒廃防止施設（地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。） 2. 林道
	漁業施設	漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1. 沿岸漁場整備開発施設 2. 漁港施設
	共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合、同連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設とする。
公共土木施設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律 5 第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	海岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設とする。
	砂防	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	林地荒廃防止施設	山林砂防施設（立木を除く。）又は海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）とする。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設とする。

第2部 風水害対策編

第1章 災害応急対策計画

第3節 情報収集及び被害報告取扱計画

区分		判定基準及び用語の解説
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路と連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	漁 港	漁港及び漁場の整備に関する法律第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。
	下 水 道	下水道法第2条第3項に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路とする。
	集落排水施設	農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設とする。
衛生施設	医療機関	病院、診療所及び助産所とする。
	そ の 他	各種医療関係者養成機関、衛生検査所、歯科技工所、施術所、保健センター、火葬場、と畜場等とする。
環境施設	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	水道施設	人の飲用に適する水として供給する施設であつて、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設とする。
	水質特定施設排水施設対象事業場	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、熊本県生活環境の保全等に関する条例第28条第2号に規定する排水施設及び熊本県地下水保全条例第7条第2号に規定する対象事業場で、災害によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとする。
	廃棄物処理施設	ごみ処理、し尿処理施設及び産業廃棄物処理施設とする。
社会福祉施設	老人福祉施設	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）とする。
	児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。
	心身障害者福祉施設	障がい者支援施設、就労継続支援事業所、身体障害者福祉ホーム、補装具制作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設及び身体障害者福祉センターとする。
	介護保険施設	介護保険法に規定する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設とする。
都市施設	公 園 等	都市計画法第11条第1項第2号に規定する公園、緑地、広場、墓園、その他の施設とする。
	そ の 他	街路、都市排水施設、防空壕、堆積土砂排除事業等の要件を具備したものとする。
公 共 住 宅		公営住宅法により、地方公共団体が国の補助を受けて建設し、その住民に賃貸するための住宅及びその付帯施設とする。
農業関係施設	農作物等	米、麦、雑穀類、野菜、果樹、工芸作物、飼料作物、花卉、桑及び茶などとする。
	樹 体	果樹、茶樹、桑樹等の樹体とする。
	家 畜 等	牛、馬、豚、鶏等の家畜及び畜産物とする。
	在 庫 品	農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有又は管理する物（生産資材、食料品、消費生活物資等）とする。
	非共同利用施設	個人所有の倉庫、畜舎、ビニールハウス、その他の農業用施設とする。

区分		判定基準及び用語の解説
林業関係被害	山地崩壊	土砂の崩落又は地すべりにより山地が崩壊したものとする。
	造林地等	人工造林地における造林木及び天然木（利用伐期齢級未満のもの）とする。
	林産施設	木材倉庫、貯木場、集運材施設、炭がま、木炭倉庫、しいたけ育成施設、特殊林産倉庫、しいたけほだ木等とする。
	苗畑等	幼苗、山行苗の苗木及び苗畑やその附属施設とする。
	林産物	立木（利用伐期齢級以上のもの）、素材、製材、竹材、たけのこ、しいたけ、その他のものとする。
	在庫品	森林組合及び森林組合連合会並びに木・製材業者の所有又は管理するもの（木材、薪炭、特殊林産物）とする。
水産業関係被害	水産物	漁獲物、養殖物及び加工品等とする。
	漁船	漁業に従事する船舶、漁場から漁獲物等を運搬する船舶、漁場に関する試験、調査、指導、若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するものとする。
	漁具	大型定置網・小型定置網、さし網、はえなわ、たこつぼ、えり、やな等とする。
	養殖施設	のり、かき、真珠、ほたて貝、はまち、たいなどの魚貝類の養殖施設とする。
	漁場	漁業法第6条に規定する漁業権の設定されている漁場とする。
	在庫品	水産業協同組合の所有又は管理するものとする。
商工業関係被害	商業	商品をもって利益を得ることを目的とする事業であって卸業、小売業、仲立ち業などとする。
	工業	原料を加工して有用物とする事業とする。
	鉱業	鉱物の試掘、採掘及びこれに附属する選鉱、製錬、その他の事業とする。
	観光施設	観光旅行者の利用に供される施設であって、宿泊施設及びその附属施設、遊園地、動物園、スキー場及びその他の遊戯、観賞又は運動のための施設とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみに発生した火災とする。
その他の被害	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	交通止め	冠水又は崩土等により交通止めとなった道路とする。
	がけ崩れ	道路、人家又はその他の施設に影響を及ぼす山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れとし、農林水産業施設、公共土木施設、農業関係被害及び林業関係被害欄に掲げたものを除いたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

第2部 風水害対策編

第1章 災害応急対策計画

第3節 情報収集及び被害報告取扱計画

2 収集及び報告要領

- (1) 災害を覚知したときは、その災害の状況、災害に対してとるべき措置を別紙様式1（災害情報）により、その都度地域振興局に報告すること。
- (2) 災害による被害状況及び応急措置状況等（様式2号）を一定時間（特に指定しない場合には、毎日9時30分まで及び14時30分までの2回）に、地域振興局に報告すること。
- (3) 同一災害による被害状況については、被害調査及び応急対策が終了した後10日以内に文書（様式2号）をもって地域振興局に報告すること。
- (4) 毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況（災害年報（様式5号））を、4月1日現在で明らかになったものを4月5日までに地域振興局に報告するものとする。

3 災害等の種別

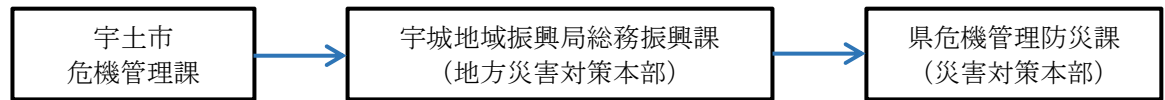
災害の報告は、災害情報、被害状況報告、被害状況確定報告、災害年報とし報告の区分及び報告様式は、次のとおりとする。

報告区分	報告責任者	報告様式	摘要
(1) 災害情報	市長	様式第1号	災害を覚知したときは、災害の状況及び災害に対して採るべき措置等についてその都度報告すること。
(2) 被害状況報告 （速報）	市長	様式第2号	災害により発生した被害状況及び応急措置状況を一定時間を置き報告する者とする。
(3) 被害状況報告 （確定）	市長	様式第2号	同一の災害に対する被害調査が終了したとき、又は応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって報告すること。
(4) 各部門別被害 状況報告 （速報・確定）	市長	様式第3号	災害により発生した被害状況及び応急措置状況を各部門別に一定時間を置き報告すること。
(5) 住民避難等報告	市長	様式第4号	住民の避難状況を一定時間置いて報告するものとする。
(6) 災害年報	市長	様式第5号	毎年1月1日から12月31日までの被害状況について4月1日現在で明らかになったものを報告する。

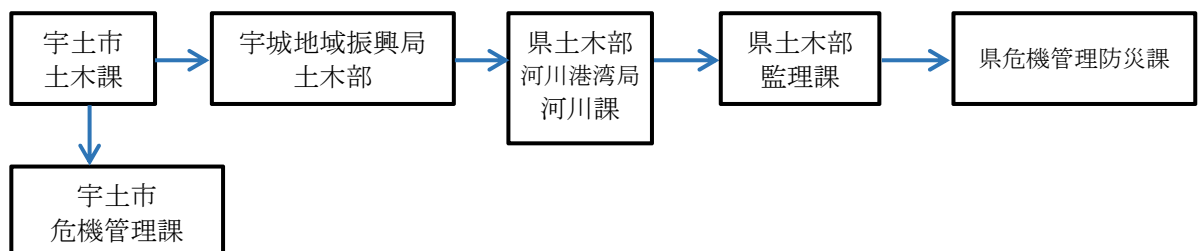
4 報告等の様式及び報告等の系統

市、県における被害報告は、次の報告系統によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、本系統によらず直ちに必要の関係機関に報告することができる。

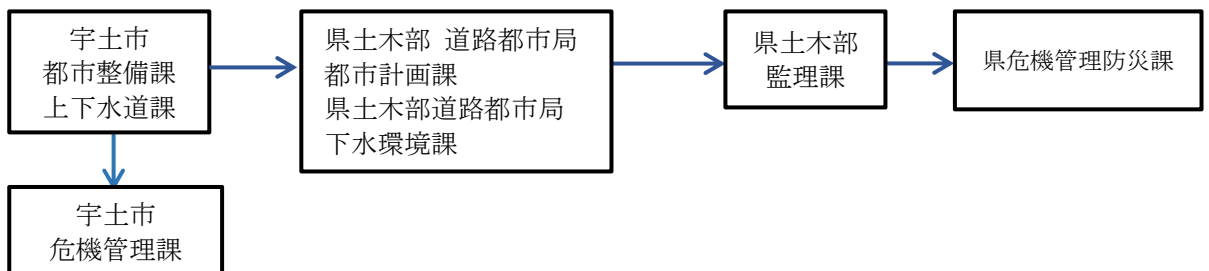
- (1) 災害情報(様式第1号)、被害状況報告(速報)(様式第2号)、被害状況報告(確定)(様式第2号)、住民避難等報告(様式第4号)



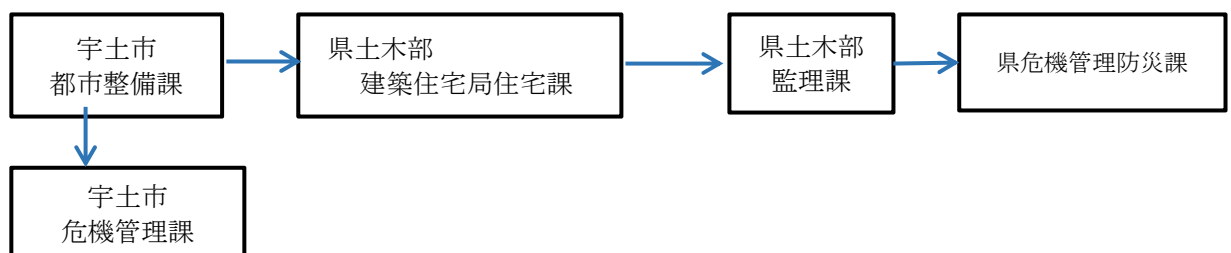
- (2) 公共土木施設(河川、海岸、砂防、道路、橋梁)関係被害報告(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第4条)



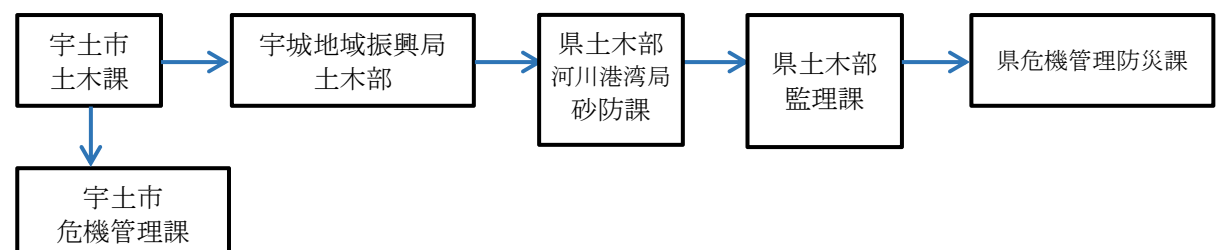
- (3) 都市災害関係被害報告(都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針)



- (4) 住宅(公営)関係被害報告(住宅局長通達「住宅災害速報の提出について」)



- (5) 土砂災害関係(土石流、地すべり、急傾斜)被害報告(国土交通省河川局砂防部砂防計画課長、保全課長通達による「土砂災害による被害状況報告の提出について」)

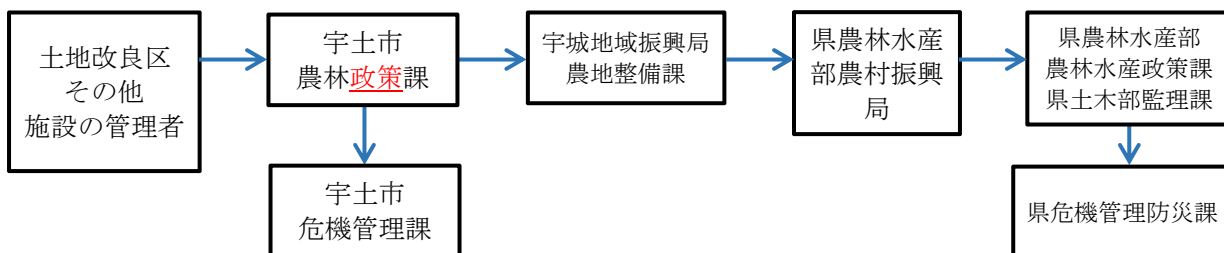


第2部 風水害対策編

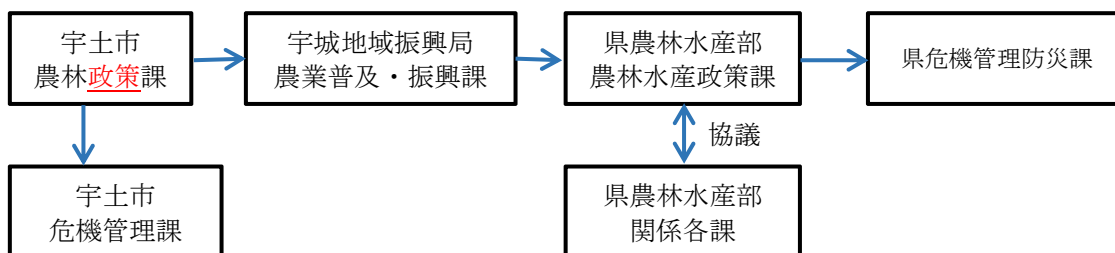
第1章 災害応急対策計画

第3節 情報収集及び被害報告取扱計画

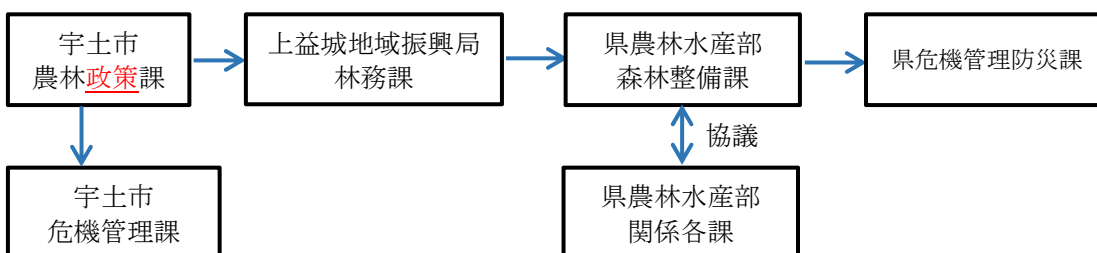
(6) 農地及び農業用施設関係被害報告(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく農地、農業用施設災害復旧事業事務取扱要領)



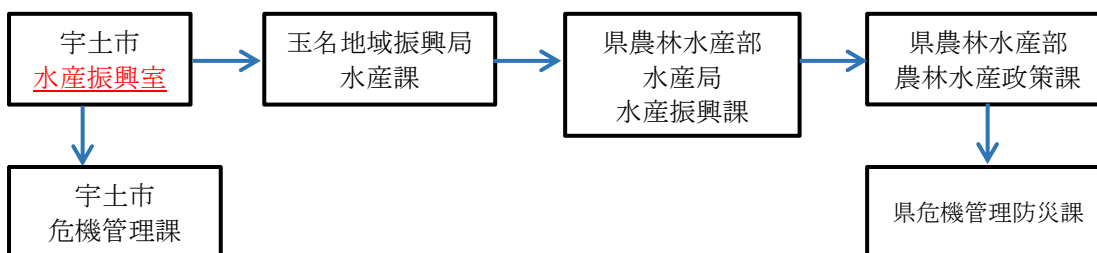
(7) 農業関係被害報告(農林水産省「農林水産業被害報告取りまとめ要領」)



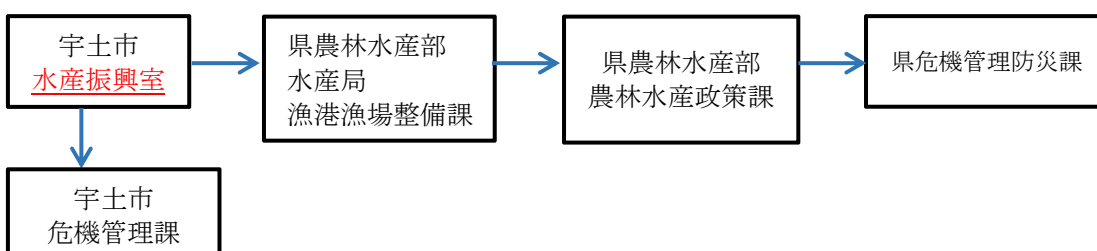
(8) 林業関係被害報告(農林水産業被害報告取りまとめ要領、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第2条)



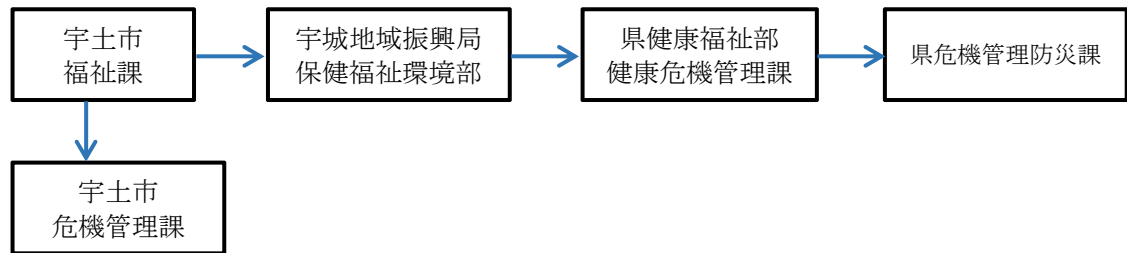
(9) 水産業関係被害報告(水産業被害報告取りまとめ要領)



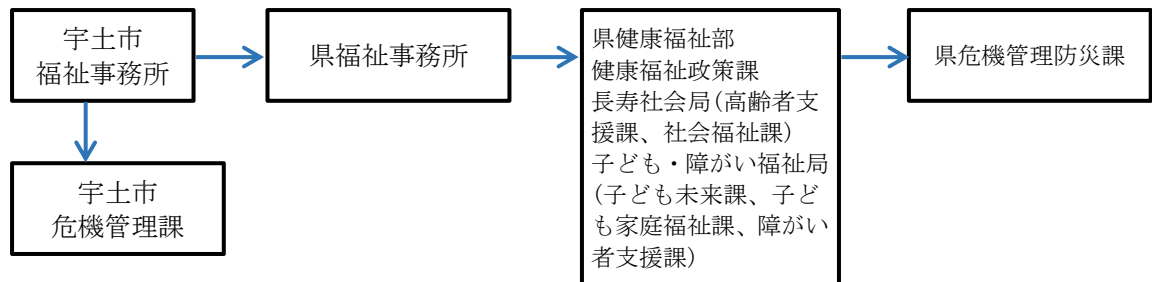
(10) 漁港関係被害報告(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条)



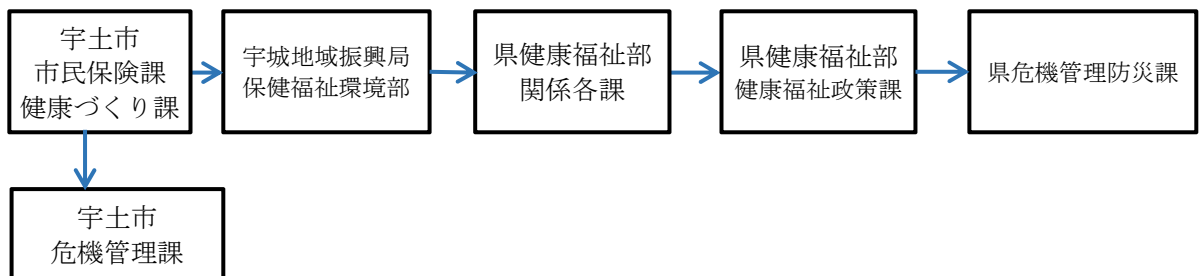
(11) 災害救助法関係被害報告(社会局長通知「災害救助法による救助の実施について」)



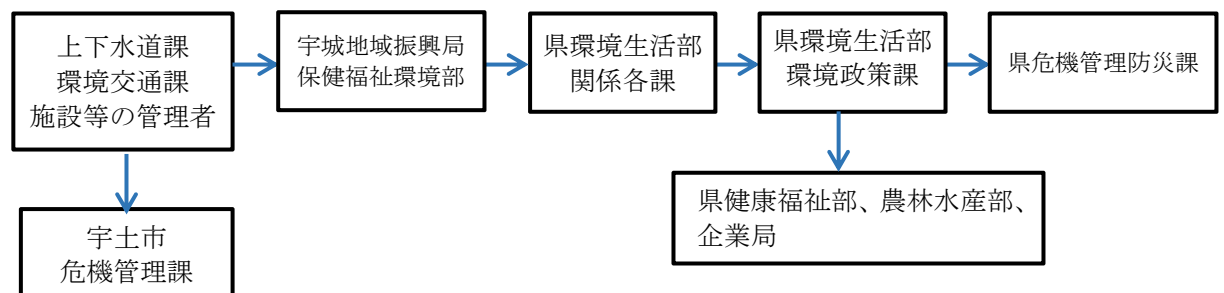
(12) 社会福祉施設、児童福祉施設関係被害報告



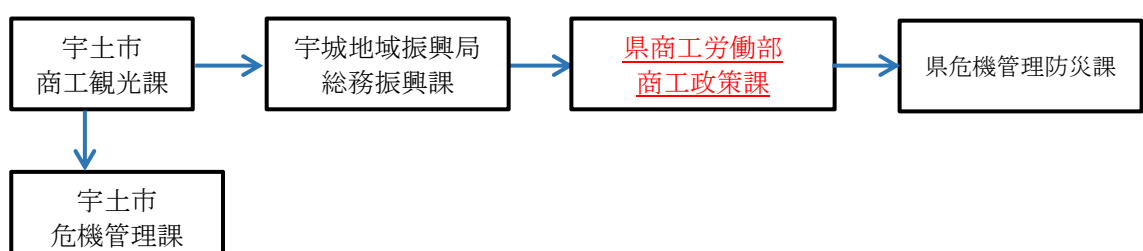
(13) 衛生関係被害報告(医療関係、火葬場、と畜場、保健センター)



(14) 環境関係被害報告(水質特定施設、水道施設、排水施設、対象事業場、廃棄物処理施設)



(15) 商工関係被害報告(商業、工業、鉱業、船舶)

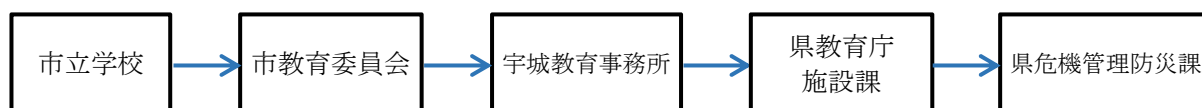


第2部 風水害対策編

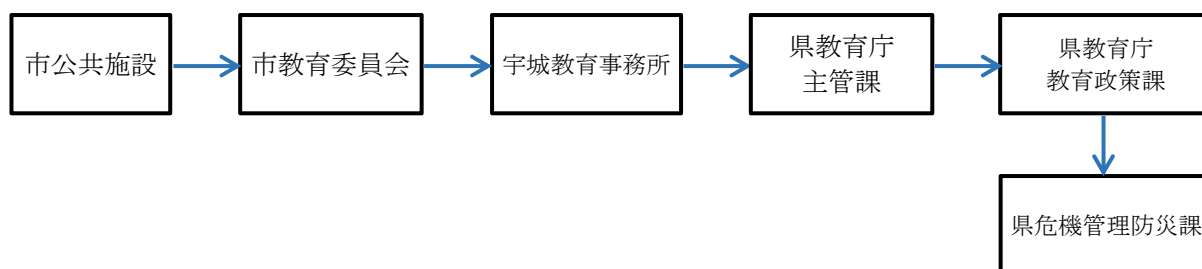
第1章 災害応急対策計画

第3節 情報収集及び被害報告取扱計画

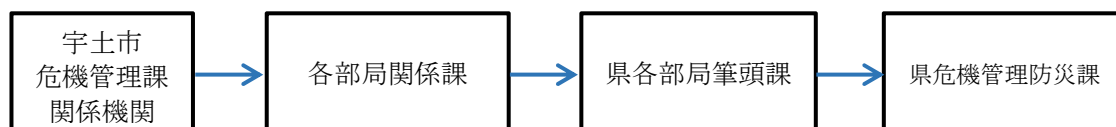
- (16) 公立学校施設関係被害報告(文部省管理局長通知「公立学校施設災害復旧費国庫負担事業の事務手続等について」)



- (17) 市の教育関係公共施設(庁舎、社会教育施設、社会体育施設、文化財等)に係る被害報告



- (18) その他の被害報告



様式第1号

災 害 情 報			
災 害 の 種 別		災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	(グリッド番号)		
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者		受 信 者	
発 信 時 刻		月 日 時 分	
受 信 事 項			
処 理 事 項			
(注意) 災害情報は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。 1. 人的被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出勤等)を記載するとともに、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢、性別を記載のこと。 2. 住家被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関の出勤等)を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。 3. 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。 4. 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況。 5. 住民の避難について、自主避難・避難指示等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。			

第2部 風水害対策編
第1章 災害応急対策計画
第3節 情報収集及び被害報告取扱計画

(様式第2号) 被害状況報告(速報・確定)

市町村名: _____ 報告者名: _____

年 月 日 時 分 現在

市町村名		計										摘要
区分		死	傷	住	家	被	害	非	住	家	計	
1	死者	人									0	
2	災害関連死者	人									0	
3	行方不明者	人									0	
4	重傷者	人									0	
5	軽傷者	人									0	
6	分類未確定	人									0	
7	全壊	棟									0	
8	半壊	世帯									0	
9	床上浸水	人									0	
10	床上浸水	世帯									0	
11	床上浸水	人									0	
12	床下浸水	棟									0	
13	床下浸水	世帯									0	
14	床下浸水	人									0	
15	一部破損	棟									0	
16	一部破損	世帯									0	
17	一部破損	人									0	
18	分類未確定	棟									0	
19	分類未確定	世帯									0	
20	分類未確定	人									0	
21	公共建物	棟									0	
22	その他	棟									0	
23	分類未確定	棟									0	
24	り災害世帯数	世帯									0	
25	り災害者数	人									0	
26	災害警戒本部等設置日時										0	
27	災害警戒本部等廃止日時										0	
28	災害対策本部設置日時										0	
29	災害対策本部廃止日時										0	
30	消防職員出動延人数										0	
31	消防団出動延人数										0	

217

第2部 風水害対策編
第1章 災害応急対策計画
第3節 情報収集及び被害報告取扱計画

各部局別被害報告

Table with 10 main columns: 年 月 日(～月 日)の による被害, 第 報, 令和 年 月 日 時 現在, 報告者名, 被害者, 被害, 被害額(千円), 被害件数, 被害箇所, 被害内容, 被害額(千円), 被害件数, 被害箇所, 被害内容, 被害額(千円), 被害件数, 被害箇所, 被害内容.

※総務部、企画振興部の被害報告については、その他の被害欄に記入すること。

第2部 風水害対策編

第1章 災害応急対策計画

第3節 情報収集及び被害報告取扱計画

様式第5号 災害年報

都道府県

発生年月日			災害名					計
区分								
人的被害		死者	人					
		うち災害関連死者	人					
		行方不明者	人					
		負傷者	重傷	人				
			軽傷	人				
住家被害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						
		世帯						
		人						
	一部破損	棟						
		世帯						
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟						
		世帯						
		人						
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
その他の	田	流失・埋没	ha					
		冠水	ha					
	畑	流失・埋没	ha					
		冠水	ha					
	学校	箇所						
	病院	箇所						
	道路	箇所						
	橋りょう	箇所						
	河川	箇所						
	港湾	箇所						
	砂防	箇所						
	清掃施設	箇所						
	崖くずれ	箇所						
	鉄道不通	箇所						
	被害船舶	隻						
水道	戸							

都道府県

災害名									計
発生年月日									
区分									
その他	電 話	回線							
	電 気	戸							
	ガ ス	戸							
	ブロック塀等	箇所							
火災発生	建 物	件							
	危 険 物	件							
	そ の 他	件							
り 災 世 帯 数		世帯							
り 災 者 数		人							
公 立 文 教 施 設		千円	()	()	()	()	()	()	
農 林 水 産 業 施 設		千円	()	()	()	()	()	()	
公 共 土 木 施 設		千円	()	()	()	()	()	()	
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()	()	
小 計		千円	()	()	()	()	()	()	
公共施設被害市町村数		団体							
その他	農 産 被 害	千円							
	林 産 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
そ の 他		千円							
被 害 総 額		千円							
都 道 府 県 災害対策本部	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数		人	人	人	人	人	人	人	
消防団員出動延人数		人	人	人	人	人	人	人	

第4節 広報計画

(総務部、企画財政課)

市内の災害時における情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関並びに市民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

また、時間の経過とともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取りして、きめ細やかに必要な情報の発信に努めるものとする。

市長（基本法第50条、第51条「災害応急対策責任者」）は、それぞれの分担事務又は業務について、広報活動に努めるものとする。

第1 実施機関相互の連絡

実施機関（災害応急対策責任者）は、相互に情報の通報及び交換を行うよう努めるものとする。

第2 宇土市における広報活動

1 情報等収集要領

原則として「第2節 通信施設利用計画」及び「第3節 情報収集及び被害報告取扱計画」により情報の収集を行う。

2 広報活動

市は、収集した被害情報及び被災者・避難者に関する対策等について、報道機関や広報紙等を活用し、速やかに住民に対する周知を図るものとする。

なお、行方不明者となる疑いのある者（以下「安否不明者」という。）や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「行方不明者」という。）及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、公表にあたっては、警察及び市と連携するものとする。

(1) 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

- ア 災害対策本部の設置
- イ 災害の概況（被害の規模・状況等）
- ウ 台風等に関する情報（※地震・津波災害対策編では、「津波等」に読み替える）
- エ 市及び消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項
- オ 避難の勧告・指示（指定緊急避難場所・避難路の指示）及び避難時の留意事項
- カ 水道等供給の状況、復旧状況
- キ 防疫に関する事項
- ク 火災状況
- ケ 医療救護所の開設状況

- コ 給食・給水実施状況
- サ 道路、河川等の公共施設被害、復旧状況
- シ 道路交通等に関する事項、復旧状況
- ス 一般的な住民生活に関する情報
- セ 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
- ソ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- タ 住民の安否情報
- チ 医療機関、金融機関などの生活関連状況
- ツ 交通規制の状況
- テ 被災者支援に関する情報等
- ト その他必要な事項

(2) 広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

広報手法の選択に当たっては、高齢者、障がい者、在日外国人、訪日外国人、児童等要配慮者にも配慮した方法とする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、情報を提供する媒体にも配慮し、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

なお、広報活動に従事する者の安全確保について留意する。

- ア 市広報媒体の利用（広報紙、市ホームページ、宇土市お知らせメール、フェイスブック、チラシ、ポスター等）
- イ 宇土市同報系防災行政無線
- ウ 広報車による広報
- エ 各地区行政区長、消防団、その他関係機関を通じた広報
- オ 報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）による広報
- カ 自主防災組織等による広報
- キ その他状況に応じ効果的な方法

第3 報道機関への対応

1 情報発表の要領

- (1) 災害が発生した場合、報道機関に対して必要な場所を開放する。
- (2) 報道機関への情報の発表は、まちづくり推進課長が行う。
- (3) 公式な情報発表は、原則として1日2回程度とする。

2 情報発表の内容

- (1) 収集した情報及び今後の対策
- (2) その他必要事項

第4 住民等からの問合せ対応

市、県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等、命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、宇城広域連合消防本部、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第5 災害情報等の伝達手段の多重化・多様化

市は、住民、要配慮者利用施設の施設管理者等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。

第5節 水防計画

（ 総務部・企画財政部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会・支所 ）

第1 水防計画の目的

この計画は、水防法第4条に基づき、県知事から指定された指定水防管理団体である宇土市が、同法33条の規定に基づき、管内の水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門もしくは閘門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、他の水防管理団体との協力及び応援並びに水防に必要な器材、資材及び設備及び運用について実施の大綱を示したものである。

第2 水防事務の処理

洪水、津波及び高潮に際し、水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第16条による水防警報の通知を受けたときから、洪水による危険が除去される間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

詳細は、別冊「水防計画書」のとおりである。

第6節 消防計画

（総務部）

災害時における市民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の拡大を防止し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉増進を図るものとする。

第1 実施機関

- 1 市は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第7条に基づき、市の区域における消防を十分に果たすべき責任を有するとともに、消防の管理は市長が行うものとする。
- 2 知事は、災害時等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、消防組織法第43条の規定に基づき、市長、消防長又は水防法（昭和24年法律第193号）に規定する水防管理者に対して、災害防ぎょの措置に関し必要な指示を行うものとする。
- 3 市及び県は、消防体制の整備及び確立を図り、総合的な消防力を向上させるため、消防組織法第31条に基づく市の消防の広域化を含めた消防体制の強化に努めるものとする。

第2 消防活動計画

- 1 市は、消防施設、消防職員及び消防団員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するため、市町村消防計画の基準に基づき、消防計画を策定するものとする。
- 2 災害時における危険物等の保安については次のとおりとする。
 - (1) 市は、保安についての適切な処置をとるとともに、県危機管理防災課に状況を速やかに通報するものとする。
 - (2) 県は、必要に応じ学識経験者の意見を聴取し、市及び事業所等に対して、保安、応急対策についての必要な助言を行う。
- 3 林野火災に対応する空中消火

市は、大規模な林野火災が発生し、又は大規模となるおそれのある場合には、次の措置をとるものとする。

 - (1) 市長又は消防長は、知事に対して、あらかじめ定められた要請基準に基づき、防災消防ヘリコプターによる空中消火活動、資器材・消火剤等の搬送の要請を行うものとする。
 - (2) 市長は知事に対し「自衛隊災害派遣要領」に基づき、ヘリコプターによる空中消火活動及び資機材、消火剤等の輸送及び活動隊員の派遣等を要請することができる。
 - (3) 市長及び消防長は、林業関係機関及び林業関係団体の協力を得て、あらかじめ定められたところにより、空中消火活動の地上支援を行うものとする。

第3 相互応援協定

市長は、熊本縣市町村災害時相互応援に関する協定（平成15年7月23日締結）の円滑な実施を図るため、県下全市町村との連携を図り消防出動体制の確立を図るものとする。

また、市長は、県が策定する熊本県消防広域応援基本計画で定める大規模災害などに応援出動等の措置が迅速かつ的確に行われるよう県内全市町村の応援体制の確立を図る。

第7節 避難収容対策計画

（総務部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会・支所）

災害のため危険な状態にある住民に対して、「警戒レベル3 高齢者等避難」、「警戒レベル4 避難指示」（以下「避難指示等」という。）の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

第1 実施責任者

災害から住民の生命、身体を保護するための避難指示等の実施責任者は次表のとおりであるが、市長は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける警戒レベル3 高齢者等避難を発令するものとする。なお、県知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。

区分	災害の種類	実施責任者
警戒レベル3 高齢者等避難	全災害	市町村長（災害対策基本法第56条第2項）
警戒レベル4 避難指示	全災害	市町村長（災害対策基本法第60条第1項）
		警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条及び同法第6条）
		海上保安官（災害対策基本法第61条）
		災害派遣時の自衛官（自衛隊法第94条）
	洪水災害	県知事又は、その命を受けた職員（水防法第29条） 水防管理者（水防法第29条）
	地すべり災害	県知事又は、その命を受けた吏員（地すべり等防止法第25条）
警戒レベル5 緊急安全確保	全災害	市町村長（災害対策基本法第60条第3項）

第2 避難指示等の内容

避難指示等の発令に当たっては、次の内容を明示して行うものとする。

なお、市長等は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように5段階の警戒レベルとともに伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- 1 要避難対象地域
- 2 避難先
- 3 避難理由
- 4 避難経路
- 5 避難時の注意事項

また、指定行政機関（国土交通省、気象庁等）、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

さらに、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に助言するものとする。

第3 避難指示等の伝達方法等

- 1 避難指示等の伝達は、最も迅速・的確に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。
- なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。
- (1) 防災行政無線による伝達周知
 - (2) J－A L E R Tによる伝達周知
 - (3) 宇土市お知らせメール及び県防災メールによる伝達周知
 - (4) Lアラートによる伝達周知
 - (5) 携帯電話メールサービス（エリアメール等）による伝達周知
 - (6) 宇土市ホームページ及びフェイスブック等による伝達周知
 - (7) サイレン及び警鐘による伝達周知
 - (8) 広報車等（消防団含む）による伝達周知
 - (9) 自主防災組織、自治会等による伝達周知
 - (10) 報道関係機関を通じての伝達周知
 - (11) あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、関係者から直接口頭及び拡声器等による伝達周知
- 2 市長は、危険地区ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、日常より危険地区の住民に対し周知徹底しておくものとする。
- 3 市長は、避難指示等を発令した場合、速やかに、その旨を県に報告するものとする。
- 4 市長は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。
- なお、国土交通省及び県は、市から避難指示等（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る）の解除に関する助言を求められた場合には、必要な助言を行う。
- また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言を活用し、適切に判断を行うものとする。

■助言を求める防災関係機関

専門機関名	連絡先	備考
熊本県 危機管理防災課	096-333-2115	
熊本県 宇城地域振興局	0964-32-2051	
熊本地方気象台	096-351-5670	気象に関する助言
熊本河川国道事務所	096-382-1111	

第4 避難指示等の基準

1 避難指示等発令時の状況と住民に求める行動

避難指示等は、基本的に以下の考え方に基づいて発令することとする。

■避難指示等の発令時の状況と住民に求める行動

（「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月 内閣府より、抜粋）

区分	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 高齢者等 避難	○ 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況	「危険な場所から高齢者等は避難」 ○ 高齢者等（※）は、危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ○ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル4 避難指示	○ 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況	「危険な場所から全員避難」 ○ 危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル5 緊急安全確保	○ 災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	「命の危険 直ちに安全確保！」 ○ 指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

2 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、災害の種類及び地域性等により異なるが、おおむね基準は次のとおりとする。なお、数値はあくまでも目安であり、数値に振り回されることなく、適切な判断を行うこととする。

(1) 土砂災害の発令基準

ア 想定される事態

想定される事態は、「土石流」及び「急傾斜地の崩壊」の発生を想定する。

「地すべり」については、危険性が確認された後、県が緊急調査の結果、土砂災害緊急情報を発表した場合に避難指示等を発令する。

第2部 風水害対策編
第1章 災害応急対策計画
第7節 災害救助法の適用計画

イ 要避難対象地域

土砂災害の避難指示等の対象とする地域は、土砂災害警戒区域・特別警戒区域とし、「防災情報くまもと（土砂災害）」を参照し、危険度が高まっている状況である警戒～災害切迫に判定されているメッシュに対して一体となって避難すべき地域毎に発令する。

ただし、土砂災害警戒区域等の隣接区域及び前兆現象や土砂災害が発生した箇所の周辺区域についても、事態の状況に応じて発令対象とする。

ウ 土砂災害の発令基準

避難指示等は「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に記載されている基準及び以下を参考に、大雨警報や土砂災害警戒情報（※1）及び防災情報くまもと（土砂災害）（※2）、気象予測、土砂災害警戒区域等の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区分	判断基準	現地情報等による基準
高齢者等避難 警戒レベル3	1～3のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。 1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、熊本県の土砂災害危険度が「警戒」となり、さらに降雨が継続する見込みがある場合 2：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性が言及されている場合 3：強い降雨及び強風を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	近隣で前兆現象が発見される。 （湧水、地下水の濁り、量の変化等）
避難指示 警戒レベル4	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、1～4のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 1：土砂災害警戒情報が発表された場合 2：熊本県の土砂災害危険度が「危険」となり、さらに降雨が継続する見込みである場合 3：記録的短時間大雨情報が発表された場合 4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	近隣で前兆現象が発見される。 （溪流付近で斜面のはらみや崩壊、擁壁・道路等にクラック発生等）
緊急安全確保 警戒レベル5	1～5のいずれか1つに該当する場合。 1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、熊本県の土砂災害危険度が「災害切迫」以上となった場合 2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに大雨特別警報が発表された場合 3：土砂災害が発生した場合 4：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 5：避難指示等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合	近隣で土砂災害が発生し、土砂移動現象、前兆現象が発見される。 （山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）

（※1）大雨警報発表後に大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報。

（※2）防災情報くまもとで公開されている土砂災害の危険度

「警戒」【警戒レベル3相当】実況値又は2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）の判断基準以上となる場合（高齢者等は避難開始）

「危険」【警戒レベル4相当】実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準以上となる場合（避難開始）

「災害切迫」【警戒レベル5相当】実況で大雨特別警報（土砂災害）の判断基準以上となった場合（この段階までに避難完了）

(2) 洪水等の発令基準

ア 想定される事態

避難が必要となる洪水等は、河川の氾濫による浸水を想定することとする。

イ 要避難対象地域

洪水等の避難指示等の発令対象地域は、宇土市総合防災マップ（令和4年3月改訂）における浸水深50cm以上の洪水浸水想定区域等を基本とし、浸水想定区域が指定されている河川ごとに分類する。

ウ 洪水等の発令基準

避難指示等は以下の基準を参考に、洪水警報、水位情報、今後の気象予測、河川の巡視からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区分	緑川、浜戸川	潤川、網津川	その他の河川
高齢者等避難 警戒レベル3	① 緑川水系氾濫警戒情報（レベル3）【城南：避難判断水位 5.80m】が発表され、かつ、水位予測において引き続き水位上昇が見込まれている場合 ② 河川巡視、通報により軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ③ 強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	① 観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ② 洪水警報の危険度分布で、当該区間が【警戒】で表示された場合 ③ 河川巡視、通報により軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ④ 強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	① 洪水警報の危険度分布で、当該区間が【警戒】で表示された場合 ② 河川巡視、通報により軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ③ 強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 警戒レベル4	① 緑川水系氾濫危険情報（レベル4）【城南：氾濫危険水位 6.20m】が発表され、かつ、水位予測において引き続き水位上昇が見込まれている場合 ② 記録的短時間大雨情報（1時間に110mm）が発表され、今後も降雨が継続すると予想される場合 ③ 河川巡視、住民からの通報により異常な漏水・侵食等が発見された場合	① 観測所の水位が氾濫危険水位【潤川：2.28m】に到達した場合 ② 洪水警報の危険度分布で、当該区間が【危険】で表示された場合 ③ 記録的短時間大雨情報（1時間に110mm）が発表され、今後も降雨が継続すると予想される場合 ④ 河川巡視、住民からの通報により異常な漏水・侵食等が発見された場合	① 洪水警報の危険度分布で、当該区間が【危険】で表示された場合 ② 記録的短時間大雨情報（1時間に110mm）が発表され、今後も降雨が継続すると予想される場合 ③ 河川巡視、通報により異常な漏水・侵食等が発見された場合 ④ 浸水の発生に関する情報が住民から通報された場合
緊急安全確保 警戒レベル5	① 緑川水系氾濫発生情報（レベル5）【氾濫の発生】が発表された場合 ② 大雨特別警報が発表された場合 ③ 樋門・水門等の施設の機能支障、流木等による河道閉塞等が発見された場合	① 観測所の水位が堤防高を超過し、越水・溢水が発生した場合 ② 洪水警報の危険度分布で、当該区間が【災害切迫】で表示された場合 ③ 大雨特別警報が発表された場合 ④ 樋門・水門等の施設の機能支障、流木等による河道閉塞等が発見された場合	① 洪水警報の危険度分布で、当該区間が【災害切迫】で表示された場合 ② 大雨特別警報が発表された場合 ③ 樋門・水門等の施設の機能支障、流木等による河道閉塞等が発見された場合

第2部 風水害対策編

第1章 災害応急対策計画

第7節 災害救助法の適用計画

■洪水予報基準水位（熊本河川国道事務所）

予報区域名	河川名	洪水予報基準地点	量水標設置場所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
				レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
緑川水系	緑川	城南	熊本市南区城南町大字千町	3.30m	4.30m	5.80m	6.20m

■水防警報対象量水標の設定水位（熊本県）

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
はまどがわ 浜戸川	はまどがわ 浜戸川	熊本市南区城南町敷田	2.09m	2.96m	2.96m	3.42m
うるごがわ 潤川	うるごがわ 潤川	宇土市三拾町字西田93番地1	1.96m	2.16m	2.16m	2.28m
あみづかわ 網津川	あみづかわ 網津川	宇土市住吉町上ノ割41番地2	1.60m	2.15m	2.15m	2.46m

(3) 高潮の発令基準

ア 想定する事態

高潮により命を脅かす危険性がある次の場合を想定する。

- (1) 高潮時の波浪が海岸堤防を越えるなどにより、海岸堤防に隣接する家屋等を直撃する場合
- (2) 高潮高が海岸堤防等の高さを大きく超えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合

イ 要避難対象地域

高潮に対する避難指示等の要避難対象地域は、宇土市総合防災マップ（令和4年3月改訂）における高潮浸水想定区域とする。

ウ 高潮の発令基準

避難指示等は以下の基準を参考に、気象情報、海岸巡視からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

避難の情報	高潮情報による判断基準
警戒レベル3 高齢者等 避難	① 高潮注意報【潮位 2.5m】が発表され、なおかつ高潮警報に切り替える可能性が言及されている場合 ② 大雨注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が宇土市にかかると予想されている、又は、宇土市に接近することが見込まれる場合 ③ 伊勢湾台風級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、高潮特別警報発表の可能性について、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
警戒レベル4 避難指示	① 高潮警報【潮位 3.0m】あるいは高潮特別警報が発表された場合 ② 高潮注意報が発表されており、高潮警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ暴風警報、又は、暴風特別警報が発表された場合 ③ 高潮注意報が発表され、夜間から翌日早朝までに高潮警報に切り替える可能性が高い旨が言及される場合
警戒レベル5 緊急安全確保	① 海岸堤防等が倒壊した場合 ② 水門、陸閘等の異常が確認された場合 ③ 異常な越波・越流が発生した場合

第5 指定避難所等

1 風水害の指定避難所については、次のとおりとする。

避難対象地区	水系及び関係河川	指定避難所 (第1次)	収容人員 (人)	指定避難所 (第2次)	収容人員 (人)	指定避難所 (第3次)	収容人員 (人)
宇土	緑川・浜戸川	福祉センター	30	市役所別館	195	宇土市民会館	963
						ecowin 宇土アリーナ (宇土市民体育館)	1,441
						市武道館	223
						鶴城中学校体育館	306
						宇土東小学校体育館	291
						宇土高校体育館	300
						宇土小学校体育館	378
						創価学会宇土文化会館	100
						市立図書館	210
						中央公民館	30
花園	潤川	花園コミュニティセンター	70	花園小学校体育館	217	上松山コミュニティセンター	60
						宇土市スポーツセンター	198
						花っ子学童クラブ	23
轟	飯塚川	轟公民館	34	轟地区農業者 トレーニングセンター	167	宇土小学校体育館	378
緑川	緑川・浜戸川	緑川小学校体育館	279	緑川地区農業者 トレーニングセンター	223	宇土高校体育館	300
						緑川公民館	13
網津	網津川・有明海	網津防災センター	69	住吉中学校体育館	223	住吉中学校体育館	223
						網津地区多目的研修会 施設	221
						JR 住吉駅前駐輪場	15
						住吉漁協会議室	30
						網津公民館網引分館	15
走潟	緑川・浜戸川	走潟小学校体育館	321	走潟地区体育館	299	あじさいの湯	20
						走潟公民館	12
網田	網田川・有明海	網田コミュニティ センター	86	網田小学校体育館	274	網田中学校体育館	308
				網田公民館(宮の前)	18	網田漁協	50
						長浜福祉館	117
						宇土マリーナ会議室	15

(注) 避難所を開設する優先順位は、第1次、第2次、第3次の順とする。ただし、状況に応じ変更する場合がある。

2 福祉避難所については、次のとおりとする。

避難対象地区	避難場所
市内全地区	宇土市保健センター、あさひコート、ケアコートうと本町、 照古苑、照古苑ひまわりホーム、景雅苑

※ 福祉避難所とは、災害時に高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般の避難所では対応が困難で、特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所のこと。

介護者がいる場合には宇土市保健センターを利用することが出来る。

また、避難指示等が発令され、必要性が認められた場合には、他の施設についても開設を行う。

第6 避難の誘導

1 市等

市長等は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- (2) 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により可能であれば誘導員を配置して安全を期すること。
- (3) 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

また、市長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認める居住者に対し、避難のための立ち退きを指示することができるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、水平・垂直避難等の屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

2 警察

警察は住民等の避難誘導に当たり、市に協力するとともに、下記の事項に留意した誘導を行うものとする。

- (1) 被災地域、危険箇所等の現場の状況を把握したうえで、安全な指定緊急避難場所、避難路を選定し、避難誘導を行うものとする。
- (2) 高齢者、障がい者、児童、妊産婦等については、可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど避難行動要支援者対策に十分配慮するものとする。

3 社会福祉施設等

- (1) 社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て速やかに入所者の安全を確保するものとする。

また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。

- (2) 被災地に隣接する社会福祉施設等は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。

5 災害に伴う大規模な立ち往生発生時

市及び県は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携のうえ、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

第7 避難所の開設及び収容

災害救助法が適用された場合の避難所の設置は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところにより行うものとし、その方法及び基準の概要は次のとおりである。

なお、同法が適用されない場合もこれに準じて行うものとする。

また、要配慮者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容についても検討を行うものとする。

1 避難所の安全性の確認及び速やかな避難所開設

市長は、安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定した上で、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設することとし、日頃から、行政、地域、施設で参集基準等の防災行動計画（タイムライン）や役割の確認を行うものとする。

ただし、安全性の確認の結果、災害の様相が深刻で、市内では避難所を設置できない場合には、隣接市と協議し、収容の委託あるいは隣接市の建物・土地を借り上げて避難所を開設するものとする。

2 収容の対象者

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者並びに避難指示等が発令された場合等で、現に被害を受けるおそれのある者に限り収容するものとする。

3 収容施設等

避難所は、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を応急的に整備して使用するものとするが、これらが無い場合又はこれらでは充足できない場合は、その他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。

既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。

4 住民への周知

避難所を設置したときは、速やかに被災者にその場所を周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。

5 避難所運営職員の配置

避難所を設置した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者（原則として市職員）を定めるものとする。なお、避難所運営職員については、男女によるニーズの違いなど多様な視点への配慮の観点から、男女双方の派遣に努めるものとする。

6 避難者の把握、避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、あらかじめ定めていた避難者カード等により避難者の把握を行うとともに、直ちに次の事項を県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員
- (3) 開設予定時間

特に、避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営職員等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図るものとする。

7 避難所の管理運営

- (1) 市は、避難所運営マニュアル等を作成し、避難所を適切に管理運営するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有するNPO、ボランティア等の外部支援者等との協働についても検討するものとする。
- (2) 市は、避難所運営の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (3) 避難者は、避難所の自主運営が円滑に行えるよう、ルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。
- (4) 市は、自治会や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等の外部支援者等と連携して、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の被災者に係る情報の把握に努めるものとする。

また、食料や生活必需品等のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。

- (5) 市は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握及び福祉的な支援に努めるものとする。特に、感染症等流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とまらない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区別するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。
- (6) 市は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性だけの世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

また、食事の提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食料確保等を行うものとする。

- (7) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (8) 避難期間が長期化する場合、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。
- (9) 夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。
- (10) 市は、仮設トイレやマンホールトイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。
- なお、県は、市からの要請を受けたときは、し尿処理業者で構成する災害ボランティア協定締結団体に対する協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。
- (11) 市は、避難所の衛生環境に支障が生じないよう、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなゴミ処理を進めるものとする。
- (12) 市は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとし、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援を受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (13) 市は、警察及びボランティア団体等と連携し、避難所の防犯活動を推進するものとする。
- (14) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- (15) 市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (16) 市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

第8 車中避難者を含む避難所以外における避難者への対応

- (1) 市は、自治会や自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

第2部 風水害対策編
第1章 災害応急対策計画
第7節 災害救助法の適用計画

(2) 併せて市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会や自主防災組織、消防団防災士、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(3) 県及び市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

(4) 県及び市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

第9 避難行動要支援者に対する対策

1 安否確認、救助活動

市は、あらかじめ把握している避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員・児童委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体等の避難行動支援者の協力を得て、安否確認、救助活動を実施するものとする。

なお、消防機関等は、救助に当たって避難行動要支援者の特性に配慮するものとする。

2 熊本県災害派遣福祉チーム（熊本 DCAT 及び熊本 DWAT）の派遣

県は、災害発生時に高齢者、障がい者等の要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本 DCAT 及び熊本 DWAT）や災害支援ナースを指定避難所、福祉避難所等に派遣する。

また、県は国または被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障がい者等のよう配慮者の支援活動を行うため、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT及び熊本DWAT）や災害支援ナースの応援派遣を行うものとする。

3 情報の提供

市は、指定避難所、福祉避難所等において、要配慮者への円滑な情報伝達ができるよう、障がい等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じて手話や外国語の通訳、視覚障がい者をサポートする人など専門的支援者の確保に努めるものとする。また、要配慮者の特性に応じて、例えば、要約筆記や点字、ひらがなやカタカナ等わかりやすい言葉による表現、絵や写真の提示など、多様な手段による情報提供がなされるよう配慮に努めるものとする。

4 生活の支援

(1) 相談体制の整備

市は、指定避難所、福祉事務所、保健センター、社会福祉協議会等に相談窓口を設置し、高齢者や障がい者などの要配慮者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

なお、窓口には、ファクシミリ等の機器の設置や通訳等の配置についての配慮が必要である。また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声を掛け、各種相談等に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

(2) 心身両面の健康管理

要配慮者の中には、特に健康面の配慮が必要な方がいる可能性が高いことから、医師、薬剤師、保健師、看護師等が避難所や自宅等を巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行うものとする。

また、大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長引く避難所生活の中でストレスが蓄積するなど、精神的な大きな負担を強いられるので、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアを行うものとする。

5 社会福祉施設等における介護職員等の確保

市は、社会福祉施設等において介護職員等の不足がないか把握の上、必要な場合は、県及び関係団体等と連携して応援派遣の要請を行うなど、介護職員等の確保に関する支援を行うものとする。

6 訪問入浴や福祉用具の提供等における円滑な実施に係る支援

市内の社会福祉施設等において訪問入浴や福祉用具の提供等が行われる場合は、市は、円滑に実施されるよう支援を行うとともに、その周知に努めるものとする。

第10 防火対象物等における避難対策等

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、その他消防法による防火対象物の防火管理者及び防災管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。特に、学校においては、次の応急措置等を実施するものとする。

1 情報の伝達・収集等

- (1) 教育長は、災害の種別、程度により速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。
- (2) 学校長は、教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。

第2部 風水害対策編
第1章 災害応急対策計画
第7節 災害救助法の適用計画

なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮するものとする。

- (3) 学校長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を市、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関に報告し、必要に応じ応援等を求めるものとする。

2 避難の指示等

- (1) 教育長の避難の指示等は、市長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。

また、避難の指示にあたっては、災害の種別、発生の時期及び発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指示するほか、一斉メール、ファックス等により必要な情報を当該地域の学校全てに伝えるものとする。

- (2) 学校長は、教育長から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童・生徒等の屋外への避難や指定緊急避難場所等への避難を迅速に指示するものとする。

なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行うものとする。

- (3) 児童・生徒等が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童・生徒等に対し周知徹底をしておくものとする。

3 避難の誘導等

(1) 避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき児童・生徒等の誘導を行うものとする。

なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、市、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

(2) 避難の順位

児童・生徒等の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。

(3) 下校時の危険防止

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させる場合には、次の方法によるものとする。

ア 児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防等）の通行を避けるように配慮するものとする。

イ 通学区域ごとの集団下校又は教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

(4) 校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに市に対して、児童・生徒等の数その他必要な事項を報告するものとする。

4 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

- (1) 避難所になった学校の学校長は、避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。
- (2) 学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。
- (3) 全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。
- (4) 避難が長期間となるおそれがある場合は、市は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。

この場合において、教育長が、教育活動の再開にあたり、学校を支援する必要があると判断したとき、教職員で構成する支援チームを派遣する。

5 その他の留意事項

(1) 保健衛生

学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。

(2) 教育活動の再開

学校長は、教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校時の安全に留意するものとする。

(3) 避難訓練の実施

学校長は、災害種別に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。

なお、訓練に際しては、学校関係者だけでなく市、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関等参加型訓練の実施など工夫に努める。

(4) 連絡網の整備

教育長の各学校への通報及び連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。

(5) 計画の策定

学校長は、次の事項について児童・生徒等の実態に即した計画を策定し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。

ア 災害の種別に応じた避難指示等の伝達方法

イ 指定緊急避難場所等の指定

ウ 避難順位及び指定緊急避難場所等までの誘導責任者

第2部 風水害対策編

第1章 災害応急対策計画

第7節 災害救助法の適用計画

- エ 児童生徒の携行品
- オ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- カ 負傷者の救護方法
- キ 保護者への連絡及び引き渡し方法
- ク 登下校中の避難方法

第11 帰宅困難者対策

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生する恐れがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行う。

1 市民への啓発

市は、市民に対して、『災害発生時にはむやみに行動を開始しない』という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

2 事業所等への啓発

市は、事業所に対して、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食糧・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、『事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン』の作成を促すものとする。

3 避難所等の提供

市は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。特に駅周辺地域においては、帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

4 情報提供体制の整備

市は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

5 安否確認の支援

市は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

6 徒歩帰宅者に対する支援

市は、コンビニ、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進するものとする。

第12 孤立化地域対策

市は、農村、山村等の孤立化の危険性がある地域において、円滑な避難や救出活動が行えるよう、通信設備等の整備を行うとともに、農道、林道等を避難路として、あらかじめ選定しておくものとする。

第13 外国人に係る対策

市及び県は、在日外国人と訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備に努めるとともに、その円滑な避難誘導体制の構築に努めるものとする。

1 安否確認、救助活動

警察、消防団、自主防災組織及び自治会等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行うものとする。

2 情報の提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人に配慮して継続的な情報の提供を行うものとする。

避難所にあつては、食料配布場所等の情報を外国語で表記する等の配慮を行うものとする。

第14 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議することができる。

また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。市、県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。市、県及び関係機関（指定行政機関、公共機関）は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第15 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受け入れについては県に対し当該他県との協議を求めることができる。

第16 被災者等への的確な情報活動関係

県及び市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の自治体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第8節 災害救助法の適用計画

(健康福祉部)

一定の程度以上の災害については、災害救助法が適用されることとなるが、同法の適用要領はおおむね次のとおりである。

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによる。
すなわち、災害救助法の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害となる。

- (1) 市町村の区域内の人口に応じ、下表A欄に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (2) 県の区域内において、1,500世帯以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じて、下表B欄に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

市町村の区域内の人口		A	B
5,000人未満		30世帯	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	40〃	20〃
15,000人以上	30,000人未満	50〃	25〃
30,000人以上	50,000人未満	60〃	30〃
50,000人以上	100,000人未満	80〃	40〃
100,000人以上	300,000人未満	100〃	50〃
300,000人以上		150〃	75〃

- (3) 県の区域内において、7,000世帯以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情(※)がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
※被災者に対する食品若しくは生活必需品の供与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の各号のいずれかに該当すること。
 - 一 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

二 被災者に対する食品若しくは生活必需品の供与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

- (5) 大規模な災害発生のおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、県がその所管区域に該当し、県内市町村において救助を必要とすると判断されること。

2 被害世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等若しくは損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の推積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

本章第3節「情報収集及び被害報告取扱計画」中の第9「被害報告取扱要領」に基づく。

(3) 世帯及び住家の単位

本章第3節「情報収集及び被害報告取扱計画」中の第9「被害報告取扱要領」に基づく。

3 救助法の適用手続

宇土市における災害の程度が、1の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない

第2部 風水害対策編

第1章 災害応急対策計画

第8節 災害救助法等の適用計画

第2 災害弔慰金の支給等

1 宇土市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例

区分	災害弔慰金の支給	災害障害見舞金の支給	災害援護資金の貸付
適用 自然災害のみ 災害規模	(1) 住家の滅失した世帯が5以上の場合 (2) 熊本県内で災害救助法が適用された場合 (3) 上述(1)、(2)と同等と認められるもので内閣総理大臣が別に認めるもの	災害弔慰金の支給の対象となる災害の範囲と同一災害の場合	県内で災害救助法が適用された場合
支給又は貸付の対象	(1) 災害により死亡した者の遺族 (2) 災害のやんだ後3ヶ月間その生死がわからない者の遺族 (3) 遺族の順位 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母	(1) 災害により負傷し、又は疾病にかかりそれが治ったとき1級程度の障害を有する場合 (2) 住所地以外の他の市町村の区域内で対象災害に遭遇して当該障害の状態となった場合	市民税にかかる総所得金額、退職所得金、山林所得金額、長期譲渡所得、短期譲渡所得の金額の合計額が、世帯に属する者1人の場合 220 万円、2人の場合 430 万円、3人の場合 620 万円、4人の場合 730 万円、5人以上の場合 700 万円に世帯員が4人を超過して1人増加する毎に 30 万円を加算した額（ただし、世帯が滅失した場合は、1、270 万円）以下の世帯で次の被害を受けた世帯主 (1) 災害による負傷で療養機関が1ヶ月以上を要する世帯主 (2) 住家の全壊、半壊 (3) 家財の価額の1/3以上の損害
支給又は貸付額	(1) 死亡者が災害弔慰金を受ける世帯の生計を主として維持していた場合 500 万円 (2) その他の場合 250 万円	(1) 障がい者が障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった当時において、その者の属する世帯の生計を主として維持していた場合 250 万円 (2) その他の場合 125 万円	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 150 万円 ② 家事の1/3以上の損害 150 万円 ③ 住居の半壊 170 万円 ④ 住居の全壊 250 万円 ⑤ 住居の滅失 350 万円 ⑥ 上述①と②が重複の場合 250 万円 ⑦ 上述①と③が重複の場合 270 万円 ⑧ 上述①と④が重複の場合 350 万円 ⑨ 住居の全体が損壊し、若しくは流出し又はこれと同等と認められる程度の事情がある場合 ③の場合 250 万円 ④又は⑥の場合 350 万円
財源	国 2/4 県 1/4 市 1/4	国 2/4 県 1/4 市 1/4	国 2/3 県 1/3 →市に無利子貸付
その他			【償還】 借受人→市（3年据置を含む10年償還、利子3%） 市→県（11年償還）→国（12年償還） 【申請】 借受人→市 災害発生の日の属する月の翌月から起算して3ヶ月以内

2 宇土市災害見舞金等支給条例

この条例は、市民が宇土市内において災害を受けたときに、り災者又はその遺族に対し、災害見舞金又は弔慰金を支給し、市民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(1) 適用災害

火災、風水害、地震、落雷、その他異常な自然現象により生ずる災害をいう。

(2) 受給資格者

- ア 災害により死亡した者の遺族
- イ 災害により住家が全焼、全壊、半焼、半壊又は流失した建物の居住者
- ウ 災害により行方不明になった者で、死亡したと推定できる者の遺族
- ※ 遺族の順位は、宇土市災害弔慰金の支給に関する条例による。

(3) 支給金額

ア 災害見舞金

建物の全壊、全焼、流失の場合	1世帯につき	10万円
建物の半壊、半焼	1世帯につき	5万円
住宅の床上浸水	1世帯につき	1万円

イ 災害弔慰金

同一世帯内に死亡者が1名の場合	10万円
同一世帯内に死亡者が2名以上あった場合	15万円

(4) 支給の制限

- ア 故意に支給の事由を生じさせたときは支給しない。
- イ 建築基準法等による不法建築の住家に被害があったときは支給しない。

3 災害救助法等の適用計画

被災者生活再建支援金の支給(被災者生活再建支援法)

(1) 実施主体

熊本県(財源：財団法人都道府県センター管理 1/2 国 1/2)

(2) 対象災害

- ア 災害救助法が適用された市町村における自然災害
- イ 各市町村内で10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ウ 県内で100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害
- オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害
- カ ア若しくはイ市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に2世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害

(3) 支給額

支給限度額 300万円

第9節 救出計画

(総務部)

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、又は救助して、その者の保護を図るものとする。

第1 実施責任者

- 1 救出は原則として、市、消防機関及び警察機関が協力して実施するものとする。
- 2 災害対策基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にいる者、自主防災組織は救出の後方支援に徹し、又は市長等に協力するものとする。

第2 救出対象者

被災者の救出は、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- 1 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。
 - (1) 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - (2) がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合
 - (3) 水害の際に流失家屋とともに流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合
 - (4) 土石流により生き埋めになったような場合
 - (5) 登山者が多数遭難したような場合
- 2 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者又は生命があるかどうか明らかでない者とする。

第3 救出の方法

1 市、消防職員・団員による救出

- (1) 市は、消防職員・団員を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。
なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。
- (2) 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。
なお、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておくものとする。
- (3) 市による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

2 自主防災組織による救出

自主防災組織にあつては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行い、又は市、宇城広域連合消防本部、警察等に連絡して、早期救出に努めるものとする。

第4 関係機関の連携

救出・救助活動を円滑に実施するため、災害発生後の早い段階から、市、救出・救助関係機関等による活動調整会議を開催するものとする。

また、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の実動機関へり、防災消防へり、ドクターへり等は、必要に応じて連携し、迅速かつ確実に被災者の救出、救助、捜索活動等を実施する。

第5 職員の安全確保

救出、救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。

第6 惨事ストレス対策

救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

第7 応援の手続き

市長は救出作業をできないとき、又は機関器材等の調達ができない場合の応援の手続きは、次によるものとする。

- 1 市長は、応援を受ける必要があると認めたときは、宇城地域振興局長に対し要請を行うものとする。
- 2 宇城地域振興局において応援を求められたときは、直ちに県本庁（県本部）に通報するとともに、速やかに応援するものとする。

また、宇城地域振興局において応援の実施ができないときは、県本庁（県本部）に応援の要請を行う。

第8 災害救助法に基づく救出

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第10節 行方不明者等搜索及び遺体収容埋葬計画

（総務部・市民環境部）

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図る上からも早急に実施する必要がある。

このため、関係機関・団体と緊密な連絡を取り、迅速に行方不明者の搜索及び遺体の埋葬活動を実施するものとする。

第1 実施機関

行方不明者等の搜索及び埋葬等は、市長が警察、消防機関、海上保安部、警察医会、警察歯科医会等の協力を得て、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確認した上で行うものとする。

市だけでは十分な対応ができない場合、市及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

なお、関係機関間の情報共有のため、定期的に搜索調整会議を開催するものとする。

第2 行方不明者等の搜索

警察は、災害警備活動に付随して、市が行う行方不明者等の搜索に協力する。

行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、情報の収集に努め、積極的に調査を実施するものとする。

第3 遺体の検視、身元確認

警察等は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届出を受けた場合には、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）に基づき死体取扱いを行う。

死体取扱いに当たっては、指紋の採取、DNA型鑑定資料の採取、写真撮影等を行い、死体調査終了後、遺族に引き渡すものとする。また医師会、歯科医師会との緊密な連携により、迅速かつ的確な死体調査、身元確認に努めるものとする。

第4 遺体の引き渡し

受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、遺体発見場所を管轄する各市町村長に引き渡すものとする。

なお、戸籍法第92条第1項の規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行うものとする。

第5 遺体の収容

市は、警察と連携し、遺体安置所として長期間の使用が可能で、かつ被害現場付近に位置する施設（寺院、公共施設等）に、検視等の場所及び遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。

なお、市は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保存剤等の納棺用品を確保するものとする。

第6 遺体の火葬

1 市は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。

- (1) 火葬場の被災状況の把握
- (2) 死亡者数の把握
- (3) 火葬相談窓口の設置
- (4) 遺体安置所の確保
- (5) 作業要員の確保
- (6) 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保
- (7) 棺、遺体保存剤、骨壺の調達
- (8) 火葬用燃料の確保

2 県は、市において火葬することが困難な死体について、熊本県広域火葬計画に基づき、他の火葬場設置市町村等に要請を行い、火葬場を割り振ることにより、円滑に火葬できるよう支援する。

第7 災害救助法に基づく死体の捜索、死体の処理、埋葬

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第11節 医療救護計画

（健康福祉部）

大規模、広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応能力を著しく超えた場合において、県及び市は、日本赤十字社熊本県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、災害拠点病院、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）、熊本県公的病院災害ネットワーク、熊本大学医学部附属病院等と緊密な連携のもと、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。

第1 実施機関

- 1 災害時における医療救護は、市長が行うものとする。
- 2 災害が広域的に発生した場合又は被害が甚大である場合、知事が行うものとする。

第2 救護体制の整備

- 1 市長は、宇土地区医師会の協力を得て医療救護班を編成しておくものとする。
- 2 宇土地区医師会は、医師会員による医療救護班を編成しておくものとする。

第3 救護活動

- 1 市は、被災地の状況に応じて適切な場所に救護所を設置し、医療救護班による医療救護活動を行う。市のみでは対応できないと判断される場合には、県に応援協力を要請するとともに、市町村相互間の応援協定等に基づき、隣接市町村に応援等を要請する。
- 2 市長は、被災地の状況により宇土市保健センターに救護所を設置する。
ただし、災害の状況に応じ必要な場合は、災害地に天幕等を張り救護所を設置するものとする。
- 3 県は、市からの協力要請等により広域支援が必要と認める場合、日赤県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、災害拠点病院、自衛隊熊本病院等に対する医療チーム等の派遣要請及び自衛隊への医療救護に関する派遣要請を行う。

第4 惨事ストレス対策

医療救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第5 災害救助法に基づく医療

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第6 費用の負担

- 1 医療救助活動に要した費用は、原則として市が負担する。
- 2 災害救助法第4条の救助費用は、県が支弁する。

第7 損害補償

市長は、災害対策基本法第65条及び第84条の規定により応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、また、障がい者になったときは、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第12節 食料調達・供給計画

（総務部・健康福祉部・教育委員会）

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それら必要な物資の供給を円滑に実施するものとする。

第1 実施機関

被災者及び災害応急従事者に対する食料の供給は、市が行うものとする。

市のみでは、実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を要請するものとする。

県は、市から応援要請があった場合又は市のみでの実施が困難と認める場合は、被災者に対する食料の供給を行う。

第2 食料の調達

1 食料の確保

市は、あらかじめ締結している災害時の食料の調達に関する協定に基づき、食品製造業者及び小売業者から食料等の確保を行うものとする。

また、必要に応じて、国、県に対しても食料の確保に関して応援を要請するものとする。

2 米穀の調達・供給

(1) 応急調達

災害の発生により応急用米穀が必要な場合、農林水産省は県知事と協議のうえ必要により政府所有米穀を売却するものとされている。

調達に当たっては、市は、県を通じて農林水産省に照会し、調達可能数量を把握するとともに、県及び農林水産省を通じて、米穀販売事業所から調達するものとする。

(2) 県は、米穀販売事業者に被災地域への輸送を要請し、市に供給する。

第3 備蓄用食料等の調達・供給

市は、災害が発生した場合、災害対策本部を設置し避難所を開設したときは、被害の状況に応じて、市が備蓄している備蓄用食料等について、被災者に供給するものとする。

第4 備蓄倉庫及び備蓄品の整備

災害時の食料等を保管するため、今後も備蓄倉庫及び備蓄品等の整備・管理を行う。

市が管理する備蓄倉庫は以下のとおりである。

No.	備蓄倉庫名称	住所	延べ面積
1	宇土地地区備蓄倉庫	浦田町 10 番地	14.4 m ²
2	境目備蓄倉庫	境目町 499 番地 1	13.28 m ²
3	防災センター備蓄倉庫	馬之瀬町無番地	14.4 m ²
4	轟備蓄倉庫	石橋町 10 番地 3	303.6 m ²
5	住吉中学校備蓄倉庫	笹原町 1700 番地	9.6 m ²
6	網津防災センター備蓄倉庫	網津町 1991 番地 1	10.7 m ²
7	網田小学校備蓄倉庫	下網田町 1842 番地	7.2 m ²
8	宇土市武道館備蓄倉庫	旭町 504 番地	19.5 m ²
9	花園備蓄倉庫	松山町 2604 番地	9.3 m ²
10	走潟小学校備蓄倉庫	走潟町 743 番地	11.18 m ²
11	緑川備蓄倉庫	野鶴町 294-1	11.18 m ²
12	網田コミュニティセンター 備蓄倉庫	下網田町 1819	9.24 m ²

第5 炊き出しの実施及び食料の配分

1 炊き出しの実施

市は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、婦人会、自治会、ボランティア、民間事業者等と連携して炊き出しを行うものとする。

市が多大の被害を受けたことにより、市において炊き出しによる食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出しについて協力を要請するものとする。

2 食料の配分

被災された市民への食料の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 各避難所における食料の受け入れ確認及び需給の適正を図るため責任者の配置
- (2) 住民への事前周知等による公平な配分

3 炊き出しの拠点

宇土市学校給食センターを炊き出し拠点とする。

第6 災害救助法に基づく食品の給与

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

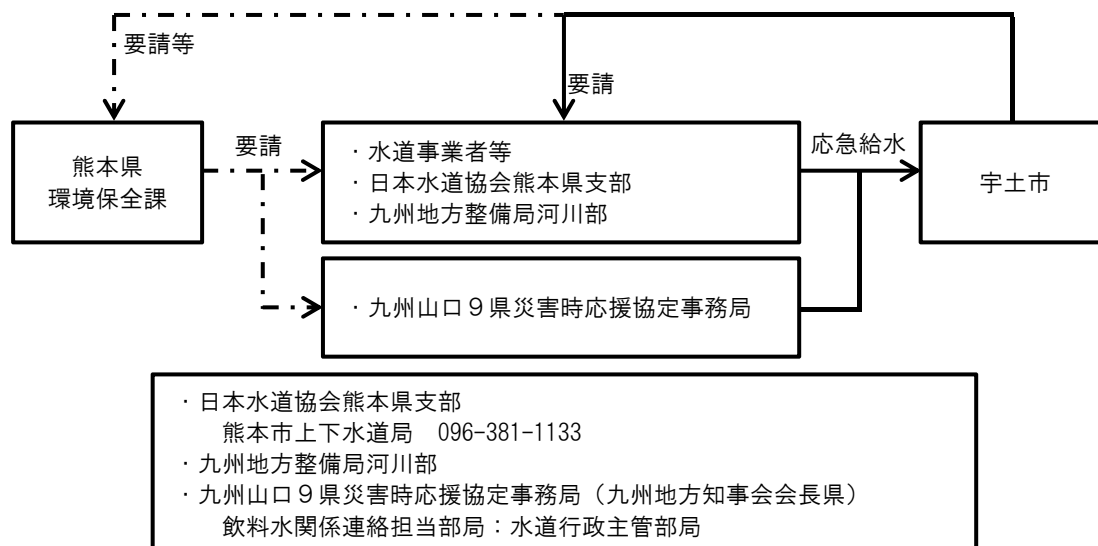
第13節 給水計画

（ 総務部・健康福祉部・建設部・教育委員会 ）

水道施設の被災により水源の汚染・枯渇や断水が発生し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

第1 実施体制

- 1 市は、被災者等への飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施するものとする。
- 2 県は、市から、災害により飲料水の供給実施が市において応急給水できない旨の報告又は応急給水に関する支援の要請があった場合には、県内水道事業者等、関係団体等に応援を要請し、飲料水の緊急確保を図る。



第2 給水方法

1 水道水の運搬給水

応急給水を行う者は、浄水処理後の水を提供可能な水道施設から給水車（加圧ポンプ付給水車、車載式給水タンク）を用いて運搬し、残留塩素濃度を確認するなど水質維持に十分注意し給水を実施するものとする。

この場合の給水量は1人1日当たり最小3リットルを目標とするが、被災状況や復旧状況等に応じて適宜増加する。

2 浄水セットによる給水

水道施設のない場所で飲料水生産・給水支援を行う場合は、第1部 共通編 第2章 防災組織計画 第4節『自衛隊災害派遣要請計画』により自衛隊に依頼して、湖沼水、河川水等をろ過し、残留塩素を確認の上給水を行うものとする。

3 運搬給水の留意事項

運搬給水に当たっては、救急病院や透析患者を収容した病院などへの医療用水、救護所等への給水を最優先で行うものとする。

第3 給水に関する広報

市は、応急給水の時間や場所、水道施設の被災状況、二次被害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、ホームページや様々な広報手段による適時、的確な情報提供を行うものとする。

第4 飲料水以外の生活用水の確保

市は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する防災井戸等の体制の整備に努めるものとする。

また、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者と予め貯水するよう協議しておく。

なお、市が設置し、管理する防災井戸は、次のとおりである。

No.	防災井戸設置場所	住所	設置年度
1	網津防災センター	網津町 1991 番地 1	令和 3 年度
2	花園小学校グラウンド	古保里町 695	令和 4 年度
3	ecowin 宇土アリーナ駐車場	旭町 504	令和 4 年度
4	走潟小学校駐車場	走潟町 743	令和 5 年度
5	宇土市役所駐車場	浦田町 51	令和 5 年度
<u>6</u>	<u>緑川小学校</u>	<u>野鶴町 246</u>	<u>令和 6 年度</u>

第5 復旧支援要請

市は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施するものとし、応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。

第6 備蓄倉庫及び備蓄品の整備

災害時の飲料水等を保管するため、今後も備蓄倉庫及び備蓄品等の整備・管理を行う。

第7 災害救助法に基づく飲料水の供給

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第14節 生活必需品供給計画

（総務部・健康福祉部）

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とする。

第1 実施機関

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与は、市が実施するものとする。

市のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。

県は、市から応援要請があった場合又は市のみでの実施が困難と認める場合は、被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

第2 生活必需品の需要把握

1 供給対象者

災害救助法の適用を受け、生活必需品の供給が必要と認められた場合、生活必需品の供給を実施する。供給対象者は次のとおりとする。

- (1) 住家の被害が全焼全壊・流失・半焼半壊又は床上浸水であって、衣料・寝具その他生活上必要な最小限の家財を失った者
- (2) その他災害により、衣料・寝具その他生活上必要な物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

2 把握方法

生活必需品の必要数の把握については、災害対策本部で情報の一元化を図るとともに、避難所に収容されている被災者のほか、自治会及び自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者についても必要数を把握するよう努めるものとする。

第3 生活必需物資の種類

生活必需品の応急給付は、次の範囲内で行うものとする。

種類	供給品目
寝具	就寝に必要な最小限の毛布、布団類
外衣	普通着、作業着、婦人服、子供服、雨ガッパ等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	鍋、包丁、卓上コンロ、バケツ類
食器	茶碗、皿、はし、スプーン等
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ（大人用・子ども用）等
光熱材料	マッチ、ローソク、固形燃料、携帯用プロパンガス等
その他	ビニールシート、土のう袋

第4 供給活動

1 物資の配分計画

次の要領で救援物資の配分計画を立て、これにより迅速な被災地への輸送及び供給を行う。

- (1) 被災者の世帯構成人員別、被害状況等に基づき、救援物資の配分計画表を作成する。
- (2) 配分は、被災者の被害の程度に応じて、公正に行うものとする。
- (3) 救助物資の受領、調達、配給については、その都度物品受払い簿に記録して、常に明確にしておくものとする。

2 物資の供給場所及び方法

供給場所及び方法は、原則として避難場所での個別供給とし、必要に応じて自主防災組織、自治会、婦人会、日赤奉仕団、民間事業者等に協力を依頼する。

第5 救援物資集積拠点の設置

市で購入した調達物資及び県内外からの救援物資を受入れ仕分けし、配送手配する救援物資集積拠点を、市の管理する施設のうち適当なものの中に臨時に開設する。

被害の規模、場所、状況によっては、別途、適当な施設を利用するものとする。

また、宇土市災害ボランティアセンターではボランティアの活動を図るとともに、現地ニーズの受入れ窓口となり、物資情報を集約し、避難所だけでなく在宅避難者にも行き渡るように配慮する。

1 救援物資集積拠点の設置

本部長は、災害の規模、状況によりあらかじめ配備しておいた防災倉庫及び備蓄倉庫のうちから、救援物資集積拠点の決定を行う。

また、管理・運営については別に定めるものとする。

2 救援物資集積拠点の開設・管理・運営

災害規模によっては、市外からの救援物資の供給が考えられ、救援物資集積拠点に集められることとなる。救援物資集積拠点の開設、物資の仕分け、積み下ろし、積み込み作業等について次のように行うものとする。

(1) 救援物資集積拠点の開設・管理・運営

救援物資集積拠点の開設・管理・運営は、健康福祉対策部が派遣する職員（うち1人を責任者とする）が担当する。

(2) 救援物資集積拠点の開設

本部長が救援物資集積拠点を決定した後、責任者である職員は救援物資集積拠点を速やかに開設し、救援物資集積拠点の管理・運営責任者の所在を明らかにする。

なお、救援物資集積拠点開設以降は、事務所に要員を常時配置し、管理・運営に必要な用品（物品受払い簿、事務用品等）を準備しておく。

(3) 管理・運営の手順（めやすとして示す）

- ア 物資の荷下ろし、搬入を行う。
- イ 搬入物資の仕分けを行う。
- ウ 搬入物資の分類数量を把握する。
- エ 搬出物資の搬出、積込みを行う。
- オ 搬出物資の分類数量を把握する。

第6 生活必需品の円滑な提供

市は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、迅速かつ、的確な情報収集を行うものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷暖房器具、冬季には暖房器具や、燃料等の提供など被災地の実情や環境を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災自治体の負担となることや、不足している物資を確認したうえで送るなど被災地支援に関する正しい知識や、生活必需品の提供ルールなどの普及啓発に努めるものとする。

第7 災害救助法に基づく生活必需品の給与又は貸与

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第15節 救援物資要請・受入・配分計画

（総務部・企画財政部）

大規模災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、救援物資集積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制を確保し、確実、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

第1 不足物資の把握

市は、現場調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して、本市のみで対応できない状況にあれば、県に対して救援物資の支援要請を行うものとする。

第2 物資の要請

- 1 市は、県を通じて不足物資の応援要請を行うとともに、市ホームページやフェイスブック、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、広報を行うこととする。
- 2 市は、被災地において必要とされる物資に関する情報を一元的に発信する体制の整備を図るものとする。

なお、小口・混載の支援物資を送ることは、被災自治体の負担になることや、不足している物資を確認した上で送るなど、被災地支援に関する正しい知識や、支援物資の提供ルールなどの普及に努めるものとする。

第3 受入供給体制

- 1 市は、地域防災計画に定める避難所の位置を勘案の上、効率的に物資の受入れ、輸送が行える場所を救援物資集積拠点として、あらかじめ選定しておくものとする。
- 2 市は、救援物資集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該救援物資集積拠点ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。

不足物資の応援要請を行った場合、民間団体等から大量の物資が送付されてくることが予想されるため、その受け入れ体制を整備し、配分調達、仕分け及び搬送のための人員の確保を図るものとする。

第4 救援物資等の取り扱い

1 救援物資の取扱い

災害のため個人又は会社、団体等から送付された救援物資は、市においてこれを受領し、厳重な保管をなすとともに、義援物資金受付整理簿（様式は次ページのとおりとする。）に整備し、被災者に配分するものとする。

第2部 風水害対策編

第1章 災害応急対策計画

第15節 救援物資要請・受入・配分計画

2 義援金の取扱い

災害のため個人又は会社、団体等から宇土市及びり災者に対する義援金は、財政課においてこれを受領し、市歳入歳出外現金として、これを厳重に保管するものとする。

配分方法については、義援金配分委員会（委員長を副市長とし、関係部課長をもって構成する。）においてこれを決定し配分するものとする。

義 援 物 資（ 金 ） 受 付 整 備 簿

熊本県宇土市【No. _____】						
通し 番号	受付年月日	義援物資内容及び数量(義援金額)	発 送 者 住所及び氏名	宛 先	受 取 人 課名及び氏名	備考

第16節 住宅応急対策計画

(建設部)

災害のため住家が滅失等したり災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対して居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して、災者の居住安定を図るものとする。

ただし、災害発生直後における住居対策については、第7節「避難収容対策計画」の定める避難所の開設及び収容によるものとする。

第1 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法が適用されたときは、知事から権限の委任を受けた市が行うものとする。

市のみでは、実施することが不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第2 応急仮設住宅の建設（予定）場所の選定

市は、応急仮設住宅の建設（予定）場所について、県と協議を行い選定するものとする。

第3 応急仮設住宅の供与

1 建設型応急住宅

(1) 建設型応急住宅の建設

県が行う建設型応急住宅の建設は、民間住宅建設関係団体と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結を適宜行い、協定に基づき、民間住宅建設関係団体の協力を得て実施する。

また、市は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討にあたっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地として計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。特に、発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意すること。さらに、将来的な集約や利活用を含めた復旧・復興のあり方についても考慮する。

建設型応急住宅の建設に当たっては、県産材の活用や、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様（手すり、スロープ、トイレ、風呂等）の作成に努めるとともに、建設するために必要な「標準プラン（仕様・図面等）」を、あらかじめ策定しておく。

また、大雨を想定し、必要に応じて雨水排水用の側溝の敷設や敷地内の舗装等を行う。

さらに、必要に応じ、建設型応急住宅入居者のコミュニティ形成のための集会施設等の整備について検討を行う。

(2) 建設型応急住宅の運営管理

市は、建設型応急住宅について、入居者の募集・選定から入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。

この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型応急住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

なお、県は、市に対し、建設型応急住宅（集会施設も含む。）の運営管理に係る業務マニュアルなど必要な情報提供を行い、建設型応急住宅の運営管理に協力する。

また、必要に応じて、建設型応急住宅における入居者の家庭動物の受入れや買い物の利便性等、生活環境の向上に配慮する。

2 賃貸型応急住宅

市及び県は、災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から防災訓練を通じて「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

第4 住宅の応急修理

市が行う住宅の応急修理は、建設事業者団体等の協力を得て実施するものとする。

発災直後から円滑な応急修理ができるよう、あらかじめ手続き等を定めるものとする。

第5 公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居、又は地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用許可）について、最大限の配慮を行うものとする。

第6 災害救助法に基づく措置

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第17節 交通規制計画

(総務部・建設部)

災害時に、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生するおそれがある場合又は橋梁等の交通施設に災害が発生した場合、交通の混乱を防止し緊急輸送を確保するため必要がある場合は、交通規制を行って被害の軽減と迅速なる応急対策の実施を促進する。

第1 実施責任者

災害時の交通規制は次の区分によって行うものとするが、道路管理者と警察は、常に緊密な連絡を保ち応急措置の万全を期するものとする。

区分		範囲
道路管理者	国土交通大臣 県知事 宇土市長 西日本高速道路(株)	(1) 道路の破損、決壊その他の理由により道路が危険であると認められる場合 (2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警察	公安委員会 警察署長 警察官	(1) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき (2) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき (3) 道路の破損、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合

第2 交通規制の措置

1 措置要領

(1) 道路管理者

道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。

(2) 警察

ア 災害により住民等の円滑な避難誘導が必要なとき、道路・橋梁等の交通施設の危険な状態が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により認知したときは、速やかに必要な交通規制を実施する。

イ 災害が広域にわたる場合、若しくは幹線道路の破損等のため交通上の支障が広域にわたる場合の交通規制は、災害の規模及び迂回路等との関係を総合的に判断して実施する。

ウ 必要がある場合には、他県から被災地域に通じる主要幹線道路について、広域交通規制を隣接及び近接する県に要請する。

エ 宇城警察署において、交通規制を実施した場合は、報道機関等を通じて一般通行車両及び住民等に周知徹底し、交通に支障のないよう万全を期する。

オ 交通規制を行う場合は、法令に定められた道路標識を設置するものとし、また、設置不可能な場合又は設置する暇がない場合は、警察官が現場で交通整理、誘導に当たるなど、交通に支障がないように配慮する。

カ 緊急通行車両の通行の確保等の確、円滑な災害応急対策に資するため、県警備業協会をはじめ、関係機関・団体に対する協力要請を行い、広域交通管制及び交通広報による交通総量抑制対策を実施する。

2 交通規制の実施

(1) 危険箇所の交通規制

道路の破損、決壊その他の状況により通行禁止又は交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者又は警察が、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合は、迂回路の標識も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

なお、道路標識施設の設置基準は、次によるものとする。

ア 道路標識を設ける位置

- ① 通行止め 歩行者、車輛等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央
- ② 通行制限 通行を制限する前面における道路の中央又は左側の路端
- ③ 迂回路 迂回路のある交差点の手前の左側の路端

イ 道路標識の構造

道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して修理、塗装、清掃等の維持を行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明又は反射措置を施すものとする。

ウ 道路標識の寸法及び色彩は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府・建設省令第3号）に定めるところによる。

(2) 異常気象時における道路通行規制要領

ア 国土交通大臣が直接管理する国道

異常気象時における一般国道の道路通行規制要領

① 目的

この要領は、豪雨、地震等の異常気象時において道路の通行が危険であると認めた場合における道路通行規制に関する基準等を定めることにより、この場合における道路通行規制の有効かつ慎重な実施を図り、もって道路交通の安全かつ円滑化に資することを目的とする。

② 異常気象時通行規制区間の指定

九州地方整備局長は、指定区間内の一般国道、道の区域内の一般国道、国土交通大臣が新設、改修等を行う指定区域外の一般国道及び開発道路のうち、道路及びその周辺の状況（道路の構造、地形、地質、過去の被害の程度、路線としての重要性等をいう。以下同じ。）から異常気象時において被害が発生するおそれが著しい箇所を含む相当の区間を異常気象時通行規制区間（以下「規制区間」という。）として指定し、道路局長の承認を受ける。

③ 道路通行規制基準の作成

- (ア) 九州地方整備局長は、関係警視庁及び県警察本部長並びに県道路担当部局の意見を聞いて規制区間に係る道路通行規制基準を作成し、道路局長の承認を受ける。
- (イ) 道路通行規制基準は、規制区間毎に、道路及びその周辺の状況並びに気象の状況（降雨量、積雪、風速、震度等をいう。以下同じ。）を基準として、異常気象時において、未然に事故を防止することができるよう定める。
- (ウ) 道路通行規制基準における道路通行規制の種類は、通行止め、車輛通行止め、その他の道路管理者が行うことができる通行止め（以下「通行止め」という。）及び通行注意（異常気象により危険があるため道路の通行上注意しなければならないことをいう。以下同じ。）とする。

④ 道路通行規制の実施及び解除

- (ア) 道路通行規制の実施は、道路通行規制基準に基づき、規制区間を所轄する事務所長（開発建設部長を含む。以下同じ。）が行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知する。
- (イ) 道路通行規制の実施は、通行止めにあつては、道路標識をもって、通行注意にあつては標識をもって表示することにより行い、道路規制の対象区間、期間及び理由を明示する。
- (ウ) 道路通行規制の解除は、事務所長が通行の安全を確認した後速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知する。

⑤ 報告等

事務所長は、道路通行規制を実施し、又は解除したときは、遅滞なく、当該事務所を管轄する地方整備局長に報告するとともに、県道路担当部局長に通知し、地方整備局長は事務所長から通行止めの道路通行規制の報告を受けたときは、遅滞なく道路局長に報告する。

⑥ 規制区間以外の区間における道路通行規制

事務所長は、その管理する道路のうち規制区間以外の区間についても、必要に応じて通行注意の規制を行うとともに、道路の通行に危険が急迫している場合には通行止めの規制を行い、この場合の通行規制の実施及び解除並びに報告等については、④及び⑤に準拠する。

イ 熊本県及び熊本県知事が管理する国県道

異常気象等における道路通行規制要領

① 目的

この要領は、大雨、暴風雨等の異常時において道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する実施の要領を定め、道路交通の安全かつ円滑化に資することを目的とする。

② 異常気象時通行規制区間の指定

- (ア) 知事は、一般国道（指定区間を除く）及び県道のうち、道路及びその周辺の状況（道路の構造、地形、地質、過去の災害状況の程度、路線としての重要性等をいう。以下同じ）を考慮して異常気象時等において被害が発生するおそれが著し

い箇所を含む相当の区間を異常気象時通行規制区間（以下「規制区間」という。）として指定する。

(イ) 前項の規定については、所轄警察署長及び関係市町村長の意見を聴く。

③ 道路通行規制の基準等及び種類

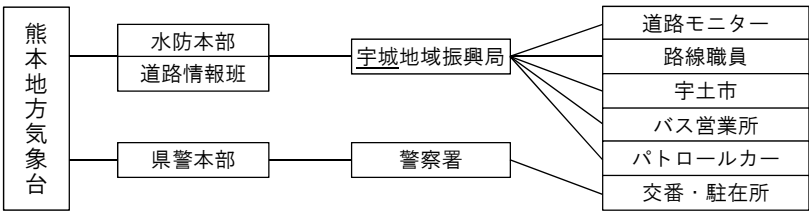
- (ア) 道路通行規制は、規制区間毎の道路及びその周辺の状況並びに気象の状況（降雨量、風速等をいう。以下同じ。）により別表3に定める基準による。
- (イ) 道路通行規制は通行止め及び通行注意（異常気象により危険が発生するおそれがあるため道路の通行上注意しなければならないことをいう。以下同じ。）の2種類とする。

④ 情報の周知

異常気象時における規制区間の実態を迅速に把握し、的確な措置をとり、事故を未然に防止するため、異常気象情報の伝達及び収集並びに通行者に対する周知については、次により行う。

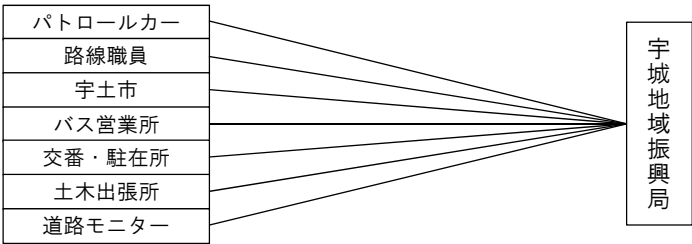
(ア) 異常気象情報の伝達

大雨・暴風等の異常発生のおそれがある場合の情報の伝達は、次のとおりとする。



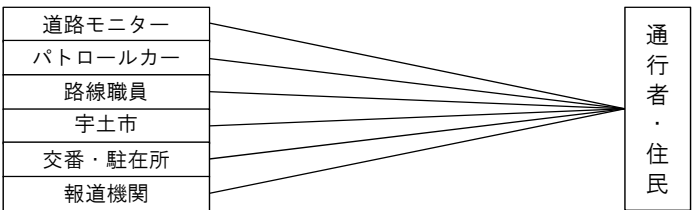
(イ) 情報の収集

異常気象により道路の破損、決壊、その他の事由により交通に支障をきたし、又はきたすおそれのあると認められる場合の情報の収集は、次のとおりとする。



(ウ) 通行者に対する周知

異常気象により交通規制を実施したとき、及びその措置を解除したときの周知は、次のとおりとする。



⑤ 道路通行規制の実施

- (ア) 地域振興局土木部長（以下「部長」という。）は気象状況が規制基準に基づく異常気象となったと認めたときは、直ちに所定の道路通行規制の実施を行う。
- (イ) 道路通行規制の実施は、「道路の危険箇所に対する標識等の設置事項（昭和43.11.29）」による道路標識及び別表1に定める標識等をもって表示することにより行う。
- (ウ) 部長は、あらかじめ規制区間について、次の各号に掲げる位置に道路情報板を設置しておく。
- a 市街地又は集落の出口及び主要道路の分岐点で、かつ自動車のUターンのできる広場のある位置
 - b 山間部で規制区間が長いときは、相当区間ごとに上下線それぞれの方向から規制できる位置
 - c その他部長が特に必要と認める位置
- (エ) 部長は、道路通行規制を実施したときは、所轄警察署長に通知しなければならない。（解除の場合も同様とする。）
- (オ) 部長は、道路情報版を設置しようとするときには、あらかじめ本庁土木部長と協議する。

⑥ 道路通行規制の解除

道路通行規制の解除は、部長が通行の安全を確認した時道路標識の取替等をして、速やかに行う。

⑦ 報告等

- (ア) 部長は、道路通行の規制を実施し、又は解除したときは、遅滞なく本庁土木部長に報告する。
- (イ) 本庁土木部長は、前期(ア)の報告を受けたときは、国道については国土交通省に報告する。
- (ウ) 前期(ア)及び(イ)の報告、④の(イ)の情報の収集については、別表2に定めるところによる。

別表2

道 路 情 報 録 取 簿						
振 興 局	路 線 名	場 所			交 通 止 概 要	交 通 止 期 間 摘 要
		郡市	町村	大字		

⑧ 規制区間以外の区間及び箇所における道路通行規制

部長は、その管理する道路のうち規制区間以外の区間及び箇所についても必要に応じて通行注意の規制を行うとともに、道路の通行に危険が急迫している場合には、通行止めの規制を行い、この場合の通行規制の実施及び解除については、④、⑤及び⑥に準拠する。

ウ 宇土市長が管理する市道

異常気象等における道路通行規制要領

① 目的

この要領は、大雨、暴風雨、地震等の異常時において道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する実施の要領を定め、道路交通の安全かつ円滑化に資することを目的とする。

② 道路通行規制の種類

道路通行規制は、通行止め及び通行注意（異常気象により危険が発生するおそれがあるため道路の通行上注意しなければならないことをいう。以下同じ。）の2種類とするものとする。

③ 情報の周知

異常気象時における規制区間の実態を迅速に把握し、的確な措置をとり、事故を未然に防止するため、異常気象情報の伝達及び収集並びに通行者に対しての周知については、次により行うものとする。

(ア) 異常気象情報の伝達

異常気象情報の伝達については、気象予報警報の伝達系統を準用する。

(イ) 情報の収集

異常気象により道路の破損、決壊その他の事由により交通に支障をきたし、又はきたすおそれのあると認められる場合の情報の収集は、行政区長及び消防団員並びに関係機関からの連絡又は職員の市内巡回等により行う。

(ウ) 市民等に対する周知

市民には宇土市同報系防災行政無線を通じて周知を図るほか、行政区長及び消防団員を通じ、又は広報車による巡回等により行う。

④ 道路通行規制の実施

(ア) 市長は道路の通行が危険であると認められる場合又は危険な状態になると認められる場合は、直ちに所定の道路通行規制の実施を行うものとする。

(イ) 道路通行規制の実施は、「道路の危険箇所に対する標識等の設置事項（昭和43.11.29）」による道路標識等をもって表示し、必要があればロープ等を張る等して適切な措置をとるようにする。

(ウ) 市長は、道路通行規制を実施したときは、所轄警察署長に通知しなければならない。また、関係する行政区長及び消防団員に通知するものとする。

⑤ 道路通行規制の解除

(ア) 道路通行規制の解除は、市長が通行の安全を確認した上で道路標識の取替等をして、速やかに行うものとする。

(イ) 市長は、道路通行規制を解除したときは、宇城警察署長に通知しなければならない。また、関係する行政区長及び消防団に通知することとし、市民に対しては同報系防災行政無線により広報を行うものとする。

第3 相互の連絡・協力

道路管理者及び警察は、次の事項について相互に連携、協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施するものとする。

- 1 被災地の実態、道路の被害状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に情報を交換する。
- 2 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行うものとする。

第4 災害対策基本法第76条第2項に規定する通行禁止区域等における障害物の除去

災害対策基本法第76条第1項の規定により、公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限し、緊急交通路の確保にあたるものとされているが、同法第76条の3の規定に基づく当該区域等における車両その他の物件の障害物除去の方法については、次のとおりである。

1 緊急交通路の確保

警察は、放置車両の撤去等の緊急交通路における障害物の除去について、道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力して、緊急交通路の確保を図る。

2 運転者等に対する措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動等の措置を命じることができる。

3 放置車両等の撤去

警察官は、2の措置をとることを命じられた者が、移動等の措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命じることができないときは、自ら移動等の措置をとることができる。

この場合において、警察官は、移動等の措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

4 自衛官による撤去

自衛隊法第83条の2に規定する災害派遣により派遣を命ぜられた自衛官は、警察官がその場にいないときに限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため2及び3の措置命令をとる。

5 消防吏員による撤去

職務を執行中の消防吏員は、警察官がその場にいないときに限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため2及び3の措置命令及び措置をとるものとする。

6 自衛官及び消防吏員の通知

自衛官及び消防吏員は、4及び5の措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を書面により宇城警察署長に通知するものとする。

第5 災害時における車両の移動等

1 道路交通規制等

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

2 道路啓開等

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者等がいない場合においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

国土交通大臣は、道路管理者である県、市及び港湾管理者に対し、農林水産大臣は、漁港管理者に対し、知事は道路管理者である熊本市以外の市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第18節 緊急通行車両確認計画

（総務部・企画財政部）

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続き等を整備するものとする。また、県、市及び関係機関は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付をうけることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

第1 緊急通行車両における輸送対象の限定

緊急通行車両において輸送する対象は、被災状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて、概ね次のとおりとする。

段階	輸送の対象
第一段階	○ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ○ 交通規制に必要な人員、物資 ○ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 ○ 政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資 ○ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保に必要な人員及び物資
第二段階 （応急対策活動期）	○ 上記第一段階の継続 ○ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 ○ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
第三段階 （復旧活動期）	○ 上記第二段階の継続 ○ 災害復旧に必要な人員及び物資 ○ 生活必需品

第2 緊急通行車両の確認

市長は、公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、県知事又は公安委員会に申し出て、緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受けるものとする。

1 申請手続き（申請窓口）

市は、緊急通行車両確認申請書を知事又は公安委員会の下記部局に提出するものとする。

県知事	県知事公室危機管理防災課
公安委員会	(1) 県警察本部 交通部交通規制課 (2) 各警察署 交通課

2 緊急通行車両の証明書及び標章の交付

市が緊急通行車両として使用する車両については、車両ごとに緊急通行車両確認証明書、通行標章の交付を受ける。

通行標章は、車両の助手席側のウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付する。
証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

3 緊急通行車両の事前届出

市は、緊急通行車両の確認事務の省力化、効率化を図るため、事前に公安委員会に対し、市保有車両等で「災害対策基本法第 50 条第 1 項」に規定する災害応急対策を実施するために使用する車両について、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、届け出済証の交付を受けるものとする。

第3 輸送手段の確保

1 市保有車両

緊急輸送活動に必要な市保有車両は、災害対策本部が管理し、各対策部の要請に応じ適切な配車を行うものとし、配車された車両の出動は各対策部の判断にて行う。

2 調達要請

災害対策本部は、市保有車両だけでは災害対策活動に支障をきたす場合、車両等の調達要請を行う。

陸路輸送	① （公社）熊本県トラック協会への要請 ② （一社）宇土市建設業協会への要請 ③ その他の機関への要請
海路輸送	① 海上保安庁熊本海上保安部 巡視船艇による緊急海上輸送を必要とする場合、熊本海上保安部に要請を行う。 ② その他の民間海運機関
鉄道輸送	① 九州旅客鉄道株式会社熊本支社等 道路の被害等により自動車による輸送が不可能な場合、あるいは遠隔地において物資を調達した場合等、鉄道による輸送が適当であると認められる場合は、九州旅客鉄道株式会社熊本支社に協力を要請する。
航空輸送	① 航空自衛隊築城基地等 災害の状況により航空機による輸送を必要とする場合又は緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合は、県知事に対し、自衛隊の航空機、ヘリコプターによる輸送について出動を要請する。

3 配 車

(1) 集結場所

輸送に従事する車両は災害輸送の表示をし、災害対策本部が指定した場所に待機する。

(2) 輸送計画

輸送計画は災害対策本部長の指示により個別の輸送ルートに従って災害対策本部が作成する。

第4 輸送路線の確保

1 緊急輸送道路の確保

建設対策部長は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、被害を受けた緊急輸送道路を以下により確保する。

- (1) 本部長の指示に基づき、（一社）宇土市建設業協会の協力を得て、市指定の路線から確保する。
- (2) 市指定の路線から確保することが困難な場合は、必要に応じ他の路線を確保する。
- (3) 被害の実態により、応急対策上極めて重要な路線については、道路管理者への復旧・交通規制の要請及び通報、警察への交通規制の要請及び通報を行い、その路線を確保する。

2 緊急輸送道路啓開作業

建設対策部は次の作業を行う。

- (1) 緊急輸送道路の被害状況を確認し、本部長に報告する。
- (2) 被害の状況により次の措置をとる。
 - 交通情報板、信号機等交通管制施設の機能回復を要請する。
 - 運転者に対して車両の移動等の措置命令を行う。
 - 放置車両等の撤去、緊急通行車両の先導等を行う。
 - 緊急通行路の障害物の除去について道路管理者、警察署、消防本部及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。
- (3) 緊急輸送道路の確保作業が完了した場合又は交通規制を行った場合は、速やかに災害対策本部長にその旨を報告する。

第19節 応急公用負担と労働力の確保

（総務部）

災害対策基本法（本節中以下「法」という。）の規定により、市長は災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）を速やかに実施するため、人員物資として民間等の人員物資を使用することができる。これを応急公用負担と言い、大別して人的公用負担と物的公用負担がある。

本節では、この応急公用負担等の適用について記述するとともに、大規模災害発生後の対策実施に必要な労働力の確保を図るための方策について述べる。

第1 従事命令等

人的公用負担は、法に規定された公務員が職権で従事命令等を発することにより実施される。

本項では、市長が本来有する職権及び県知事の委任により生じる職権を中心に、従事命令等の種類等を述べる。

1 従事命令等の種類

法に定める従事命令等については、行使者により以下のような種類がある。

(1) 市長が行使する従事命令（法第65条）

市長は、防災上応急措置を実施するため、緊急の必要があるときは市内の住民又は実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。

また、市長及びその委任を受けた市職員が現場にいないか、その者から権限行使を要求されたときは、警察官又は海上保安官が命令できる。（同条第2項）

災害派遣要請を受けて出動した自衛官は、市長及びその委任を受けた市職員が現場にいないときは命令できる。（同条第3項）

災害発生により市が事務の大部分以上を行えなくなったときは、県知事が職権を代行する。（法第73条）

(2) 県知事が行使する命令（法第71条関係）

県知事は、以下の職権を行使することができる。

市長は県知事の職権の一部を委任された場合、委任された職権を行使することができる。

ア 従事命令

以下の者（災害救助法施行令第4条に規定）に対し、応急措置に従事させる命令。

- ① 医師、歯科医師又は薬剤師
- ② 保健師、助産師又は看護師
- ③ 土木技術者又は建築技術者
- ④ 大工、左官又はとび職
- ⑤ 土木業者又は建築業者及びこれらの従業者
- ⑥ 地方鉄道業者及びその従業者
- ⑦ 軌道経営者及び従業者
- ⑧ 自動車運送業者及びその従業者
- ⑨ 船舶運送業者及びその従業者
- ⑩ 港湾運送業者及びその従業者

イ 協力命令

応急措置を要する者及びその近隣者を応急措置に協力させる命令。

ウ 管理

以下の施設（災害救助法施行令第6条に規定）を管理し、施設の有する人員機材を一体として応急措置に動員すること。

- ① 病院、診療所 ② 助産所 ③ 旅館 ④ 飲食店

(3) 警察官が行使する命令(警察官職務執行法第4条関係)

警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危険防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じることができる。

(4) 消防吏員又は消防団員が行使する命令(消防法第29条関係)

消防吏員及び消防団員は、消火若しくは延焼の防止、又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのもののある土地を使用、処分又はその使用を制限することができる。

2 公務災害補償及び費用弁償

従事命令により、応急措置に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、本人又はその遺族若しくは被扶養者が被る損害を補償しなければならない。

また、県知事の従事命令（市長が一部委任されたときの従事命令含む）による応急措置の従事者には、実費弁償する必要がある。

なお、この場合、市長によって権限が行使された場合でも、損失補償、実費弁償及び損害補償が生じた場合は、県知事が費用負担す

第2 物的応急公用負担

応急措置に必要な土地建物や土石などが緊急に必要なときは、他人の所有するそれらを一定の手続きのもとで使用又は収用できる。これを物的応急公用負担といい、以下のとおり法に定められている。

1 種類

法第64条により、応急公用負担できるものは、以下のとおりである。

- (1) 土地、建物その他の工作物の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の物件の使用及び収用

2 実施者

応急公用負担の実施者は、優先順位ごとに以下のとおりとする。

- (1) 市長（法第64条第1項）
- (2) 市長の委任を受けて職権を行う市職員（地方自治法第153条第1項）

第2部 風水害対策編

第1章 災害応急対策計画

第19節 応急公用負担と労働力の確保

- (3) (1)、(2)のいずれも現場にいない場合又はこれらの者から要求があった場合、警察官又は海上保安官（法第64条第7項）
- (4) (1)、(2)、(3)のいずれも現場にいない場合、自衛隊法により災害派遣を命じられた自衛隊の部隊等の自衛官（法第64条第8項）

3 実施手続き（災害対策基本法施行令第24条）

権限を行使する場合は、その占有者、所有者その他当該土地建物に権原を有する者（以下「占有者等」という。）に対し、以下の事項を通知しなければならない。占有者等の氏名及び住所が不明のときは、市庁舎又は支所、警察署若しくは熊本海上保安部に掲示しなければならない。

当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日のその他必要な事項

4 実施上の注意事項

- (1) 市長に代わり職権を行使した警察官、海上保安官及び自衛官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。（法第64条第7項及び第8項）
- (2) 土地、建物等の一時使用及び土石、竹木等の物件の使用若しくは収用により通常生ずべき損失については、処分を実施した国又は地方公共団体が補償しなければならない。（法第82条）

第3 労務者の確保

災害応急対策に必要な労働力を市職員以外に求めるときは、通常、以下の手続きにより熊本県宇城地域振興局長に日雇求職者の斡旋を要請する。

1 要請の方法

市長又は災害対策本部長名で、文書又は口頭により要請する。

2 要請内容

1の要請を行う場合は、以下の事項を明らかにする。

- (1) 求人者名（宇土市長又は宇土市災害対策本部長）
- (2) 職種別の所要労務者数
- (3) 作業場所及び作業内容
- (4) 労働条件
- (5) 宿泊施設の状況
- (6) その他必要な事項

第20節 保健衛生計画

（市民環境部・健康福祉部）

被災地、特に避難所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

なお、感染症及び食中毒の発生予防のため被災者へ注意喚起を行うとともに、その対策の詳細については、「熊本県災害時の感染症・食中毒対策ガイドライン」により行うものとする。

第1 防疫計画

災害によって被害を受けた地域又は当該住民に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年10月法律第114号。以下「感染症法」という。）及び「災害防疫実施要綱」（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施して、感染症の発生予防及びまん延防止を図るものとする。

1 実施責任

（1）市長は、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

2 防疫組織及び実施方法等

市長及び県知事は、感染症の予防及びまん延防止のため、次により感染症の発生状況の調査、汚染された場所・物件の消毒その他必要な措置を講ずるものとする。

（1）防疫の実施組織等

ア 防疫班の編成

市は、必要な場所・物件の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除等を行うため保健衛生班を編成する。保健衛生班は、災害の発生状況・規模等に応じて、消毒等を実施するために必要な人員をもって編成する。

県知事は、市の要請があった場合は、防疫班を編成し派遣する。

イ 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

市長は、災害時又はそのおそれが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具・機材等を整備し、あらかじめ周知な計画をたてておくものとする。

（2）実施方法等

ア 消毒

市長は、県知事の指示に基づき、感染症法第27条及び施行規則第14条・16条並びに結核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施するものとする。

イ ねずみ族・昆虫等の駆除

市長は、感染症法第28条第2項及び施行規則第15条の規定により、知事が定める地域内で、知事の指示に基づきねずみ族・昆虫等の駆除を実施するものとする。

ウ 生活用水の使用制限等

県知事は、感染症法第31条の規定により感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、その管理者に対し、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずる。

知事が生活用水の給水制限等を実施した場合、市長は生活用水の供給を実施するものとする。

エ 臨時の予防接種

県知事は、感染症のまん延防止を図るうえで緊急の必要があると認めるときは、予防接種法第6条により臨時に予防接種を行い、又は市長に行うよう指示する。

(3) 災害時感染制御支援チーム等の派遣要請

県及び市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

第2 健康管理

1 健康管理活動の支援体制

県は、災害時保健活動マニュアルに基づき、市町村職員を対象とした研修等を行い、その体制整備に努める。

2 保健及び栄養指導

- (1) 県は、市から要請があった場合は、保健指導班等により、被災地のニーズ等に的確に対応した健康管理（母子、高齢者、精神、歯科保健等における保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行う。
- (2) 県は、被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等被災者の健康管理を組織的に行うことが必要と思われるときには、市からの要請に基づき被災者等の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行う。
- (3) 県は、市から要請があった場合は、住民の健康管理を図るために、保健指導班等を中心に市と協力のうえ、避難所等を巡回して被災者のニーズに対応した保健指導及び栄養指導を行う。
- (4) 県は、市から要請があった場合は、被害の規模に応じ、近隣市町村又は県栄養士会等関係団体並びに他県等に対し応援要請を行う。

3 エコノミークラス症候群の予防活動

- (1) 市は、発災直後にエコノミークラス症候群の発生や死亡者が出る可能性が高いことから、関係団体と連携して、いち早い血栓塞栓症予防の活動開始と受診の勧奨等の確な対応を行うものとする。
- (2) 市は、避難者がエコノミークラス症候群に関する知識を持つための防災教育を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した早期からの有効な広報の展開を図るものとする。

4 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導

- (1) 市は、避難生活における口腔衛生の維持ができないことで誤嚥性肺炎による入院や死亡者が出る可能性が高いことから、県歯科医師会及び県歯科衛生士会等と連携し、発災直後からの口腔ケアや歯科保健活動等の的確な対応を行うものとする。
- (2) 市は、避難者が誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアの必要性に関する知識の普及・啓発を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した早期からの有効な広報の展開を図るものとする。

5 精神保健相談等（被災者のこころのケア）

市は、県が災害発生時の段階を踏まえ、必要に応じて実施する次の措置に協力するものとする。

(1) 初期

- ア 精神科救護所の設置
- イ 精神保健巡回診療及び相談の実施
- ウ 精神保健医療情報の提供
- エ 夜間相談窓口の設置
- オ 避難所内のメンタルヘルスケアのシステムづくり

(2) 安定期

- ア 仮設住宅の被災者等に対する巡回訪問及び相談
- イ 被災地でのこころのケアに携わる人材の育成
- ウ 被災者の支援者（市職員等）への支援
- エ 被災者等のこころの健康に関する普及啓発
- オ 被災者の中長期的なこころのケアを行う体制の整備

第3 生活衛生の確保

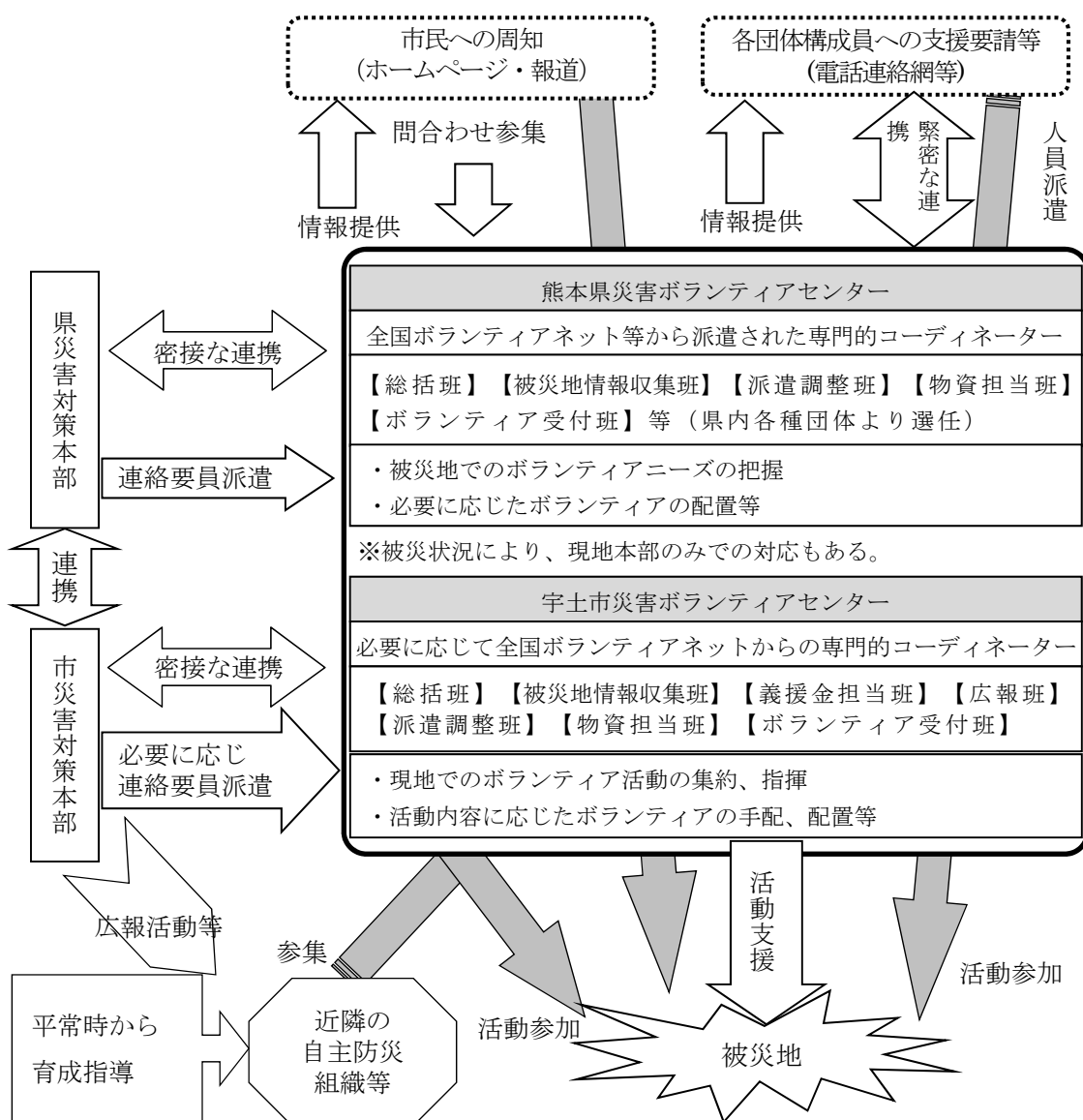
市及び県は、避難者や断水等により自宅で入浴できない者の衛生状態を良好に保つため、災害による被災者のための入浴支援マニュアルに基づき、公衆浴場業者と連携し、入浴サービスの提供に努めるものとする。

第21節 災害ボランティア連携計画

（健康福祉部・社会福祉協議会）

大規模災害発生時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティアの活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

また、市は、宇土市災害ボランティアセンター及び熊本県災害ボランティアセンターと連携を図りつつ対応に努める。



第1 実施体制の確立

1 宇土市災害ボランティアセンターの設置

市及び社会福祉協議会は、大規模災害発生後、直ちに社会福祉協議会等に、宇土市災害ボランティアセンターを設置する。

各災害ボランティアセンターの役割は次のとおりとする。

なお、県から事務の委任を受けた場合は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、県センター又は被災地センターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(1) 宇土市災害ボランティアセンター

ア 宇土市災害ボランティアセンターの役割と機能

- ① 市や県ボランティアセンター、NPO等のボランティア団体との連絡調整
- ② 地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請
- ③ 活動用資材や機材の調達（市、県センターとの連携）
- ④ ボランティアニーズ及び被害状況の把握
- ⑤ ボランティアの受入れ
- ⑥ ボランティアの移動手段の確保
- ⑦ ボランティア希望者の配置等
- ⑧ 救援物資の仕分け、配布
- ⑨ 現地での支援活動
- ⑩ ボランティアの健康管理
- ⑪ その他

イ 市の災害ボランティア活動拠点

名称	所在地
宇土市災害ボランティアセンター	宇土市浦田町4番地

(2) 熊本県災害ボランティアセンターとの連携

ア 熊本県災害ボランティアセンターの役割と機能

- ① 関係機関、団体との連絡調整
 - (ア) 県災害対策本部との連絡調整（被害規模・ライフライン復旧・被災者等に関する状況確認、支援活動の情報交換等）
 - (イ) NPO等の災害ボランティア団体ネットワークとの情報共有・連携
 - (ウ) 全国社会福祉協議会や市社会福祉協議会職員等への情報提供と運営スタッフの派遣要請、連絡調整
- ② 宇土市災害ボランティアセンター設置までのボランティア活動参加申出者への対応
- ③ 宇土市災害ボランティアセンターの設置支援

第2部 風水害対策編

第1章 災害応急対策計画

第21節 災害ボランティア連携計画

④ 各種情報収集及び発信

災害ボランティア活動が効率的かつ効果的に行われるよう、支援ニーズ等の情報を集約するとともに、緊急度や優先順位、情報発信先の範囲を勘案しながら、適時適切に情報発信する。

(ア) 被災地の災害ボランティアセンターの活動状況の把握（ボランティア受付数、ニーズ件数のとりまとめ、運営状況など）

(イ) マスコミや県民等の問い合わせ対応、ホームページの立ち上げや情報管理、県ボランティアセンターニュースの作成及び各関係機関、団体への発信

⑤ 被災地以外からのボランティアの受付と宇土市災害ボランティアセンターへの仲介

⑥ 資材や機材の仲介

⑦ ボランティア活動保険のとりまとめ

⑧ 熊本県災害ボランティアセンター運営及びボランティア活動等に係る資金調達等

イ 熊本県の災害ボランティア活動拠点

名称	所在地
熊本県災害ボランティアセンター	中央区南千反畑町3番7号 (熊本県総合福祉センター2階)

2 市の対応

健康福祉対策部は、宇土市災害ボランティアセンターの設置・運営について、災害状況に応じて次の対応を行う。

ア 連絡調整窓口の設置

宇土市災害ボランティアセンターとの情報交換や協議等を行う連絡調整窓口を設置する。

また、宇土市災害ボランティアセンターの円滑な運営のため、職員を宇土市災害ボランティアセンターに常駐させる。

イ 活動場所の提供

宇土市災害ボランティアセンターの円滑な運営のため、活動場所の提供を行う。

ウ 行政情報の適切な提供

被災状況や避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通機関の復旧状況等の行政情報を、適時適切に宇土市災害ボランティアセンターに提供する。

3 日本赤十字社熊本県支部の対応

日本赤十字社熊本県支部は、熊本県災害ボランティアセンターからの要請に応じて、職員又は赤十字防災ボランティアリーダーを連絡調整員として派遣する。

4 熊本県共同募金会の対応

熊本県共同募金会は、被災者への支援・救援活動を行うNPO、ボランティアグループ及び民間の災害ボランティアセンターなどに対して、必要に応じて活動資金を支援する。

第2 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアが活動する内容は、主として次のとおりとする。

なお、活動内容については、ボランティアの意見を尊重し決定するよう努める。

区分	活動内容
生活支援に関する業務	○ 被災者家屋等の清掃活動 ○ 現地災害ボランティアセンター運営の補助 ○ 避難所運営の補助 ○ 炊き出し、食料等の配布 ○ 救援物資等の仕分け、輸送 ○ 高齢者、障がい者等の介護補助 ○ 被災者の話し相手・励まし ○ その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）
専門的な知識を要する業務	○ 救護所等での医療、看護 ○ 被災宅地の応急危険度判定 ○ 外国人のための通訳 ○ 被災者へのメンタルヘルスケア ○ 高齢者、障がい者等への介護・支援 ○ アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ○ 公共土木施設の調査等 ○ その他専門的な技術・知識が必要な業務

第22節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画

(市民環境部)

第1 計画の方針

災害で発生するごみ、し尿は、環境衛生上、正確な情報に基づいた緊急かつ適切な処理が求められる。また、市は災害で発生する災害廃棄物処理を迅速かつ適正に行い、住民の生活環境の保全及び生活再建の後押しを図るため、被災状況を想定した災害廃棄物処理計画、作業計画を策定する必要がある。

第2 災害ごみの処理

1 処理方針

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下「災害ごみ」という。）について、分別等を行った上で再資源化や埋立処理を行うなど適正に処理する。

2 実施方法

環境衛生対策部は、次の点に注意し、ごみ収集車・ダンプ・トラック等で災害ごみを搬送し、処理する。

- (1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を広域連合と情報を共有し、関係機関と協力して処理施設等の応急復旧を図る。

(2) ごみの収集、運搬、処分にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に定める基準に可能な限り準拠し実施する。

(3) 収集したごみは可能な限り再生利用を進めることとし、焼却施設での焼却や埋立て処分を行うなど、環境保全上支障のない方法で処理を行う。

(4) 市で対応できない場合は、状況に応じて広域処理を行う。

(5) 市は、国庫補助金（災害廃棄物処理事業補助金）の活用も視野に入れて適切な処理を図る。

(6) 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、衛生上十分配慮して仮置場を開設する。

(7) 住民等への広報
住民等に対し以下の項目について広報し、ごみ処理の円滑な推進を図る。

ア ごみの収集処理方針

イ ごみ量の削減への協力（できるだけごみを出さない等）

ウ ごみの分別への協力

■市の処理施設

名称	所在地
宇城クリーンセンター	宇城市松橋町萩尾 1 7 7 5 - 3

第3 災害し尿の処理

1 処理方針

災害時に発生するし尿は、正確な情報収集に努め、年度委託契約している許可業者により、迅速なし尿収集を行い、適正に処理するものとする。

2 実施方法

環境衛生対策部は、次の実施方法により処理するものとする。

- (1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を広域連合と情報を共有し、関係機関と協力して処理施設等の応急復旧を図る。
- (2) し尿の収集、運搬、処分にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める基準に可能な限り準拠し実施する。
- (3) 収集したし尿は原則としてし尿処理施設により処理する。
- (4) 市で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
- (5) 仮設トイレの選定にあつては、高齢者・障がい者等に配慮したものを優先的に設置する。
- (6) 浸水地域等の悪条件下に位置する地域や指定避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- (7) 被害が激甚なためし尿の収集が遅滞する場合は、住民に対し、携帯用トイレや隣近所での協力等を呼びかける。

■市の処理施設

し尿処理施設	宇城広域連合環境再生センターKIREKA
--------	----------------------

第4 仮設トイレの設置

災害時には、多くの住民が避難所に避難し、生活の場を失った被災者は長期的な避難生活者となることが考えられる。

環境衛生対策部は、被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。

仮設トイレは、高齢者・障がい者等に配慮したものを優先的に設置する。

仮設トイレは、リース会社等から調達するが、市で調達できないときは、他市町村、県に要請する。

第5 災害廃棄物の処理

1 処理の方針

災害で発生する廃棄物の処理を迅速かつ適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、市は市内における被災状況を想定した災害廃棄物処理実行計画を策定する。

2 被災状況調査、把握体制

- (1) 市は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 市は、廃棄物処理施設等の被害状況について広域連合と情報を共有し、関係機関に報告する体制を整備する。

3 災害廃棄物の仮置場用地の選定等

災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置場の設置と適正な運営管理が必要となる。そのため、市は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地の選定・確保、動線やレイアウトの検討等に努めるものとする。

また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害の恐れがある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。

4 災害廃棄物処理の広域応援体制

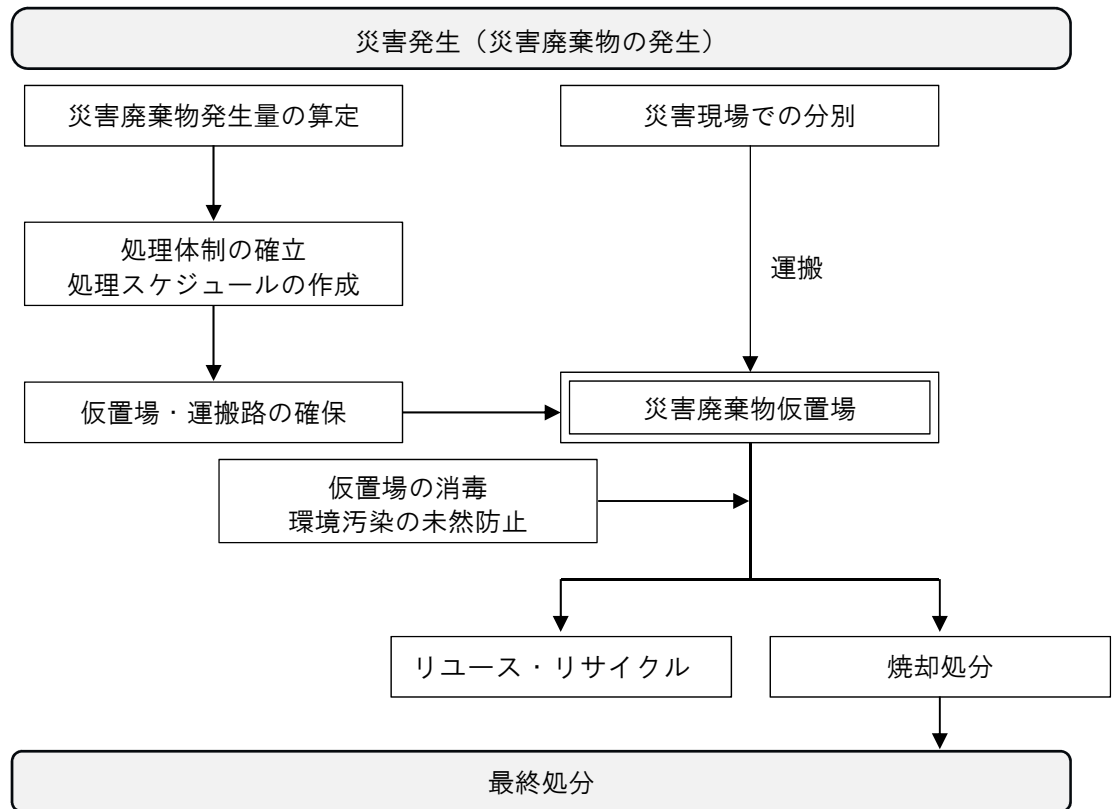
- (1) 市は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定の上、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 市は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。
- (3) 市及び県は、国（環境省）が整備している災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度、地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成や災害廃棄物に関する情報、D. Waste-Net や地域ブロック協議会の取組等の周知に努めるものとする。

5 災害廃棄物の処理

(1) 処理方針

- 災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「災害廃棄物」という。）を適正に処理する。
- 災害廃棄物のうち、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に処理する。
この場合、緊急輸送路については、優先的に実施する。
- 災害廃棄物の分別については、発生現場での分別を原則とする。
- 応急対策上及び衛生上の緊急度を考慮して、処理スケジュールを定める。
いたずらに作業を急ぎ、交通渋滞を招いたり、応急・復旧計画の障害とならないように配慮する。
- 周辺環境や住民・作業員の健康に留意し、作業にあたって適切な措置等を講ずる。
- 災害廃棄物処理のための重機・要員等は、災害協定等に従い、関係機関・団体の協力を得て確保する。
- アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和47年法律第137号）等の規定に従い適正に処理する。

(2) 処理方法



- 計画的に処理を進めるため、災害廃棄物の全体発生量と処理量の把握に努める。
- 短期間での災害廃棄物の処分が困難なときは、あらかじめ選定していた候補地に仮置場を開設する。また、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。
- 原則として災害廃棄物発生現場において分別し、仮置場へ搬入する。
- 木屑は可能な限りリサイクルに努める。
- コンクリート等は破碎・選別して、可能な限りリサイクルに努める。
- 適正な分別により可能な限りリサイクルに努める。
- 災害廃棄物の処理は周辺環境に配慮し、関係者に処理処分基準の遵守を指導する。
- 必要に応じて仮置場の消毒を行う。
- 住民等に対し次の項目について広報し、災害廃棄物処理の円滑な推進を図る。
 - ・ 災害廃棄物の収集処理方針
 - ・ 災害廃棄物の分別への協力

第6 廃棄物処理施設の応急復旧

- 1 市は、広域連合と協力し、処理施設の維持管理点検体制を整備し、非常に備え、予備資材の確保に努めるものとする。
- 2 市は、災害時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、広域連合と情報を共有して、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行うものとする。
また、廃棄物の収集、処分に影響を及ぼす場合は、近隣市町村等の応援依頼等により効率的な処理を確保するものとする。
- 3 市は、応急復旧が不可能なときは、県に応援要請を行うものとする。

第23節 文教対策計画

(教育委員会)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童、生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

第1 学校の災害直後の措置

1 学校が被災したときの措置

学校長及び教職員は、災害が発生したとき、次の措置を行う。
教育委員会は、学校長を通じて児童・生徒・教職員の安否確認、被害状況を把握する。

(1) 勤務時間内

学校長	○ 災害状況に応じ緊急避難の指示を行う。 ○ 児童・生徒・教職員の安否をまとめ、教育委員会に報告する。 ○ 災害の規模、校舎等の被害状況を把握する。 ○ 児童・生徒は、学校にて保護者に引き渡すか、又は教職員の引率で集団下校させる。 なお、集団下校に当たっては、事前に避難路・避難場所の安全性を確認しておくものとする。
教職員	○ 児童・生徒の安否を確認し、学校長に報告する。 ○ 応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

(2) 勤務時間外

学校長	○ 参集した教職員の所属、職、氏名を確認する。
教職員	○ 所属の学校に参集する。

2 市内は被災したが、学校は被災していないときの措置

教育委員会は、災害に関する情報を学校長へ伝達する。

学校長	○ 災害に関する情報を、速やかに教職員に伝達する。 ○ ラジオ・テレビ等で被災状況等の災害情報を収集する。 ○ 児童・生徒への伝達には、混乱防止の配慮をする。 ○ 状況に応じ児童・生徒の集団下校、休校等の適切な措置を行う。
教職員	○ 所属の学校に参集する。

第2 避難所開設への支援

学校長は、災害対策本部より避難所開設の指示があったとき、教職員に指示して体育館等を開放し、避難所の開設に努める。
また、施設の利用等について、避難所担当職員と協議し、運営に積極的に協力する。

第3 教材、学用品等の調達及び支給

- 1 学校長は、災害発生後速やかに教材・学用品等の被害状況を調査し、速やかに教育委員会に報告する。
- 2 教育委員会は、教材・学用品等に被害があった場合、所定の様式に従って県教育委員会に報告する。（災害救助法が適用された場合は、教育委員会が市長を経由して報告）
- 3 教育委員会は、応急教育実施上必要な教材・学用品等の確保に努め、応急教育実施場所ごとに児童・生徒を把握し配布する。

災害救助法が適用されたとき、学用品は、次のとおり調達及び給与を行う。

給与の対象	○ 災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又は毀損(きそん)し、就学上支障ある児童・生徒に対し、被害の実状に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。
給与の期間	○ 支給期間は、災害発生の日から教科書は1ヶ月以内、文房具及び通学用品は15日以内である。
調達の方法	○ 教育委員会は、本部長の指示により指定業者から調達する。
費用の限度	○ 被害の実状に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付を行う。

第4 学校給食等の措置

市給食センター及びその設備、物資等に被害を生じた場合は、市長から県教育委員会に速報する。県教育委員会は当該報告に基づき、学校設置者に対し措置すべき事項を指示するものとする。

市は、速やかに被害物資の状況を県教育委員会に報告するものとする。

県教育委員会はこの報告に基づき、市及び県学校給食会に対し、被害物資の処分方法及び供給方法等について指示する。

第5 文化財の保護

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害により文化財に被害が発生したとき、その状況を災害対策本部に通報する。

所有者又は管理者が市のときは、教育委員会がその被災状況を調査し、市内の被害状況をまとめて災害対策本部に報告する。

第24節 障害物除去計画

（建設部）

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等ならびに、山（がけ）崩れ、浸水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について必要な措置を定める。

第1 実施責任

- 1 応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は、市長が行うものとする。
- 2 水防活動を実施するため、障害となる工作物等の除去は、市、又は消防団が行うものとする。
- 3 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- 4 山（がけ）崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物は市長が行うものとし、市のみで実施不可能の場合、又は災害救助法が適用されたときは、知事が行う。
- 5 その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者、又は管理者が行うものとする。

第2 障害物の除去対象及び除去の方法

1 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおりである。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- (3) 緊急な応急措置を実施するため、特に除去を必要とする場合
- (4) その他、特に公共的立場等から除去を必要とする場合

2 障害物除去の方法

- (1) 実施責任者は、自らの組織、労力、機械器具を用いて行うか、又は土木建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- (2) 前記(1)により実施困難な場合は、第1部 共通編 第2章 防災組織計画 第4節「自衛隊派遣要請計画」により、自衛隊の派遣を要請して行うものとする。
- (3) 除去作業の実施に当たっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

第3 災害救助法に基づく障害物の除去

災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第4 除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管等の場所については、それぞれの実施において考慮するものとするが、おおむね、次の場所に保管、又は廃棄するものとする。

1 保管の場合

除去した工作物等の保管は、市において、次のような場所に保管する。

なお、市は、その旨、保管を始めた日から14日間公示する。

- (1) 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- (2) 道路交通の障害とならない場所
- (3) 盗難等の危険のない場所
- (4) その他、その工作物等に対応する適当な場所

2 廃棄の場合

廃棄するものについては、実施者の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所

第5 障害物の処分方法

市長が保管する工作物の処分方法については、次により行うものとする。

- 1 保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- 2 当該工作物等の保管に不相当な費用又は手数料を要すると市長が認めたときはその工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- 3 売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。
- 4 その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定の定めるとおりとする。

第25節 公共施設応急工事計画

（ 市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会・支所 ）

生活に密着した公共施設等が被災した場合、市民の生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急・復旧を図るための対策を確立する必要がある。

このため、必要に応じ、法令及び各種措置の運用の見直し、制度の創設について検討する。
また、国、他都道府県、市及び関係団体と協力・連携した調査・設計及び工事等の実施体制の構築、人員や事業予算の確保、必要な措置を講じるものとする。

第1 公共土木施設

災害によって河川、海岸、道路その他の公共土木施設が被災した場合における応急工事は、次により実施する。

1 実施機関

種別	実施機関
河川	○ 一級河川の直轄管理区間は国土交通省 ○ 一級河川のうち指定区間及び二級河川は県 ○ 準用河川及び普通河川並びに権限の委譲を受けた一・二級河川は市
海岸	○ 海岸保全区域の県管理区域は県 ○ 市管理区域は市
道路	○ 一般国道の指定区間は国土交通省 ○ その他の一般国道及び県道については県 ○ 市道は市 ○ 高速道路等については西日本高速道路（株）
砂防	○ 県（川辺川直轄砂防施行区域は国土交通省）
地すべり・急傾斜	○ 県
下水道	○ 公共下水道は市

2 人員資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、人員については、第19節「応急公用負担と労働力の確保」の定めるところによって、人員の確保を図るものとする。

3 応急工事の実施

仮道工事、仮さん道工事、仮橋工事、仮締切り工事及び決壊防止等の応急工事は、緊要度考慮のうえ、次により迅速、かつ重点的に実施するものとする。

(1) 緊要度の高い交通路

被災した道路又は橋梁が唯一の交通路であり、食料及び物資等の輸送又は復旧資材の運搬等のため、早急に復旧を必要とする仮道、仮さん道及び仮橋について、交通の確保を図るものとする。

(2) その他の交通路

被災した道路、又は橋梁が唯一の交通路でない場合には、国道、主要地方道並びに交通上特に重要と認められる県道、若しくは、市道が被災して、交通に著しい支障を及ぼし、これらの復旧に長時間を要し、かつ適当な迂回道路がないため緊急に実施しなければならない仮道工事等が必要な場合

(3) 仮締切り工事

仮締切り工事は、河川、海岸、砂防施設、又はこれらの効用を兼ねる道路が被災して、通常の状態における流水、又は海水が侵入し、当該被災施設に隣接する一連の施設で、当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているか、又はそのおそれが大きいため、緊急に仮締切り工事を実施しなければならない場合

(4) 下水道、集落排水施設

管渠や排水路については、流水機能を確保するため陥没や破壊した箇所の仮配管設置や崩壊護岸の仮復旧等を行い、処理場、ポンプ場については被害の状況に応じて最小限の機能確保を図れるよう、設備機器等の仮復旧を行うものとする。

第2 農地及び農業用施設等

農地及び農業用施設等が被災し、農業生産の維持及び経営の安定に重大な支障を及ぼすもので、緊急やむをえず応急工事を実施しなければならない場合は、次により行うものとする。

1 実施機関

- (1) 農地、農業用施設及び農林水産業協同利用施設の応急工事は、土地改良区農業協同組合、漁業協同組合の所有、又は管理に属する施設等について、それぞれの実施責任者を有する者が行うものとするが、これらの実施責任者において実施が困難な場合は、市長が行うものとする。
- (2) 前記(1)において実施不可能な場合は、県（本庁）又は県の出先機関に連絡し、適切な指導と援助を受けて実施するものとする。

2 人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資器材の調達については、前記第1の3により確保するものとする。

3 応急工事の実施

応急工事の実施に当たっては、早期の工事完了に向け、状況に応じ、工事計画の見直しや制度の創設等に努める。

第3 学校施設

1 小中学校における対策

市教育委員会は、学校施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ることができるよう、あらかじめ被災時の対応マニュアル等を整理しておくものとする。

また、避難場所に学校施設を提供することにより、長期間授業を行う場として学校が使用できない場合の対応についても検討しておくものとする。

(1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図るものとする。

(2) 小中学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた小中学校施設を相互に利用するものとする。

(3) 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図るものとする。

(4) 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図るものとする。

(5) 学校施設の復旧

学校施設の災害復旧に関する事業を活用して、早期に施設の復旧を図るものとする。

第4 その他の公共施設

多数の者が出入りする施設や災害対応において重要な役割がある施設については、管理者との連携体制の構築や、状況に応じた工法の見直し等により、早期の復旧を図るものとする。

第26節 建築物・宅地等応急対策計画

（市民環境部・建設部）

大規模災害による被災建築物・宅地等について、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、損壊家屋の解体の実施体制の整備を図るものとする。

第1 被災建築物への対応

市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

第2 被災宅地への対応

- 1 市及び県は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地について、二次災害防止対策を適切に行うものとする。
- 2 特に、大規模災害時においては、被災状況に鑑み、国・県及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手続き等について市町村間における情報共有を図るものとする。
- 3 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第2部 風水害対策編

第1章 災害応急対策計画

第27節 建築物・宅地等応急対策計画

第2章 災害復旧・復興計画

項目	関連部署	ページ
第1節 災害復旧・復興の基本方針	全部	301
第2節 公共土木施設災害復旧計画	経済部、建設部	302
第3節 農林水産施設災害復旧計画	経済部	304
第4節 その他の災害復旧計画	建設部、教育委員会	306
第5節 被災者の生活支援に向けたトータルケア	総務部、企画財政部、 市民環境部、 健康福祉部、経済部、 建設部、教育委員会	308
第6節 復興計画	全部	322

第2部 風水害対策編

第2章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興の基本方針

(全部)

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的な解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促すものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じ制度の見直しを行うものとする。

県、市及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第2節 公共土木施設災害復旧計画

（ 経済部・建設部 ）

国土交通省、農林水産省に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施するものとする。

第1 実施機関

災害復旧の実施責任者は、市の管理に属するものは市において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧に当たるものとする。

第2 復旧方針

公共土木施設の災害復旧については、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

第3 対策事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止めその他の施設若しくは海岸を保全するために防護することを必要とする河岸。ただし、砂防法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。
海岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設
砂防施設	砂防法第1条に規定する砂防設備、又は同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の海岸
林地荒廃防止施設	山地砂防施設（立木を除く。）又は海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）
地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する施設
急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する施設
道路	道路法第2条第1項に規定する道路
港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋立護岸若しくは港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設又は同法第3条の2の規定によって同法第55条の3の2第1項に規定する港湾広域防災施設
漁港	漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に規定する基本施設又は漁港の利用上及び管理上重要な輸送施設

水道	市又は一部事務組合が経営する水道事業等で、水道法第3条第8項に規定する水道施設又は一般の需要に応じて水を供給する給水人口が50人以上100人以下である水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、もしくは排水施設
下水道	下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5項に規定する都市下水路
公園	都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急処置法第2条第1項第3号に規定する施設

第4 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助として、次により措置されるものである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- 2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- 3 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- 4 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

第3節 農林水産施設災害復旧計画

（ 経済部 ）

農地、農業用施設、林業用施設、漁港用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施するものとする。

第1 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度な技術を要するもの等は、その実情に応じ県営事業として施行するものとする。

第2 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、第2節「公共土木施設災害復旧計画」の第2「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。

- 1 同法律により、国に対し災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧し、その他は査定後施行するものとする。
- 2 前記1の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧の実現を期する。
- 3 農地等の復旧事業は3箇年を原則とし、初年度が30%、2年度50%、3年度20%の進捗で完了することとされている。
- 4 その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められていることから、資金計画を樹立して、早期復旧を図るものとする。

第3 対策事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産施設とは、次のような施設である。

- 1 農地 耕作の目的に供される土地 田、畑及びわさび田等。
- 2 農業用施設 農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - (1) 用排水路、ため池、頭首工、揚水機
 - (2) 農業用道路、橋梁
 - (3) 農地保全施設、堤防（海岸を含む。）
- 3 林業用施設 林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - (1) 林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。）
 - (2) 林道

4 漁業用施設 漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であつて、次のものをいう。

- (1) 沿岸漁場整備開発施設（政令で定めるもの）
- (2) 漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する基本施設）

5 共同利用施設

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合、その他営利を目的としない法人の所有する次のものをいう。

- (1) 倉庫
- (2) 加工施設
- (3) 共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

第4 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- 1 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- 2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- 3 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- 4 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- 5 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第5 分担金の徴収

市が行う農業施設等災害復旧事業等の災害復旧工事に要する費用の一部に充てるため、当該事業による受益者個人又は団体から徴収するものとする。

分担金の額	農業施設	市が負担する額の15/100以内
	農地	市が負担する額の30/100以内

第4節 その他の災害復旧計画

(建設部・教育委員会)

第1 住宅災害復旧計画

1 災害公営住宅の整備

暴風雨、洪水、高潮等その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、市において公営住宅等を整備するものとする。

整備に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。

2 既設公営住宅の復旧

災害（火災にあつては、地震による火災に限る）により公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合は、公営住宅等の建設、補修又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用の1／2が国より補助される。

■公営住宅関係住宅災害対策

		要件	措置											
一般災害	整備	＜災害公営住宅整備事業＞ （公営住宅法第8条第1項第1号、第2号） 1. 滅失戸数 ①被災地全域で500戸以上 ②1市町村の区域内で200戸以上 ③1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上 2. 火災による滅失戸数 被災地全域で200戸以上又は1市町村全住宅の1割以上	（公営住宅法第8条第1項） 滅失戸数の3割を限度として＜災害公営住宅＞の建設等に対する2/3補助 標準工事費は一般に準ずる （同法第8条第2項） ＜災害公営住宅＞借上げに関わる住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5											
	復旧	＜既設公営住宅復旧事業＞ （公営住宅法第8条第3項） 1. 住宅の被害 1戸当たりの復旧費が11万円以上、かつ1事業主体の合計額が290万円以上（事業主体が市町村の場合は190万円以上） 財務省協議による運用基準	（公営住宅法第8条第3項） <table border="1"><tr><td></td><td colspan="2">公営住宅又は共同施設</td></tr><tr><td>被害</td><td>滅失</td><td>損傷</td></tr><tr><td>復旧</td><td>再建</td><td>補修</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">補助率 1 / 2</td></tr></table>		公営住宅又は共同施設		被害	滅失	損傷	復旧	再建	補修		補助率 1 / 2
	公営住宅又は共同施設													
被害	滅失	損傷												
復旧	再建	補修												
	補助率 1 / 2													
激甚災害（本激）	整備	＜罹災者公営住宅整備事業＞ （激甚法第22条） 1. 滅失戸数（災害指定） ① 被災全域で4、000戸以上 ② 被災全域で2、000戸以上、かつ、1市町村で200戸以上若しくは全住宅の1割以上 ③ 被災全域で1、200戸以上、かつ、1市町村で400戸以上若しくは全住宅の2割以上 （激甚指定基準8） 2. 滅失戸数（地域指定） 1. の①～③のいずれかであり、かつ、1市町村で100戸以上又は全住宅の1割以上 （激甚法施行令第41条）	滅失戸数の5割を限度として＜罹災者公営住宅＞の建設等に対する3/4補助 ＜罹災者公営住宅＞の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5 ＊激甚法では災害を受けた公営住宅のことを罹災公営住宅という表現としている。											

		要件	措置
激甚災害（本 激）	復旧	〈本激甚指定既設公営住宅復旧事業〉 公共土木施設災害復旧事業の A. 見込額 全国都道府県の市町村の当該年度標準税収入総額の約 0.5%以上 B. Aの見込額が0.2%以上、かつ、 (1) 都道府県負担見込額が当該年度標準税収入の25%を こえる都道府県が1以上 (2) 市町村負担見込額が県内全市町村の当該年度の標準 税収入総額の5%をこえる都道府県が1以上 (激甚災害指定基準Ⅰ)	補助率のかさ上げ (激甚法第3条) *局激の場合は、別途基準あり

3 住宅耐震化関連補助制度

市は、耐震性能を満たしていない住宅の耐震化を進めるため、宇土市戸建て木造住宅耐震改修等事業を活用する。

第2 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく国庫補助事業又は単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

- 1 復旧方針：公立学校施設の復旧方針は、第2節「公共土木施設災害復旧計画」の第2「復旧方針」に準ずる。
- 2 対象事業：同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。
- 3 財政援助：公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。
 - (1) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法により国庫負担
 - (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
 - (3) 地方債の元利償還金の地方交付税導入
 - (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

第3 市等以外の水道事業

市等が経営する水道事業（以下「公営水道事業」という。）以外の水道事業（以下「民営水道事業」という。）が行う災害復旧については、国庫補助対象外となることから、公営水道事業と民営水道事業との統合を推進するものとする。

第5節 被災者の生活支援に向けたトータルケア

（総務部・企画財政部・市民環境部・健康福祉部・経済部・建設部・教育委員会）

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

第1 被災者に対する生活支援等

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第2 被災者に対する生活相談

市は、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み、優先的に相談を実施するよう努めるものとする。県は、被災者の生活相談に対応するため、手引書を作成の上、必要に応じて、生活困窮者自立相談支援窓口における相談支援を強化するとともに、ケースワーカー等の専門相談員を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて、被災者の自立安定を図る。

また、消費生活に対する相談についても、各種震災支援策等の情報を収集・整理し、職員と消費生活相談員が共有して、被災者からの相談に対応するとともに、休日・夜間開設の相談態勢を速やかに確立するものとする。

相談窓口	受付内容	窓口
健康相談	被害にあわれた方たちの健康相談	宇土市保健センター 0964-22-2300
心の緊急電話相談	熊本地震で被害にあわれた方々の様々な心の不調に対する相談	メンタルクライシスレスポンスチーム（日本精神衛生学会） 0120-111-916（フリーダイヤル）
消費生活相談	消費生活に関するトラブルや疑問・質問等	宇土市消費生活センター 0964-23-3251
食品に関する衛生相談 食品関係事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談	食品の取扱い、表示、保存方法、食中毒などの食品に関する健康被害についての相談 食品関係事業者からの被害を受けた施設や使用水の衛生管理や衛生上必要な措置などに関する相談	宇城保健所 0964-32-0598
被災分譲マンションの再建・補修についての専門家相談 （公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター）	被災分譲マンションの建替えや大規模改修等における管理組合の合意形成等の法制度に関する相談（弁護士）や、再建手法についての建築技術的な相談（建築士等）	住まいるダイヤル 0570-016-100

相談窓口	受付内容	窓口
被災住宅の補修や再建に関する相談 (公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター)	相談員(建築士)を派遣して、現場で住宅を見ながら、補修方法や補修費用などの具体的な相談	住宅補修専用・住まいのダイヤル 0120-330-712
土地建物の権利について(熊本地方法務局)	地震により権利証(登記済証・登記識別情報通知書)を紛失した場合の不正登記防止に関する相談	熊本地方法務局 不動産登記部門 096-364-2145
金融機関との取引について(金融庁)	平成28年熊本地震発生に際し、被災者等からの各種金融機関の窓口の問合せや金融機関等との取引に関する相談	金融庁相談ダイヤル 0120-156-811
法的支援について(日本司法支援センター)	オペレーターが震災に関するお問い合わせについて法制度の紹介や被災された方の問題解決に役立つ相談窓口等の情報を提供	法テラス サポートダイヤル 0570-078-374
雇用保険失業給付について(熊本労働局)	雇用保険失業給付の給付制限期間が短縮(3ヶ月⇒1ヶ月)される特例措置について	熊本労働局 職業安定課 096-211-1703

第3 リ災証明書の発行

1 被害認定基準

災害による住家への被害程度を判定する際の基準は、内閣府の災害の被害認定基準について(平成13年6月28日付府政防第518号)及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針(令和3年3月最終改訂 内閣府)を基とした区分とする。

■災害に係る住家の被害認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。 具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。

第2部 風水害対策編

第2章 災害復旧・復興計画

第5節 被災者の生活支援に向けたトータルケア

被害の程度	認定基準
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分 がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素 の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上 20%未満のものとする。
準半壊に至らない (一部損壊)	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも とする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

また、前述の基準のほかに、消防庁の災害報告取扱要領（昭和45年消防防第246号）に示されている判定基準もあり、認定基準に取り入れるものとする。

■参考 平成28年熊本地震被災者支援メニュー

支援メニュー		り災証明書の程度				備考
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	
1	各証明書の交付手数料の免除	○	○	○	○	
2	被災者生活再建支援制度	○	○	※		※ やむを得ない事情で解体した場合
3	日本財団による住宅損壊見舞金及び弔慰金の支給	○	○			
4	熊本地震災害対策義援金	○	○	○		
5	災害援護資金の貸付	○	○	○		
6	被災した住宅の応急修理	※	○	○		※ 全壊でも、応急修理をすることにより、居住が可能となる場合は対象
7	応急仮設住宅の提供	○	○			
8	民間賃貸住宅借り上げ制度による住宅の提供	○	○	※		※ 半壊の家屋を解体・撤去し、自らの住居に居住できない場合は対象
9	市営住宅一時使用の募集	○	○	○		
10	被災した建物の解体・撤去	○	○	○		
11	個人市民税の減免	○	○	○		所得制限等あり
12	固定資産税の減免	○	○	○		
13	国民健康保険税の減免	○	○	○		所得制限等あり
14	国民健康保険医療費の一部負担（窓口負担）の猶予及び免除	○	○	○		
15	後期高齢者医療保険料の減免	○	○	○		
16	後期高齢者医療保険料の一部負担（窓口負担）の猶予及び免除	○	○	○		
17	介護保険料の減免	○	○	○		
18	介護保険サービス利用料の猶予及び免除	○	○	○		
19	保育所等保育料の減免	○	○	○		

※ 「被災した住宅の応急修理」を利用した場合、「応急仮設住宅の提供」及び「民間賃貸住宅借り上げ制度による住宅の提供」の利用は不可

2 早期交付のための体制確立

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や被災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に被災証明書を交付するものとする。

なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とするものとする。

また、市は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び被災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

■他の建物調査との違い

	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定	住家被害認定
実施目的	余震等による二次災害の防止	宅地の崩壊危険度を判定し結果を表示	住家に係る被災証明書の交付
実施主体	市（県が支援）	市、県	市
調査員	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	被災宅地危険度判定士（認定登録者）	主に行政職員（被災証明書交付は行政職員のみ）
判定内容	当面の使用の可否	宅地の被害状況を把握し二次災害を軽減・防止	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊、大規模半壊等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	見えやすい場所に判定結果ステッカーを貼付	被災証明書に判定結果を記載

■被災建築物応急危険度判定の判定内容

判定内容			
解説	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより、立ち入りが可能である。	建物の損傷が少なく、使用可能である。

■被災宅地危険度判定の判定内容

判定内容			
解説	変状等が特に顕著で危険である。避難立ち入り禁止措置が必要である。	変状が著しく、当該宅地に立ち入る場合は、時間、人数を制限するなど十分注意する。	変状は見られるが、当面は防災上の問題はない。

第2部 風水害対策編

第2章 災害復旧・復興計画

第5節 被災者の生活支援に向けたトータルケア

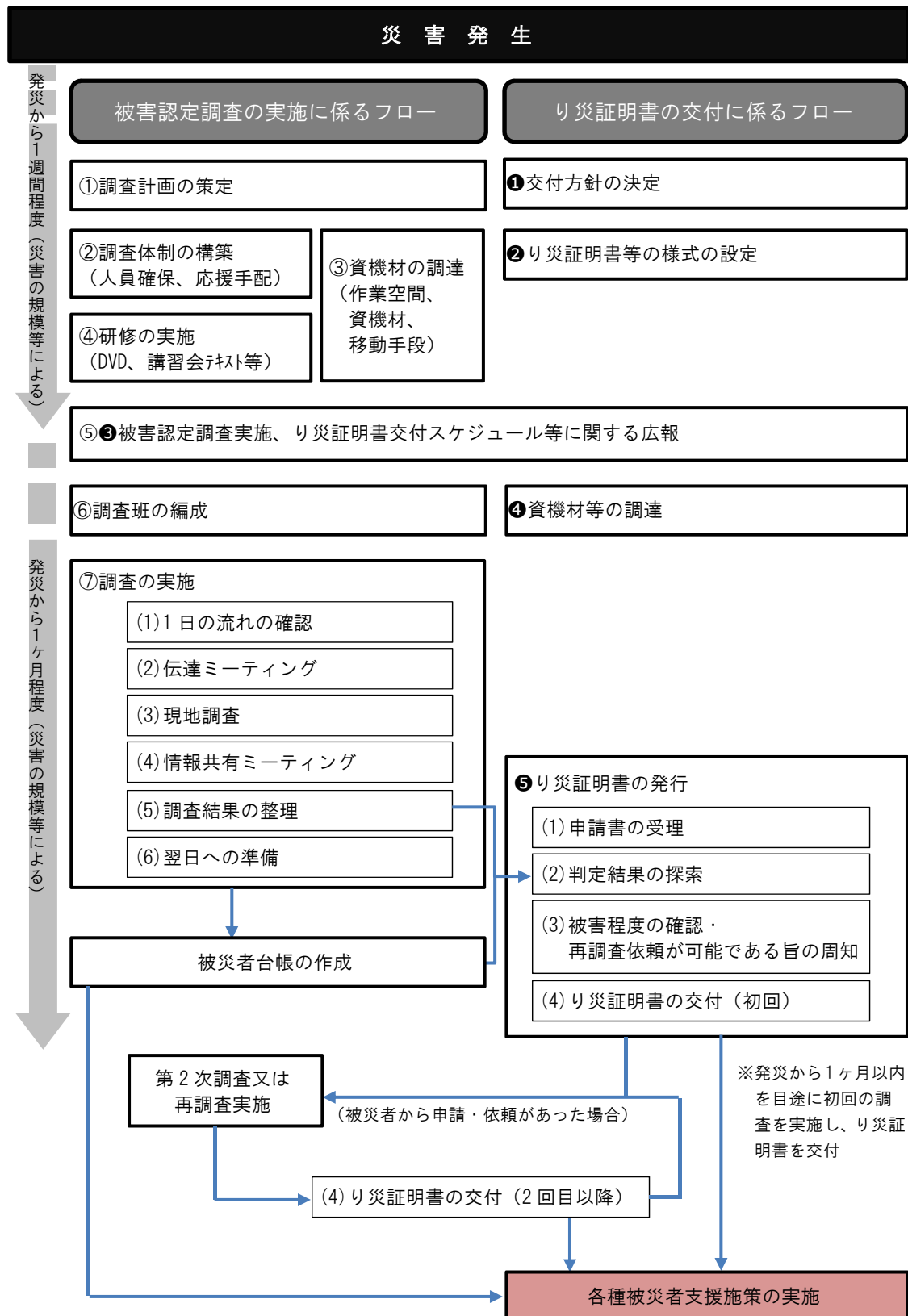
市は、災害発生により住家等に被害が及んだ場合又はそのような事態の発生が予想される場合、り災証明書を発行するための事前準備を行い、体制の整備に努めるものとする。

(1) り災証明書発行のための事前準備

- ア 発行方針の決定
- イ り災証明書の様式の設定
- ウ 資機材等の確保
- エ 申請受付窓口及び人員の確保
- オ り災証明書発行に関する広報活動 等

(2) 被害認定調査のための事前準備

- ア 調査計画の策定
- イ 調査体制の構築及び調査班の編成
- ウ 調査用資機材の調達
- エ 職員研修の実施
- オ 被害認定調査員の確保 等



3 り災証明書の発行

り災証明書は、災害による被害の程度を証明するための書面であり、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく被災者生活再建支援金の申請時や市税の減免申請時等に利用される。

(1) 相談窓口の開設等

被災者からのり災証明申請については、税務課で対応する。また、各種相談については、庁内に専用の窓口及び会場を確保し、開設する。

被害の分類	対象者・対象物	申請窓口
住家	○ 住家（店舗兼住宅を含む）に被害を受けた方 ○ 区分所有建物（マンション）の共用部分に被害を受けられた方	税務課
事業者	○ 店舗、事務所、工場等事業所及び事業用設備等に被害を受けた方	商工観光課
農林水産業関係	○ 農家、漁家 ○ 被害を受けた農水産業用施設・機械、農水産物、農地等	農林政策課、水産振興室

(2) 被害認定調査の実施

被災者からり災証明申請を受けた住家等に対し、被害の程度を判定するため被害認定調査を実施する。調査体制は1班2人程度とし、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月 内閣府）等を基に目視による一次調査を実施するものとする。

なお、り災証明申請を受けた際に、被害状況の写真等を基に、一部破損等の被害の程度が低いと判断されるものについては、被害認定調査の実施を不要とする。

また、事業者を対象とするり災証明申請については、申請者が被害認定調査を希望しない場合は、被害認定調査の実施を不要とする。

(3) り災証明書の発行

被害認定調査より判定された結果等を基に、り災証明書を発行するものとする。

なお、り災証明書の判定結果に対し、被災者は再調査を依頼することが可能であり、その場合は再度建物内部の二次調査を実施し、り災証明書を再発行するものとする。

4 り災証明書発行に関する広報

り災証明に関する体制が整備された際に、り災証明書の発行開始日時、受付会場、申請のために必要な持ち物等について、市ホームページ、市庁舎内及び市広報紙等を活用し、被災者への周知に努めるものとする。

第4 被災者台帳の作成等

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効率的な被災者の援護を実施するものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

1 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏名
- (2) 出生の年月日
- (3) 男女の別
- (4) 住所又は居所（避難先の住所ではなく、被災時の住所とする。※住民票の住所と異なる場合がある）
- (5) 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成（被災時の世帯員とする。※住民票の住所と異なる場合がある。）
- (10) り災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を当該市以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先
- (12) (11)の提供を行った場合は、その旨及び日時
- (13) 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
- (14) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 情報の収集

- (1) 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (2) 市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

また、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、県に対し被災者に関する情報を提供する。

3 台帳情報の利用

市長は、市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

4 台帳情報の利用・提供

- (1) 市長は、以下のいずれかに該当すると認める時は、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために利用または提供することができる。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき

- (2) (1)の場合、提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を、当該台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請対象の被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的

オ その他、台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

- (3) 市長は、台帳情報の提供に関する申請があつた場合、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき、又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、1の(13)の情報を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

第5 災害弔慰金等の支給及び貸付制度

1 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の規定に基づき、宇土市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 15 号）により実施する弔慰金の支給制度である。

(2) 災害障害見舞金

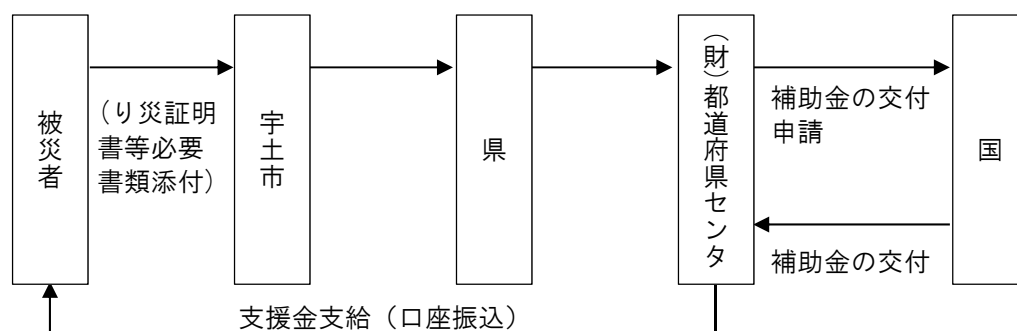
災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の規定に基づき、宇土市災害弔慰金の支給等に関する条例により実施する障害見舞金の支給制度である。

(3) 災害見舞金

宇土市災害見舞金等支給条例（昭和 54 年条例第 31 号）に基づき支給する見舞金制度である。

(4) 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、支援金を支給する制度である。



※県では支援金支給に関する事務の全部を財団法人都道府県センターに委託している。

2 災害援護資金・住宅資金等の貸付

(1) 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の規定に基づき宇土市災害弔慰金の支給等に関する条例により実施する貸付制度である。

(2) 生活福祉資金

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の規定に基づき、低所得世帯に対して、資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的として、宇土市社会福祉協議会が熊本県社会福祉協議会から事務の委託を受けて行う貸付制度である。

第2部 風水害対策編

第2章 災害復旧・復興計画

第5節 被災者の生活支援に向けたトータルケア

(3) 母子父子寡婦福祉資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）の規定に基づき、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子家庭又は寡婦に対し資金を貸し付ける制度である。

(4) 災害復興住宅資金の融資

独立行政法人住宅金融支援機構が住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）に基づき行う被災者向け、低利融資制度である。

法の定める融資適用災害に該当する場合は、住宅金融支援機構南九州支店が被災者に対して、「災害復興住宅資金」の融資を行う。その制度については、災害発生の都度、現地説明会などにより周知を図る。

(5) 農林漁業対策関係融資及び災害補償制度

県は災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

また、災害によって生じた損失を補填して経営の安定を図るため各種の共済、保険制度がある。

(6) 中小企業対策関係融資

被災した中小企業者に対する資金対策としては、金融機関の融資、熊本県信用保証協会による融資の保証等により、事業所の復旧に必要な資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう努める。

第6 租税の徴収猶予、減免等

1 市税等の減免

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は市税等に関わる延滞金の減免に関する規則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 8 号）により、市税等の延滞金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市民税の減免
- (2) 固定資産税の減免
- (3) 軽自動車税の減免
- (4) 特別土地保有税の減免
- (5) 国民健康保険税の減免

2 国税・県税等の減免

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施する取扱いになっている。

3 その他市関係の減免及び徴収猶予等

(1) 国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の猶予及び免除

宇土市国民健康保険条例(昭和34年条例第6号)第14条第1項の規定に基づくもの。(国民健康保険法第44条の規定に基づくもの。)

(2) 国民年金保険料の免除及び学生納付特例

国民年金法(昭和34年法律第141号)第90条第1項第5号、第90条の2第1項第3号、同条第2項第3号、同条第3項第3号、第90条の3第1項第3号の規定に基づき、天災などにより国民年金保険料を納付することが困難なときに申請できるもので、市を経由し国に報告する。

(3) 水道料金の減免

水道料金については、宇土市水道事業給水条例施行[規程\(令和6年3月19日所下水道事業規定第5号\)](#)第27条に基づき、水道料金の軽減又は免除をその都度決定する。

(4) 保育所の保育料の減免

災害により家屋等に著しい損害を受けた場合、保育料の減免を受けられる場合がある。

(5) 介護保険料等の減免

65歳以上の方で、世帯主又は本人が地震により住家等に著しい損害（全半壊程度）を受けた場合、介護保険料が減免になる場合がある。

(6) 後期高齢者医療保険料の減免

災害により、後期高齢者医療保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料が減免できる場合がある。

第7 その他郵便事業等の特別取扱い

災害が発生した場合、その被災状況並びに被災地の実情に応じて以下に掲げる援護対策を実施することになっている。その主なものについて記す。

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱 い
厚生労働省 【熊本労働局】	1 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限延長等の措置を講ずることがある。 (1) 納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が、納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り納期限を延長する。 (2) 制度の周知徹底 市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対しても、当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。
厚生労働省 【公共職業安定所】	1 証明書による失業の認定 災害により、失業の認定日に出頭できない需給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。 2 激甚災害による林業者に対する基本手当の支給 激甚災害に指定された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働保険者は除く）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。 3 雇用調整助成金の特例適用の要請 次の休業等をさせる場合、休業手当に係わる賃金負担の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。 (1) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 (2) 被災地域外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 (3) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合
日本郵便株式会社	1 被災者に対する通常はがき・郵便書留の無償交付 2 被災者の差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて救助用郵便物（救助用物資を内容とするゆうパック、救助用又は見舞い用の現金書留郵便物）の料金免除 4 被災者救済用寄付金送付のための郵便振替料金免除 5 郵便貯金関係 取扱局・取扱期間・取扱業務の範囲を指定して払い戻し等の便宜措置を行う。 6 簡易保険・郵便年金関係 取扱局・取扱期間・取扱業務の範囲を指定して、保険金・貸付金等の支払い・保険料等の払込の際、適宜措置を行う。 7 簡易福祉事業団に対する災害救護活動の要請 8 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害短期融資
日本放送協会	1 NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施 また、医療団・防災班の派遣等の奉仕を図る。 2 被災者の受信料免除 3 状況により避難所へ受信機を貸与する。
N T T 西日本	1 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の免除 (避難指示の日から同解除の日まで) 2 災害による建物被害により仮設住宅等へ電話を移設する契約者の移転工事費の免除
九州電力	電気事業法に基づく、電気供給等に係わる特別措置の適用については、災害の状況をみて電気事業者が経済産業大臣に申請し、認可を得るものとする。

第8 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

市は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第9 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講じる。なお、広報・啓発を行う際は、以下の方法を検討し速やかに実施する。

- インターネットによる情報提供
- 市広報紙への掲載

第6節 復興計画

（全部）

大規模災害により、地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、地域住民等の合意形成や関係機関の諸事業との調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

市は、特定大規模災害等を受けた場合、県に対し、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を要請することができるものとする。

また、市は、必要な場合は、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

その際、県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努める。